

# 中京大学 現代社会学部紀要

2019 第13巻 第2号

---

<論文>

- 何が都市のつながり格差を生み出すのか  
—— 名古屋市における地域間格差の規定要因 ——  
…………… 木田 勇 輔 (1)  
…………… 成 元 哲  
…………… 河 村 則 行
- 終戦直後の花里吉正の闘病生活と誓い  
—— ホームヘルプ事業推進者の苦悩と成長に焦点をあてて ——  
…………… 中 畠 洋 (31)
- 地域生活移行に向けた施設入所支援における青年層入所者の現状と課題  
—— 東海4県の施設調査を通して ——  
…………… 伊 藤 葉 子 (55)  
…………… 河 口 尚 子
- 福島から照射する水俣病をめぐる分断修復の現状と課題  
…………… 牛 島 佳 代 (83)  
…………… 成 元 哲  
…………… 向 井 良 人  
…………… 除 本 理 史
- 長期追跡調査における調査者と調査参加者の関係の変容  
—— 福島原発事故後の親子の生活と健康に関する調査 2013年～19年を中心に ——  
…………… 成 元 哲 (127)  
…………… 三 上 直 之  
…………… 牛 島 佳 代
- 

中京大学現代社会学部紀要編集委員会

# 何が都市のつながり格差を生み出すのか

— 名古屋市における地域間格差の規定要因 —

木 田 勇 輔  
成 元 哲  
河 村 則 行

## 1. 都市のつながり格差の規定要因

NHK が特集番組に「無縁社会」という言葉を用いて社会に衝撃を与えたのは2010年のことであった。それに続く2011年3月には東日本大震災が発生し、「復興に際しての日本全体の支援・協力の意識の高まりだけでなく、地域社会でのつながりを大切にしようとする動きや、結婚に至るカップルの増加などの現象がみられた」<sup>1</sup>ことから、「絆」という言葉がユーキャン新語・流行語大賞のトップテンに選ばれた。「無縁社会」、「単身急増社会」という言葉が広まる一方、「絆」や「つながり」の重要性がある種の理想をこめて語られている(藤森 2010)。こうした時代状況を意識しながらも、一方では実際、都市生活者が日常生活において、どれくらい地域社会や地域とのつながりを意識しているだろうかという疑問を筆者らは持っていた。

一方、バブルが崩壊した1990年代以降、社会的格差が語られ始め、今世紀に入ってから、経済や教育だけでなく、健康、地域、世代、ジェンダーなどさまざまな面で格差が進んでいることが指摘されるようになった(Wilkinson 2005=2009)。こうした社会的格差が人々のつながりを侵食すると指摘する論者も現われた(Kawachi 2002=2004; Marmot 2004=2007;

橋本 2011)。ただ、本稿が着目するのはよりミクロな世界、つまり、都市内部の地域間の経済的な格差の拡大、そのような地域間の格差拡大が近隣におけるつながり格差にどのような影響をもたらすのかという点である。議論の出発点として、われわれが2017年3月に名古屋市内居住者を対象に実施した質問紙調査の自由回答欄から、調査対象者の声を引用しておこう。

(回答 A) (引用者注：地域の居住環境の悪化について) 警察も介入してくれない。こういう住宅、地域、つながりはもちたくないです。自分の身は自分で守れ。

この回答者は、社会経済的に不安定な人が多く居住する地区に住んでおり、地域で周囲とつながりは持ちたくないで自分の身は自分で守れと表明している。この回答からは自らの居住する地域に対する無関心、あるいは住民に対する不信を感じ取ることができるだろう。次に紹介する2つの自由回答は、上記の A とは異なって、近隣との交流が活発な地区のものである。

(回答 B) 最近は昔に比べ近所つきあいが希薄だと言われていますが私の住んでいる所はわりと皆さん仲よく暮らせていると思います。この状態が子供、孫の代まで続けばと。

(回答 C) 現在の居住地域は、7年ほど前から開拓された地域で、小学校低学年以下のお子さんを持つご家族が多いため、子供会や地域のつながりは今後更に活発になってくると感じます。

この地区では近年急速に開発が進んでおり、地区には多数の新住民が居住している。一見するところ、こうした地区では近隣のつながりを作るこ

とは難しいと思われるが、上記の回答で述べられているように新住民層の間でも交流が盛んになっている様子が見えてくる。

これらの自由回答からは、居住地域内のつながり、すなわち、人々のパーソナル・ネットワークの形成において、居住地域の社会環境が重要であることが示唆されている。ある人が地域で社会的ネットワークの形成に成功するかどうかは、その人が居住する地域環境に規定される。前者の回答のようにネットワーク形成に消極的な住民が多い地域と、後者のようにネットワーク形成に積極的な住民が多い地域とでは、地域環境の差が存在する。また、同じ地区内にも個人によって近隣とのつながりには濃淡があり、個人の社会的ネットワーク形成は家族構成や居住形態をはじめ、様々な要因が影響する。

本稿では、上で示した地域住民の「声」を手がかりに、何が都市のつながり格差を生み出しているのか、都市内部の居住地域間に存在する規定要因について探索的な分析を行う。現代日本の都市社会において、地域環境がそこに住む人の社会的ネットワークの形成にどのような影響を及ぼすのか、名古屋市の6学区でのアンケート調査データをもとに、この問いに答えるのが本稿の目的である。

## 2. 都市の人間関係を規定するものは何か

### 2-1. 都市における社会的ネットワーク：都市度による効果

都市住民の社会的ネットワーク形成に関しては、これまでアーバニズム論の視点から多くの研究が行われている。都市化は人間関係の希薄化をもたらすというワースの指摘が、その典型である（Wirth 1938=2011）。だが、これに対して、ガンズやウェルマンによる有力な反論が存在している（Gans 1962a=2012; Wellman 1979=2006）。それは、個人の意識や行動をネットワーク分析に基づいて説明するもので、「属性」から「関係」へと転換させたといえる。また、フィッシャーはパーソナル・ネットワーク研究の視点から、居住地域の都市度が人間関係に与える影響を下位文化理論

として提示した (Fischer 1982=2002)。フィッシャーは都市における人口の集中が多様な下位文化を発達させ、ネットワークの選択性を増加させると主張した。このような主張を前提として、フィッシャーは都市化 (=人口の集中) が進んだ地域に居住することは、友人ネットワークを活発にするという議論を提起した。フィッシャーの下位文化理論の影響を受けながら、日本でも多くの実証研究が生まれた (e.g. 大谷 1995; 松本 2005a; 松本 2005b)。

とりわけ、松本は、名古屋をはじめとした日本の都市で都市度とパーソナル・ネットワークの形成に関する研究を行い、下位文化理論の修正を試みている。2000年に名古屋都市圏で実施した調査から、フィッシャーの理論的予測とは裏腹に、都市度は友人数を減少させる一方、地元都市圏出身者の「中距離」友人数は都市度を増すごとに増加する傾向にあることを示した (松本 2005a)。松本は、回答者の移動履歴の影響が重要であり、個人がその履歴の中で蓄積してきた友人関係を選択的に再生産すると指摘している。

都市度の異なる地域間の比較という観点からは、松本と野沢が1993年に山形市と朝霞市で行った研究を挙げることができる (野沢 2009)。この研究では特に夫婦のパーソナル・ネットワークに力点が置かれている。野沢はこの調査をもとに、社会変動の中で家族とコミュニティがどのように関連し変容していくのかという論点を、「家族・コミュニティ問題」として提起している<sup>2</sup>。また、山形市と朝霞市については、2014年に石黒らによって再び調査が行われ、およそ20年間における両都市のパーソナル・ネットワークの変化が明らかになった (石黒編 2018)。石黒らはこの20年間でICT (情報通信技術) が普及し、社会関係の選択可能性が増大した点に着目している。この研究によれば、全体に「近距離」の関係は減少し「遠距離」の関係がやや増加したが、「近距離」ネットワークの縮小傾向が勝るため、全体としてネットワークは縮小傾向にあるという (石黒編 2018: 5)。

近年では全国ないしは広域的な調査のデータに対してマルチレベル分析を適用する研究が増加している。たとえば、赤枝はJGSS2003のデータを利用し、相談ネットワークを従属変数としてグループレベルの変数にDID（人口集中地区：Densely Inhabited District）人口比率を投入したマルチレベル分析を行っている（赤枝 2011）。その結果として、都市度は非親族の相談ネットワークを増加させるとともに、ネットワーク密度を低下させることが示されている。原田と杉澤もほぼ同様の問題意識から2010年の首都圏における調査のデータを用い、都市度（DID人口比率）がパーソナル・ネットワーク（親族数、隣人数、友人数）に与える影響を検討している（原田・杉澤 2014）。その結果、都市度は「近距離」親族数や隣人数を減少させる一方で、「中距離」友人数を増加させることを示している。これらの研究は松本らが切り拓いた社会的ネットワークに関する都市社会学的研究の系譜を引き継ぐものであったと言える。だが、都市社会学における社会的ネットワーク研究は、ネットワーク形成における都市度や特定の階層の集住の効果（構成効果：compositional effects）を明らかにすることはできたが、個人を超えた地域レベルの文脈効果（contextual effects）を方法論的な観点から議論の俎上に載るのは次に検討するソーシャル・キャピタル論や近隣効果の研究においてである。

## 2-2. 地域の生態学的特性による効果：ソーシャル・キャピタルと近隣効果

1990年代に入ると、地域における社会的ネットワークの重要性を強調する新しい研究の波が生じる。ロバート・パットナムのソーシャル・キャピタル論である。パットナムはイタリアの事例をもとに、地域で形成される信頼、互酬性、社会的ネットワークの3つの要素が基礎となってソーシャル・キャピタルが形成され、これがコミュニティ内部の市民生活に影響を与えるだけでなく州政府のパフォーマンスといった公共的領域にも影響を与えると主張した（Putnum 1992=2001）。次いでパットナムは『孤独なボウリング』を著して、アメリカ社会におけるソーシャル・キャピタルと

市民参加の衰退に警鐘を鳴らした (Putnum 2000=2006)。ソーシャル・キャピタルと市民参加の重要性を訴えるパットナムの議論は、アメリカのみならず世界各国で説得力をもって受け止められ、その後ソーシャル・キャピタルに関する研究は様々な分野に伝播していく。

近年、カワチらは地域の格差やソーシャル・キャピタルが地域全体の健康状態に影響を与えることを示唆している (Kawachi et al. eds. 2008=2008; Marmot 2015=2017)。個人の健康状態が遺伝や生活習慣などの個人的な要因に還元されるのではなく、居住するコミュニティによっても影響を受けるのであれば、そこには個人の努力だけでは解決できないコミュニティ間の格差や不平等が存在することになる。このような研究もまた個人的な要因に還元されないコミュニティ間の格差と不平等の存在を示唆している。日本でも近藤らが地域のソーシャル・キャピタルが健康にどの程度の影響を与えるのかという点についての研究を進めている (近藤ほか 2010)。

こうしたコミュニティレベルでの格差や不平等といった近隣効果 (neighborhood effect) に関する議論は、1960年代以降、主として黒人貧困層からなるゲットーの存在と貧困の世代間連鎖が大きな社会問題となり、社会政策上の解決策を探求するためにウィルソンらを中心に学術的な議論が盛んに展開されるようになった (Wilson 1987=1999)。このような中で、シカゴをフィールドとした大規模調査を行い、コミュニティレベルでの格差や不平等など地域特性がコミュニティのウェルビーイング (健康幸福度) にどのように影響を与えるのかを問う Sampson らの研究が大きな注目を集めた。地域特有の何か別の要因が存在するというのが文脈効果であるが、これは個人レベルの要因の影響を補正しても地域レベルの要因の影響が見られる場合である。Sampson は 1997 年の論文で、コミュニティレベルの集合的効力感が地域の犯罪を促進または抑制する効果を持つことを明らかにし、後続の研究に大きな影響を与えた (Sampson et al. 1997)。

都市研究における近隣効果は、特定の地域に貧困層が集中し不利益が蓄

積することにより、個人の行動や態度にもネガティブな影響を与える現象を指す。 Sampson は Wilson の研究を引き継ぎつつ、シカゴを対象とした体系的な観察研究 (Systematic Social Observation) によって地域特性をコーディングし、文脈効果としての集合的効力感の存在を明らかにした (Sampson 2012)。日本では川野が大阪市での調査をもとに、住民の貧困観が居住地区の影響を受け、近隣効果が存在することを示している (川野 2012)。また、原田と杉澤は集合的効力感の一要素である社会的凝集性を導入し、この変数が居住満足度に正の影響を与えるという分析結果を関東圏における調査を用いて示している (原田・杉澤 2015)。

Sampson らが用いた集合的効力感の中には社会的凝集性を測定する項目が含まれており (Sampson et al. 1997; Sampson 2012)、その問題意識はソーシャル・キャピタル論のそれと重なり合う部分大きい<sup>3</sup>。近年では Putnam が『われらの子ども』において Sampson らの近隣効果論についてのレビューを行い、その重要性を改めて強調している (Putnam 2015=2017)。日本国内でのいくつかの研究でも Sampson らの用いた集合的効力感を認知的ソーシャル・キャピタルの一種として扱うものが多い (原田 2016; 木田ほか 2018)。これまで都市社会学における社会的ネットワーク論の系譜と、ソーシャル・キャピタル論および近隣効果論に着目して先行研究のレビューを行った。以上の先行研究を踏まえ、居住地区の生態学的特性が近隣でのネットワーク形成に与える影響について着目する。

### 3. 本研究における仮説と研究方法

#### 3-1. 仮説

筆者らはこれまで名古屋都市圏を対象に調査研究を続け、2017年3月にはその一環として名古屋市6学区で質問紙調査を実施した<sup>4</sup>。本稿では居住地区の生態学的特性が近隣でのネットワーク形成にどのような影響を与えるのかという点に着目し、データを用いて検証を行う。社会的ネットワークといっても様々なタイプのものがあるが、本稿が着目するのは近

隣との交流を中心としたネットワークである。個人の社会的ネットワーク形成を促進する要因は様々に存在するであろうが、本稿では回答者個人が持つ諸特性だけでなく居住する地域特性の効果を考慮する。古くはポットが論じているように (Bott 1955=2006)、居住地区の特性は住民の社会的ネットワークの形成に大なり小なりの影響を与えると考える。それでは、近隣との交流はどのような条件のもとで促進され、どのような条件で抑制されるのであろうか。以下では既存の研究をもとに、いくつかの仮説を構築していきたい。

前述のとおり、都市化によって人間関係の希薄化がもたらされるというワースの説には様々な批判が存在するが、その一つとして挙げられるのがカサルダとジャンウィッツである (Kasarda and Janowitz 1974)。カサルダらはワースに代表されるようなコミュニティ解体説に対抗して、地域コミュニティを様々な社会関係による複雑なシステムとして捉え、若い世代や移住者たちはコミュニティのライフサイクルの中で統合されていくといういわゆるシステムモデルを提唱した。このシステムモデルはのちに Sampson によってイギリスの全国調査のデータで検証され、この理論の妥当性を支持する分析結果が出ている (Sampson 1988)。この議論に依拠すれば——仮に人間関係が希薄だといわれる都市度の高い地域であっても——特定の地域に継続的に居住することは近隣との交流ネットワークの形成を促すと予想される。よって、一つ目の仮説は以下のとおりである。

仮説 1：特定の地域に継続的に居住することは、近隣との交流ネットワークの形成を活発にする。

次に、居住地区の階層的特性が近隣でのネットワーク形成に与える影響について検討し、日本の都市コミュニティの研究に適用できる仮説を引き出したい。先述のポットをはじめとして、労働者階級が集住する地区で近隣での交流が盛んであることを主張する議論は古くから数多く行われてき

た。ハーバート・ガンズは1950年代後半にイタリア系住民が集住していたボストン・ウェストエンド地区の参与観察を行い、親族関係を基礎とした「仲間集団社会」が存在することを明らかにしたが、ガンズの説明によれば、それは労働者階級の文化的特性に基づくものである（Gans 1962b=2006）。また、ガンズによれば、流動性の低いコミュニティにおいては「都市の中の村」とでもいうような親族関係と第一次集団を強調する生活様式が生まれるという（Gans 1962a=2012: 66）。このような議論から、労働者階級（操作的にはブルーカラー層）が集住する地区では階層的同質性を基礎として近隣での交流が生じることが予想される。

その一方で、1980年代に提示されたウィルソンの議論は、ゲッターから中流階級や安定的な仕事を持つ労働者階級が退出したことで、コミュニティの解体が起こったことを強調するものであった。ウィルソンによればアメリカのインナーシティの貧困層はお互いを隣人として認め合うことが難しく、それゆえに住民がまとまって行動することは困難であるという（Wilson 1987=1999）。日々の暮らしでせいっぱいであるという思いを抱える人々は、近隣との交流に割く時間的・精神的余裕は少ないであろう。こうした地区では近隣における低調な交流が不信感を生み、その不信感がさらに交流を抑制するといった悪循環が生じることがも予想される。

以上のような検討から、以下のような複数の仮説を提示したい。

仮説2：個人的な要因をコントロールした上でも、居住地区は近隣との交流ネットワークの形成に一定の影響を与える。

仮説2A：ブルーカラー層が集住する階層的同質性の高い地区に居住することは、近隣との交流ネットワークの形成を活発にする効果を持つ。

仮説2B：不利な条件が集積する地区に居住することは、近隣との交流ネットワークの形成を低下させる効果を持つ。

仮説2は2A、2Bの前提となる仮説である。つまり、まず仮説2の検証を行い、その妥当性が認められれば仮説2Aと2Bの検証を行う。ガンズの議論をもとにすると、仮説2Aはブルーカラー層が集住するような地区の中でも不安定な生活を強いられる層が少ない地区に当てはまり、仮説2Bはより不利な条件が集積する地区に当てはまると考えられる。

### 3-2. 調査対象とデータ

今回の分析で用いるのは2017年に実施した「名古屋都市圏における地域のつながりと生活満足度に関する調査」によって得たデータである。調査にあたっては調査時に利用可能であった2005年、2010年の国勢調査における人口増加率と職業階層などを基準として、特徴がはっきりとした名古屋市内の6つの小学校区を有意抽出した。この有意抽出した6学区に居住する30～70歳の有権者(年齢は2016年12月31日時点)を対象として、



図1 調査対象学区

1学区から500名ずつを各学区の有権者名簿から等間隔抽出を行った。各学区の回収率は表1に示したとおりである。

表1は調査時点に最も近い2015年の国勢調査の集計を用いて、各学区の階層的特性を示したものである。各学区の特徴を簡単に記しておこう。滝川学区（昭和区）は周辺に大学が複数存在するいわゆる文教地区である。上層ホワイトカラーの比率が高く、この中では階層の高い人々が最も集住している地区であると判断できる。老松学区（中区）は都心部に近く、JR・地下鉄鶴舞駅に近いという利便性の高さから、近年急速に人口が増加している。いわゆる都心回帰型の地区であり、上層ホワイトカラーの比率を基準とすると、6学区の中では滝川に次いで階層の高い人々が集住する地区である。大須学区（中区）は中心市街地である栄エリアの南に存在しており、活気のある商店街で知られた地区である。自営業・家族従業者の比率が高い一方で、単身者の比率も高いという特徴を持っている。都心商業エリアの特徴を持っている。大高南学区（緑区）はJR駅やショッピングセンターの設置など、近年急速に開発が進んでいる地区である。もともとはブルーカラー層の多い地区であったが、近年の急速な宅地開発の進展によりホワイトカラー層の比率が急速に高まっており、現在は両者が混住するような住民構成である。東海学区（港区）はブルーカラー層の比率

表1 調査対象学区の基本データ<sup>1)</sup>

| 学区<br>(行政区)                  | 滝川<br>(昭和) | 老松<br>(中) | 大須<br>(中) | 大高南<br>(緑) | 東海<br>(港) | 港西<br>(港) | (参考)<br>名古屋市 |
|------------------------------|------------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|--------------|
| 人口増加率(2005-2010)             | -1.1%      | +11.5%    | +1.8%     | +49.1%     | -14.3%    | +4.4%     | +2.2%        |
| 人口増加率(2010-2015)             | +6.4%      | +16.4%    | -1.6%     | +47.4%     | -10.2%    | +6.5%     | +1.4%        |
| 上層ホワイト比率(2015) <sup>2)</sup> | 34.9%      | 22.4%     | 18.4%     | 21.5%      | 12.8%     | 9.7%      | 19.6%        |
| ブルー比率(2015) <sup>3)</sup>    | 9.5%       | 12.3%     | 13.1%     | 30.8%      | 37.5%     | 45.5%     | 24.8%        |
| 自営業比率(2015) <sup>4)</sup>    | 8.2%       | 9.2%      | 13.5%     | 4.3%       | 7.4%      | 8.3%      | 9.2%         |
| 完全失業率(2015)                  | 3.3%       | 4.0%      | 4.9%      | 3.7%       | 5.1%      | 4.2%      | 4.0%         |
| 派遣社員比率(2015)                 | 2.6%       | 2.8%      | 3.0%      | 3.5%       | 7.3%      | 3.8%      | 2.9%         |
| 外国人比率(2010) <sup>5)</sup>    | 4.5%       | 8.8%      | 5.3%      | 4.9%       | 11.8%     | 4.1%      | 2.4%         |
| 調査票回収率                       | 38.6%      | 25.0%     | 28.4%     | 31.4%      | 32.2%     | 25.4%     | -            |

出典：国勢調査「名古屋の学区別人口」

1) 調査時点に最も近い2015年国勢調査の集計を示している。ただし、調査対象地区の選定にあたっては選定時に利用可能であった2010年国勢調査の集計を参考にした。

2) 管理・専門技術の合計

3) 生産工程・輸送・機械運転、建設・探掘、運搬・清掃・包装等の合計

4) 自営業、家族従業者の合計

5) 無国籍及び国名「不詳」を含む。

が高い地区である。地域内に団地が存在しており日系ブラジル人が集住しているが、リーマンショックなどの影響により人口が急減した。最後に港西学区（港区）は上層ホワイトカラーの比率が低い一方で、ブルーカラー層の比率が非常に高い地区である。

上層ホワイトカラー層の比率を基準とするならば、今回の対象学区では滝川が最も階層が高く、老松がそれに続き、大高南と大須が中程度であり、最後に東海と港西が続く。ブルーカラー層の比率を基準とするならば、大高南と大須の順位が入れ替わる。さしあたって、ここではブルーカラー層の比率を基準として、分析結果を滝川、老松、大須、大高南、東海、港西の順に示すことにしよう。

今回の分析で特に注目したのは東海と港西の2つの学区である。この二つの学区が所在する港区は、工業地帯として発展した歴史を持つエリアである<sup>5</sup>。いずれもブルーカラー層の多い学区であるが、不利な条件を持つ人々の集積という点では差が見られる。ここでは学区内の完全失業率と派遣社員、外国人住民の比率を指標として見ていこう<sup>6</sup>。完全失業率、派遣社員比率とも東海学区は港西学区に比べて高い値であることが分かる。また、前述のとおり東海学区の中には日系ブラジル人が集住する住宅団地が存在するため、現在でも外国人比率は11.8%と高い値を示している。これらの点から、同じブルーカラー層の集住する学区ではあるが、東海学区では不利な条件を持つ人々が集積している一方で、港西学区はそうした人々が少ないことが分かるだろう。先に提示した仮説に基づくならば、港西学区では仮説2Aが妥当し東海学区では仮説2Bが妥当するはずである。すなわち、港西学区では近隣との交流が活発であることが予想され、東海学区では近隣との交流が活発ではないことが予想される。

### 3-3. 分析の方法

今回の調査は有意抽出した6学区から回答者を無作為抽出していることから、回答者はそれぞれの学区にネスト（nest）されているとみなすこと

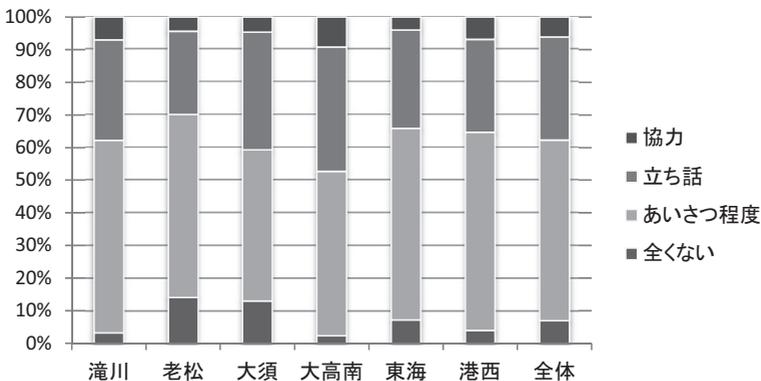
ができる。こうしたデータに対しては、近年の研究ではランダム効果を投入したマルチレベル分析を行うことが多い。マルチレベル分析の強みは集団ごとにネストされた階層的なデータに対して、個人単位の効果とグループ単位の効果を分別することができる点である。しかしながら、今回用いる調査データは個人をネストしているグループの数が6つと少ないため、マルチレベル分析に適したデータ構造であるとは言いがたい。また、6つの学区は有意抽出されているため、学区という変数は定性的、つまりカテゴリカルなものとして捉えた方がよいだろう。そのため、今回の分析には参照カテゴリーを除いた各学区のダミー変数を回帰モデルに投入するという手法が適していると判断した。

分析に用いる変数は以下のとおりである。まず、従属変数として近隣における交流ネットワークを測定した項目を用いる。具体的には近所づきあいの頻度と人数をそれぞれ4件法で回答を得ている。前者は「あなたは、ご近所の方とどのようなおつきあいをされていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。」というものであり、選択肢は「1. 互いに相談したり日用品の貸し借りをするなど、生活面で協力しあっている人もいる」「2. 日常的に立ち話しをする程度のつきあいはしている」「3. あいさつ程度の最小限のつきあいしかしていない」「4. つきあいは全くしていない」である。後者は「つきあっているご近所の人の数について、あてはまるものを1つ選んでください」というものであり、選択肢は「1. 近所のかなりの人と面識・交流がある（概ね20人以上）」「2. ある程度の人と面識・交流がある（概ね5～19人）」「3. 近所のごく少数の人とだけと面識・交流がある（概ね4人以下）」「4. 隣の人がだれかも知らない」である。この2つの質問に対する回答を高いほど近所づきあいの頻度・人数の度合いが高くなるように逆転させた。

独立変数については以下のとおりである。まず基本属性として性別（男性ダミー）と年齢（9段階）を用意した。次に、家族構成に関する変数として有配偶ダミーと世帯規模を用いた。また、継続的な居住に関する変数

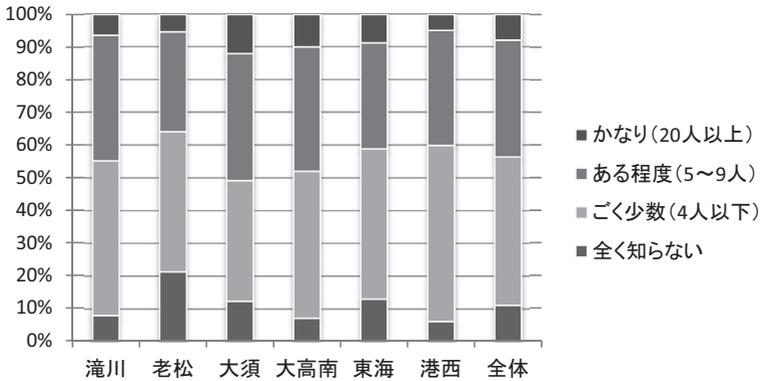
として居住年数（6段階）に加えて、居住の主要なきっかけになると予想される持ち家ダミーを採用した<sup>7</sup>。個人の社会経済的地位については学歴（大卒ダミー）、世帯年収、職業（7種類）を用いた。もし仮説1が妥当するとすれば、居住に関連する持ち家ダミーと居住年数が有意な効果を持つと予想される。最後に、仮説2を検証する際に用いる居住学区である。居住学区についてはカテゴリカル変数として扱っているが、回帰分析にあたっては階層のもっとも高い滝川学区を参照カテゴリーとしたダミー変数を投入した。

分析に先だって、学区ごとに近隣での交流ネットワークの頻度・人数をそれぞれクロス集計した結果を図2、図3に示す。クロス集計の段階では老松学区が交流ネットワークの頻度・人数とも低い傾向がある。例えば、老松学区では近所づきあいが「全くない」という回答者が14.0%、近隣住民を「全く知らない」という回答者が21.1%に上る。ただし、老松学区では都心回帰が進んでいることから、サンプルの中にも居住年数の浅い住民が多くいる。今回のデータでは居住年数5年未満の回答者が36.0%であり、これは6学区の中で最も高い値である。回帰モデルによって諸変数の効果



$$X^2 = 34.412, df = 15, p = .003$$

図2 各学区における近隣との交流（頻度）の分布



$$X^2 = 28.488, df = 15, p = .019$$

図3 各学区における近隣との交流（人数）の分布

を調整した上でもなお、老松学区における交流ネットワークは低調な傾向があるのか——それとも他により低調な学区が存在するのか——を検討する必要がある。

分析にあたっては順序ロジットモデルで推定を行う。順序ロジットモデルは順序尺度の従属変数に適したモデルである。今回の分析では平行性の仮定を置いた。仮説2の検証にあたっては居住学区の効果の大きさが焦点となる。もし、居住学区が社会的ネットワークに効果を持たないとすれば、どのような学区をサンプリングしたとしても居住学区の効果は個人属性をコントロールしたうえで推定すればゼロであると考えられる。そこで、本稿では居住学区を投入しないモデル（reduced model）と居住学区を投入したモデル（full model）について尤度比検定を行い、居住学区の投入がモデルを有意に改善するかどうかを確認する。分析にあたっては統計環境Rを利用した<sup>8</sup>。欠損値のあるケースを除いた737ケースを使用するが、記述統計量については付表を参照してほしい。

## 4. 分析の結果

### 4-1. 近隣の交流ネットワークに関する地域差の分析

順序ロジットモデルによる推定は表2に示したとおりである。まず、性別の効果について見よう。パーソナル・ネットワークに関する先行研究では男性よりも女性の隣人数が多いことが報告されてきた(原田・杉澤2014; 石黒編 2018)。今回の分析では、男性ダミーは近隣との交流の頻度に対して統計的に有意なマイナスの効果が見られた。その一方で、近隣との交流の人数についてもマイナスの係数が推定されているが、検定の結果は10%水準を僅かに超える程度( $p=.10$ )であり有意ではなかった。年齢については高いほど近隣との交流の頻度・人数ともに上昇する傾向が見られた。高齢者ほど近隣との交流のネットワークが強いと言えるだろう。また持ち家と居住年数についてもそれぞれ頻度・人数の双方にプラスの効果が見られたが、まとめて言えば継続的な居住が近隣との交流を強めると考えることができるだろう。家族形態に関しては配偶者ダミーと世帯規模にそれぞれ頻度・人数の双方にプラスの効果が見られた。配偶者の存在は近隣との交流を高め、また規模の大きい家族の中で生活することも近隣との交流を促進するということになる。職業については有意な効果が見られなかった。この結果から、仮説1は支持されたと言ってよいだろう。長期間にわたる居住という要素は、近隣との交流ネットワークを形成するには今日の日本の都市においても極めて重要である。

最後に、居住学区(参照カテゴリーは滝川学区)について見ると、近隣との交流の頻度については大高南学区のみ統計的に有意なプラスの効果が見られた。その一方で、人数については大高南学区のみ10%水準のプラスの効果が見られた<sup>9</sup>。尤度比検定を行ったところ、居住学区の投入は頻度・人数のモデル双方を有意に改善することが分かった(頻度:LR.stat=14.567, df=5,  $p=.012$ 、人数:LR.stat=14.336, df=5,  $p=.014$ )。つまり、個人的な要因を統制してもなお、近隣との交流ネットワークには統計的に有意な地域差が見られるということである。この点から仮説2は支持され

たと言えるだろう。

表2の推定値をもとに個人的要因をコントロールした（つまりそれぞれ平均値を代入した）場合の学区ごとの予測値を図4、図5に示した。社会階層的には6学区の中で中程度に位置している大高南学区が、交流の頻度・人数ともに6学区の中でもっとも高い傾向がある。このことから、社会経済的地位の高い人々の集積が近隣における交流ネットワークを強めるといふ単純なメカニズムが働いているわけではないことが分かる。老松学区はクロス集計の段階では近隣での交流が盛んではない傾向が見られたが、その

表2 近隣との交流ネットワークの規定要因  
(順序ロジットモデル)

|                | 頻度(4段階)   | 人数(4段階)   |
|----------------|-----------|-----------|
| 男性(ダミー)        | -.491 **  | -.279     |
| 年齢(9段階)        | .131 **   | .117 **   |
| 大卒(ダミー)        | -.021     | -.319     |
| 世帯年収(7段階)      | -.006     | .048      |
| 持ち家(ダミー)       | .399 *    | .734 ***  |
| 居住年数(6段階)      | .330 ***  | .369 ***  |
| 配偶者(ダミー)       | .594 **   | .409 *    |
| 世帯規模(6段階)      | .275 ***  | .294 ***  |
| 職業:管理          | -.311     | .117      |
| 職業:専門          | -.307     | .170      |
| 職業:事務          | -.176     | -.077     |
| 職業:サービス        | -.359     | -.192     |
| 職業:自営          | .440      | -.041     |
| 職業:ブルー         | -.057     | .355      |
| 居住学区(ref. 滝川)  |           |           |
| 老松             | -.135     | -.076     |
| 大須             | -.098     | .339      |
| 大高南            | .536 *    | .454      |
| 東海             | -.329     | -.204     |
| 港西             | -.341     | -.375     |
| 切片1            | .134      | 1.315 **  |
| 切片2            | 3.856 *** | 4.248 *** |
| 切片3            | 6.346 *** | 6.784 *** |
| McFadden R-sq. | .109      | .119      |
| Log-likelihood | -687.614  | -757.574  |
| AIC            | 1419.228  | 1559.148  |
| N              | 737       | 737       |

※表中の値はロジスティック回帰係数

予測値は大須学区や滝川学区に近い水準であった。この結果は、老松学区における近隣における交流の活性の低さが、主に居住年数の短さなどの個人的な要因に基づいたものである可能性を示す。

その一方で東海と港西という港区の2学区の予測値は、6学区の中で最も低いレベルにある。港西学区の係数の推定値は頻度・人数とも最も小さな値であり、この結果は仮説2Aに反するものである。今回の結果からは、港西学区における近隣の交際は6学区の中で最も低調であり、今回の分析からはブルーカラー層の集住が近隣において活発な交流ネットワークを生み出すとは言いがたい結果である。その一方で、東海学区の係数の推定値は頻度・人数とも港西学区に次いで小さな値であった。この結果からは仮説2Bには一定の説得力があるように思われる。ただし、仮説2Bは不安定な層が相対的には少ないはずの港西学区の結果を説明することができないという問題もある<sup>10</sup>。今回の分析からは近隣の交流ネットワークが居住地から影響を受けるという仮説2は実証されたが、仮説2Aは実証されず、仮説2Bによる説明にも一定の限界があると言えるだろう。

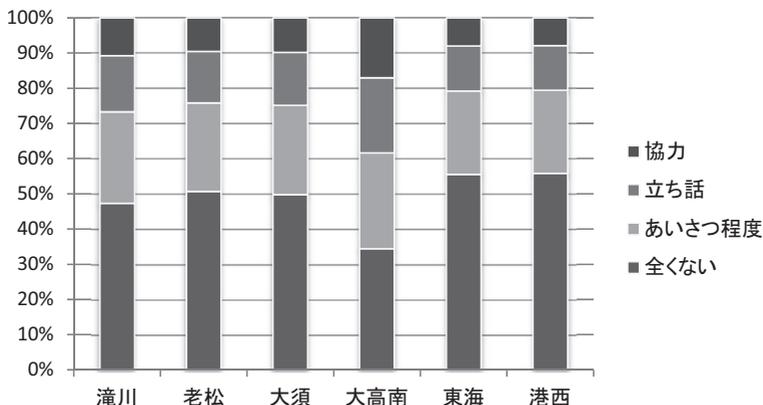


図4 各学区における交流ネットワーク（頻度）の予測値

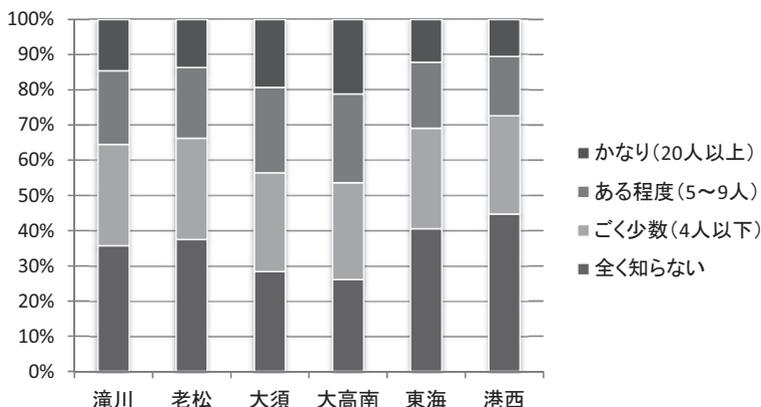


図5 各学区における交流ネットワーク（人数）の予測値

#### 4-2. 近隣ネットワークの性差と地域差

次に、視点を変えて近隣ネットワーク形成における性差について検討したい。先行研究では男女間でネットワーク形成のメカニズムが大きく異なることが示唆されてきた（野沢 2009; 石黒編 2018）。そこで、本研究でも男女別にサンプルを分けて表2の分析と同じ分析を再度実施する。表3はその結果である。まず、目を引くのが年齢の効果であり、女性では頻度・人数ともに有意な効果が見られたが、男性では頻度・人数ともに有意な効果が見られなかった。この結果は高齢女性が近隣との交流を積極的に行っていることを示唆する。また、女性においては非大卒であることが交流ネットワークの人数を有意に拡大する傾向が見られた。居住年数については男女ともに交流ネットワークの頻度・人数を有意に強める傾向がある。配偶者ダミーについては男性のみ頻度・人数に対しての有意な効果が見られた。このことが示唆するのは、男性にとって配偶者の存在が近隣における交流を高めるきっかけになるということであろう。世帯規模については女性においてのみ頻度・人数に有意な効果が見られた。見方を変えれば、男性の近隣との交流は世帯規模に影響を受けないということになる<sup>11</sup>。職業

表3 男女別近隣との交流ネットワークの規定要因 (順序ロジットモデル)

|                | 頻度(4段階)   |           | 人数(4段階)   |           |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|                | 男性        | 女性        | 男性        | 女性        |
| 年齢(9段階)        | 0.054     | 0.211 *** | 0.032     | 0.2 ***   |
| 大卒(ダミー)        | 0.461     | -0.431    | -0.151    | -0.517 *  |
| 世帯年収(7段階)      | -0.148    | 0.072     | 0.039     | 0.04      |
| 持ち家(ダミー)       | 0.584     | 0.198     | 1.146 *** | 0.492 *   |
| 居住年数(6段階)      | 0.352 **  | 0.251 **  | 0.328 **  | 0.373 *** |
| 配偶者(ダミー)       | 1.424 *** | 0.15      | 0.699 *   | 0.264     |
| 世帯規模(6段階)      | 0.123     | 0.427 *** | 0.131     | 0.444 *** |
| 職業:管理          | -0.432    | -0.241    | 0.017     | 0.09      |
| 職業:専門          | -0.511    | -0.119    | 0.066     | 0.35      |
| 職業:事務          | -0.259    | -0.099    | -0.517    | 0.234     |
| 職業:サービス        | -0.375    | -0.404    | -0.164    | -0.265    |
| 職業:自営          | 0.089     | 0.726     | -0.296    | 0.167     |
| 職業:ブルー         | -0.067    | -0.109    | 0.289     | 0.34      |
| 居住学区 (ref. 滝川) |           |           |           |           |
| 老松             | 0.401     | -0.494    | 0.628     | -0.698 *  |
| 大須             | -0.216    | -0.027    | 0.727     | 0.053     |
| 大高南            | 0.283     | 0.77 *    | 0.341     | 0.484     |
| 東海             | 0.064     | -0.669    | 0.227     | -0.591    |
| 港西             | 0.404     | -0.682    | 0.06      | -0.706 *  |
| 切片1            | 0.118     | 0.387     | 1.183     | 1.595 **  |
| 切片2            | 4.244 *** | 3.97 ***  | 4.208 *** | 4.58 ***  |
| 切片3            | 6.811 *** | 6.546 *** | 6.591 *** | 7.296 *** |
| McFadden R-sq. | 0.123     | 0.126     | 0.112     | 0.144     |
| Log-likelihood | -267.76   | -401.709  | -321.514  | -422.819  |
| AIC            | 577.521   | 845.418   | 685.027   | 887.637   |
| N              | 315       | 422       | 315       | 422       |

※表中の値はロジスティック回帰係数

については男女ともに有意な効果は見られなかった。以上の分析からいえば、家族構成に関する変数は男女間で異なった効果を持つものの、仮説1で示した継続的な居住に関する変数の効果については男女間の差異は小さいと判断してよいであろう。

それでは仮説2で焦点となった居住学区の効果はどうであろうか。分析結果を見ると、女性の交流ネットワークの頻度において大高南学区の効果が有意であった。また、女性の交流ネットワークの人数において、老松学区と港西学区の効果が有意であった。係数を見ると、男性では交流ネットワークの頻度において大須学区がマイナスであることを除けば、すべてプラスの値である。つまり、男性サンプルにおいて滝川学区での居住は交流ネットワークを弱める傾向がある。とはいえ、男性サンプルの交流ネットワークの頻度・人数に関する2つの分析について尤度比検定を行うと、居

住学区の投入はモデルを有意に改善するとは言えない（頻度：LR.stat=3.036, df=5, p=.694、人数：LR.stat=5.05, df=5, p=.410）。その一方で、女性サンプルの交流ネットワークの頻度・人数に関する2つの分析について尤度比検定を行うと、居住学区の投入はモデルを有意に改善することが明らかになった（頻度：LR.stat= 24.622, df=5, p=.000、人数：LR.stat= 19.695, df=5, p=.001）。係数の大きさを基準とすると、頻度については東海学区と港西学区、そして老松学区に居住した場合に少なくなる傾向が見られた。また、人数についてもやはり港西学区、老松学区、そして東海学区に居住した場合に小さくなる傾向が見られた。この結果は、女性は近隣との交流ネットワークの形成において、男性よりも居住する地区からの影響を強く受けることを示している。

## 5. 議論とまとめ

本稿では日本の都市におけるつながりのあり方について問題提起を行い、名古屋市の6学区を事例に、近隣とのつながりの居住地間格差について分析を行った。本稿における分析の結果をまとめ、その含意について検討する。

第一に、「特定の地域に継続的に居住することは、近隣との交流ネットワークの形成を活発にする」という仮説1は、本稿の分析において最も強く支持された。これはコミュニティ研究の分野では古典的なカサルダとジャノウイツのシステミックモデルによる予測と整合的な結果である。今日の日本の都市における近隣との交流ネットワークの形成メカニズムを捉えるうえで、継続的な居住はその基底要因と言える。

第二に、本稿の分析の結果は居住地区の生態学的特性が近隣ネットワーク形成に影響を与えることを明らかにした（仮説2）。ただし、「ブルーカラー層が集住する階層的同質性の高い地区に居住することは、近隣での交流を活発にする効果を持つ」という仮説は支持されず、「ブルーカラー層が集住する地区の中でも、不利な条件を抱えている人々が多く住んでいる

地区に居住することは、近隣での交流を低下させる効果を持つ」という仮説も部分的な説明力しかもっていなかった。今回提示した仮説 2A と 2B は必ずしも分析結果を整合的に説明するものではなかった。居住地区の特性が近隣のつながりの格差に直接結びつくのかどうか、また結びつくのであれば、それはどのようなメカニズムであるのかは重要な論点であるが、現段階では未解明な部分が多く、今後も継続的な検討が必要である。

第三に、本稿で得られた重要な知見として、居住地区の効果が男性よりも女性により強く生じていた点を挙げるができる。なぜ、女性は男性よりも近隣との交流について居住地の影響を受けやすいのであろうか。理由の一つとして、女性は男性よりも地域コミュニティに密接した生活を送っていることが考えられる。性別役割分業の意識は若い世代ほど薄れつつあるとはいえ、隣近所との交際の担い手が妻であるという例は今日でも少なくないであろう。今回の分析では夫や妻といった家庭内での役割は考慮していないが、今後は野沢らが注目した夫婦間の役割とネットワーク形成（の変化）についても考察を深めていく必要がある（野沢 2009）。また、本稿の分析は近隣との交流が築きにくい地区に居住した場合、女性は男性よりも強く影響を受けてしまう可能性を示している。ソーシャル・キャピタルの形成という観点からは、近隣との交流が不活発な地域において女性をいかに支援していくかを考えていく必要がある。

最後に本稿の課題について述べておく。本稿の知見は有意抽出した 6 学区の比較から得られたものであり、知見の一般化には一定の限界がある<sup>12</sup>。この問題を解決するためには、例えば調査対象地区（学区）を増やし、個人と地区を単位としたマルチレベル分析を実施する方法が考えられるだろう。マルチレベル分析には、グループレベルの変数を投入しその効果を推定できるという利点もある。たとえば、個人レベルの近隣での交流に対しては地区における階層構成、人口の増減、町内会の加入率などが影響を与えている可能性があるが、マルチレベル分析ではこれらの変数の効果についても推定が可能である。しかしながら、マルチレベル分析を実施するた

めには、改めて大規模な調査を実施する必要があるため、これについては今後の課題としたい<sup>13</sup>。

付表 分析に使用する変数の記述統計量

|               | N   | 標本平均  | 標準偏差  | 最小値 | 最大値 |
|---------------|-----|-------|-------|-----|-----|
| 近隣との交流(頻度)    | 737 | 2.369 | .703  | 1   | 4   |
| 近隣との交流(人数)    | 737 | 2.407 | .785  | 1   | 4   |
| 男性(ダミー)       | 737 | .427  | .495  | 0   | 1   |
| 年齢(9段階)       | 737 | 5.126 | 2.403 | 1   | 9   |
| 大卒(ダミー)       | 737 | .398  | .490  | 0   | 1   |
| 世帯年収(7段階)     | 737 | 3.750 | 1.833 | 1   | 7   |
| 持ち家(ダミー)      | 737 | .657  | .475  | 0   | 1   |
| 居住年数(6段階)     | 737 | 4.723 | 1.348 | 1   | 6   |
| 配偶者(ダミー)      | 737 | .666  | .472  | 0   | 1   |
| 世帯規模(6段階)     | 737 | 2.696 | 1.293 | 1   | 6   |
| 職業:管理         | 737 | .115  | .320  | 0   | 1   |
| 職業:専門         | 737 | .159  | .366  | 0   | 1   |
| 職業:事務         | 737 | .151  | .358  | 0   | 1   |
| 職業:サービス       | 737 | .157  | .364  | 0   | 1   |
| 職業:自営         | 737 | .077  | .267  | 0   | 1   |
| 職業:ブルー        | 737 | .069  | .254  | 0   | 1   |
| 居住学区:滝川(ref.) | 737 | .212  | .409  | 0   | 1   |
| 居住学区:老松       | 737 | .155  | .362  | 0   | 1   |
| 居住学区:大須       | 737 | .147  | .354  | 0   | 1   |
| 居住学区:大高南      | 737 | .178  | .383  | 0   | 1   |
| 居住学区:東海       | 737 | .171  | .377  | 0   | 1   |
| 居住学区:港西       | 737 | .138  | .346  | 0   | 1   |

## 〔注〕

- <sup>1</sup> 公式ウェブサイトより (<https://www.jiyu.co.jp/singo/index.php?eid=00028>、2019年8月2日最終閲覧)。
- <sup>2</sup> この文脈に関連して、とくに女性の子育てをサポートするためのネットワークに関する研究は多い(前田 2004; 立山 2011)。
- <sup>3</sup> 日本ではソーシャル・キャピタル論の視点から、地域における犯罪検証効果を検討した研究がある(高木ほか 2011)。

- 4 この調査は2016年度中京大学特定研究助成(代表：成元哲)によるものである。
- 5 港区では高度経済成長期には湾岸部の埋め立てが進み、数多くの工場が立地するとともに周辺の宅地開発が進められてきた。行政区全体としてもブルーカラー層が多い住民構成であり、2015年の国勢調査のデータによるとその構成比は40.2%である。
- 6 国勢調査の小学校区集計では「パート・アルバイト・その他」のデータも利用可能であるが、これを用いると学生や仕事を持つ主婦の多い地区で高めの値が出る可能性があるため、今回は利用しない。
- 7 一戸建てかマンションかといった住居形態の違いも影響を与える可能性はある。だが、本稿の関心は仮説1で述べた特定地域における継続的な居住の効果にあるため、分析においては住居形態ではなく持家ダミーを用いた。
- 8 順序ロジットモデルについてRではMASSパッケージのpolr関数、VGAMパッケージのvglm関数、ordinalパッケージのclm関数など、推定にあたって複数の選択肢がある。今回は他のパッケージとの兼ね合いでordinalパッケージのclm関数を用いて推定を行った。
- 9 参照カテゴリーを係数のもっとも大きい大高南学区に設定した場合、近隣との交流の頻度においては東海学区の推定値の検定結果が $p<.001$ 、港西学区の推定値の検定結果が $p<.01$ である。同様に大高南学区を参照カテゴリーとした場合、近隣との交流の人数においては東海学区の推定値の検定結果が $p<.01$ 、港西学区の推定値の検定結果が $p<.01$ であった。
- 10 東海・港西の2学区の住民には今後の居住意志について「住み続けたい」という回答が少なく、「地域外に引っ越したい」という回答が多くみられた。こうした居住に関する意識が近隣との交流に影響を与えている可能性はあるが、本稿では詳細な検討はできないため、別稿で行いたい。
- 11 これについては、例えば子どもの存在が近隣との交流を活発化させており、特にそれが女性において主に作用しているという解釈はできるかもしれない。
- 12 個別の地区に着目すると、今回調査対象とした6学区では大高南学区において近隣との交流が高い理由は十分に明らかではない。今後、聞き取り調査も含め

てより詳細な検討を行っていく必要がある。

- <sup>13</sup> 筆者らの名古屋都市圏研究会は、2019年度と2020年度に新たに名古屋市を対象に標本5000以上の大規模質問紙調査を予定している。

### 〔参考文献〕

- 赤枝尚樹, 2011, 「都市は人間関係をどのように変えるのか——コミュニティ喪失論・存続論・変容論の対比から」『社会学評論』62(2): 189-206.
- Bott, Elizabeth, 1955, "Urban Families: Conjugal Roles and Social Networks," *Human Relations*, 8: 345-384. (野沢慎司訳, 2006, 「都市の家族——夫婦役割と社会的ネットワーク」野沢慎司編・監訳『リーディングス ネットワーク論——家族・コミュニティ・社会関係資本』勁草書房.)
- Fischer, Claude S., 1982, *To Dwell among Friends: Personal Networks in Town and City*, University of Chicago Press. (松本康・前田尚子訳, 2002, 『友人のあいだで暮らす——北カリフォルニアのパーソナル・ネットワーク』未来社.)
- Gans, Herbert J., 1962a, "Urbanism and Suburbanism as Ways of Life: A Re-evaluation of Definitions," Arnold M. Rose ed., *Human Behavior and Social Processes: An Interactionist Approach*, Houghton Mifflin. (松本康訳, 2012, 「生活様式としてのアーバニズムとサバーバニズム」森岡清志編『都市空間と都市コミュニティ』日本評論社.)
- Gans, Herbert J., 1962b, *The Urban Villagers*, Free Press. (松本康訳, 2006, 『都市の村人たち——イタリア系アメリカ人の階級文化と都市再開発』ハーベスト社.)
- 原田謙, 2016, 「社会学の系譜から地域の文脈効果を再考する——集合的効力感に着目したソーシャル・キャピタル研究」『老年社会科学』37(4): 447-455.
- 原田謙・杉澤秀博, 2014, 「都市度とパーソナル・ネットワーク——親族・隣人・友人関係のマルチレベル分析」『社会学評論』65(1): 80-96.
- 原田謙・杉澤秀博, 2015, 「居住満足度に関連する要因——地域環境に着目したマルチレベル分析」『理論と方法』30(1): 101-115.

- 橋本健二, 2011, 『階級都市——格差が街を侵食する』筑摩書房.
- 藤森克彦, 2010, 『単身急増社会の衝撃』日本経済新聞出版社.
- 石黒格編, 2018, 『変わりゆく日本人のネットワーク——ICT普及期における社会関係の変化』勁草書房.
- Kasarda, John D., and Morris Janowitz, 1974, "Community Attachment in Mass Society," *American Sociological Review*, 39(3): 328-339.
- Kawachi, Ichiro and Kennedy, Bruce P., 2002, *The Health of Nations: Why Inequality Is Harmful to Your Health*, New Press. (西信雄・高尾総司・中山健夫監訳, 2004, 『不平等が健康を損なう』日本評論社.)
- Kawachi, Ichiro, S.V. Subramanian and Daniel Kim eds., 2008, *Social Capital and Health*, Springer. (藤澤由和・高尾総司・濱野強訳, 2008, 『ソーシャル・キャピタルと健康』日本評論社.)
- 川野英二, 2012, 「大阪市民の貧困観と近隣効果——貧困層は対立しているのか?」『貧困研究』9: 16-29.
- 木田勇輔・成元哲・河村則行, 2018, 「集合的効力感が生み出す活動的な市民——名古屋市調査の定量的研究」『東海社会学会年報』91: 133-143.
- 近藤克則・平井寛・竹田徳則・市田行信・相田潤, 2010, 「ソーシャル・キャピタルと健康」『行動計量学』37(1): 27-37.
- 前田尚子, 2004, 「育児期女性におけるパーソナル・ネットワークの構造とディストレス——子どもの状態による差異」『家族社会学研究』29: 21-31.
- Marmot, Michael and Wilkinson, Richard G. eds., 1999, *Social Determinants of Health*, Oxford University press.
- Marmot, Michael, 2004, *The Status syndrome*. (鏡森定信・橋本英樹監訳, 2007, 『ステータス症候群——社会格差という病』日本評論社.)
- Marmot, Michael, 2015, *The Health Gap: The Challenge of an Unequal World*. (栗林寛幸監訳, 2017, 『健康格差——不平等な世界への挑戦』日本評論社.)
- 松本康, 2005a, 「居住地の都市度と親族関係——下位文化仮説, 修正下位文化仮説および少子化仮説の検討」『家族社会学研究』16(2): 61-69.

- 松本康, 2005b, 「都市度と友人関係——大都市における社会的ネットワークの構造化」『社会学評論』56(1): 147-164.
- 西信雄, 2006, 「社会経済要因の多量レベル分析」川上憲人・小林廉毅・橋本英樹編『社会格差と健康——社会疫学からのアプローチ』東京大学出版会, 189-213.
- 野沢慎司, 2009, 『ネットワーク論に何ができるか——「家族・コミュニティ問題」を解く』勁草書房.
- 大谷信介, 1995, 『現代都市住民のパーソナル・ネットワーク——北米都市理論の日本的解説』ミネルヴァ書房.
- Putnam, Robert D., 1992, *Making Democracy Work: Civic Traditions in Modern Italy*, Princeton University Press. (河田潤一訳, 2001, 『哲学する民主主義——伝統と改革の市民的構造』NTT 出版.)
- Putnam, Robert D., 2000, *Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community*, Simon & Schuster. (柴内康文訳, 2006, 『孤独なボウリング——米国コミュニティの崩壊と再生』柏書房.)
- Putnam, Robert D., 2015, *Our Kids: The American Dream in Crisis*, Simon & Schuster, 2015. (柴内康文訳, 2017, 『われらの子ども——米国における機会格差の拡大』創元社.)
- Sampson, Robert J., 1988, "Local Friendship Ties and Community Attachment in Mass Society: A Multilevel Systemic Model," *American Sociological Review*, 53(5): 766-779.
- Sampson, Robert J., Stephen W. Raudenbush, and Felton Earls, 1997, "Neighborhoods and Violent Crime: A Multilevel Study of Collective Efficacy," *Science*, 277: 918-924.
- Sampson, Robert J., 2003, "Neighborhood-Level Context and Health: Lessons from Sociology," Kawachi, Ichiro and Berkman, Lisa F. eds., *Neighborhoods and Health*, Oxford University press, 132-146.
- Sampson, Robert J., 2012, *Great American City: Chicago and the Enduring*

*Neighborhood Effect*, The University of Chicago Press.

Subramanian, S. V., Jones, Kelyvn and Duncan, Craig, 2003, "Multilevel Methods for Public Health Research," Kawachi, Ichiro and Berkman, Lisa F. eds., *Neighborhoods and Health*, Oxford University press, 65-111.

高木大資・池田謙一・針原素子・小林哲郎, 2011, 「近隣の範囲による社会関係資本の犯罪抑制効果の変動——GISによる住民間の物理的距離を用いた分析」『GIS: 理論と応用』19(2): 69-80.

立山徳子, 2011, 「都市空間の中の子育てネットワーク —— 「家族・コミュニティ問題」の視点から」『日本都市社会学会年報』29: 93-109.

Wellman, Barry and Barry Leighton, 1979, "Networks, Neighborhoods, and Communities: Approaches to the Study of the Community Question," *Urban Affairs Review*, 14(3): 363-90. (松本康訳, 2006, 「ネットワーク, 近隣, コミュニティ——コミュニティ問題研究へのアプローチ」野沢慎司編・監訳, 野沢慎司編・監訳『リーディングス ネットワーク論——家族・コミュニティ・社会関係資本』勁草書房.)

Wellman, Barry, 1979, "The Community Question: The Intimate Networks of East Yorkers," *American Journal of Sociology*, 84(5). (野沢慎司・立山徳子訳, 2006, 「コミュニティ問題——イースト・ヨーク住民の親密なネットワーク」野沢慎司編・監訳『リーディングス ネットワーク論——家族・コミュニティ・社会関係資本』勁草書房.)

Wilkinson, Richard G., 2005, *The Impact of Inequality*, The New Press. (池本幸生・片岡洋子・末原睦美訳, 2009, 『格差社会の衝撃——不健康な格差社会を健康にする法』書籍工房早山.)

Wilson, William Julius, 1987, *The Truly Disadvantaged: The Inner City, the Underclass, and Public Policy*, The University of Chicago Press. (青木秀男監訳, 1999, 『アメリカのアンダークラス——本当に不利な立場に置かれた人々』明石書店.)

Wirth, Louis, 1938, "Urbanism as a Way of Life," *American Journal of Sociology*,

44(1): 1-24. (松本康訳, 2011, 「生活様式としてのアーバニズム」松本康編『近代アーバニズム』日本評論社.)

### 〔謝辞〕

本稿は名古屋都市圏研究会で行ったアンケート調査のデータを分析したものです。調査にご協力いただいた方々、研究会の丹邊宣彦先生、松谷満先生に深く御礼申し上げます。また、本稿は日本都市社会学会第35回大会（自由報告）の発表原稿をもとに、データの再分析を行った上で加筆修正したものです。当日、質問やコメントをくださった方々に感謝申し上げます。さらに、松本康先生には、2019年2月9日、名古屋大学で行われた研究会において、これまでのご研究を振り返り、懇切丁寧なご教示をいただきました。ありがとうございました。本稿の草稿にコメントをいただいた牛島佳代氏（愛知県立大学）に感謝申し上げます。本研究は、2016年度中京大学特定研究助成、科研費（18H00924、19H05488）による成果の一部です。調査票、速報値や既発表論文は名古屋都市圏研究会ホームページ（<https://nagoya-city-research.jimdo.com/>）から無料でダウンロードできます。



# 終戦直後の花里吉正の 闘病生活と誓い

— ホームヘルプ事業推進者の苦悩と成長に焦点をあてて —

中 畹 洋

## I. はじめに

長野県社会福祉協議会（以下、県社協）組織課長としての活躍が評され、同県社協会長、同県民生委員協議会会長、（社福）上田明照会会長らより表彰された花里吉正（1921.1.15-2008.12.14、のちの竹内吉正、以下、花里）は、戦後、日本最初の組織的なホームヘルプ事業とされる家庭養護婦派遣事業の推進者として注目され（森 1972:31-9;1974; 竹内 1974:51-69;1991:14-29; 米本 1985:8-30; 鎌田 1986:63; 須加 1996:87-122; 上村 1997:247-57; 山田 2005:178-98; 荏原 2008:1-11; 中畹 2008:83-98;2010:71-83;2012:75-85;2013;2014a;2014b;2014c:31-45 など）、とりわけ、その担い手であった家庭養護婦たちが、「対象とする貧困に飛び込み、貧困のなかから相互に自覚を呼び起こし、相互に意欲をかきたててきた」と（竹内 1974:56）、母子家庭出身の家庭養護婦が同類の悩みを抱える在宅生活者を支援した点に着目し<sup>1)</sup>、援助者と被援助者との相互理解や共感を花里は重視する。加えて、「誰でもが迎える老人像の現実、また幾度か経験するであろう人生の終焉に立ち会い、奉仕員は異口同音に深く感じ、自らに置き換えて模索するとき、大きな意識改革を呼び起こし、力強い息吹きをしている」と（同：66）、誰もが迎える老いの課題に関し、被援助者の立場を我が事として置き換える重要性や意識改革の必要性を示唆する。こう

した諸点は、地域包括ケアや自立支援が強調される昨今においても、共通して求められ、ここから、花里の慧眼を看取できよう。ところで、このような着眼や発想はいったい彼のいかなる生活体験や背景事情からもたらされたものなのだろうか。

近年の調査研究によれば、4年間の軍人生活ののち、長野赤十字病院での約5年間の闘病中、カナダのメソジスト婦人宣教師 E・L・Bates (1892-死亡年月日不詳、以下、ミス・ベーツ) との人格的交流があったことや<sup>2)</sup>、入会した上田聖ミカエル及諸天使教会 (日本聖公会) の水藤牧師による物心両面にわたる支援があったことが指摘される (中寫 2019)<sup>3)</sup>。また、1955 (昭和 30) 年 7 月 11 日に上田市社会福祉協議会 (以下、市社協) 初代事務局長に就任するまでに、横内浄音、関澤欣三、竹内あき、花里兄妹などの多くの関係者に支えられてきた事実も浮き彫りにされつつある (同)。しかしながら、1942 (昭和 17) 年 7 月の陸軍飛行隊への入隊から、1946 (昭和 21) 年 7 月の復員を経て以降、約 5 年間に及ぶ長野赤十字病院での闘病生活そのものの詳細が依然として明らかになっておらず、この間の花里の生活体験や思想展開の探究なしには、彼の慧眼や炯眼の根拠にアプローチできまい。なぜなら、人は自分の思い通りにならない時や弱っている時にこそ、自己を顧みたり、自省する契機を得ることが少なくないからである。

そこで、本稿では、第二次世界大戦終戦直後における花里の闘病生活の実態と、そこでの彼の誓いに焦点を当てて、彼がどのように苦悩し、熟思しながら、いかにして内面的な成長を遂げていったのかを明らかにすることを目的とする。こうしたホームヘルプ事業史上のキーパーソンの苦難や逆境を精査することは、人々のニーズをどのように把握したり、困難・苦境をいかに克服すべきかを考える際のヒントを得ることになる。研究方法としては、終戦直後に記された花里直筆の 2 冊の日記 [『闘病乃記 (感謝感激)』 (1949 年～1950 年 2 月、本稿では日記①とする)、『愛神の記 (花里吉正記)』 (1950 年 8 月～1951 年 5 月、本稿では日記②とする)] を主

に引用・分析し、併せて、彼がその当時を回想しながら記した「父親の里、佐久の家のことども及び妹はる枝が追い求めた幼児教育」（宮坂編 1993:30-7）及び筆者作成の「竹内吉正の年表」（1886年1月27日～2009年6月24日）を参照する。一方、倫理的配慮としては、花里関連史料の引用許可並びに研究の範囲内での公表の許可を彼の実兄、花里吉見氏から得た（2009年10月3日）。また、筆者の所属校の研究倫理審査委員会から承認を得た（中京研倫第2019-007号、2019年7月17日承認）。

以下、Ⅱ. では、花里の闘病生活の実態と「三十而立」を検討し、Ⅲ. では、入院中の花里がある盲人や婦人宣教師ミス・ベーツから受けた思想的影響を具体的に探究し、Ⅳ. では、読書及び句作への奮闘と、齢三十にしての花里の誓いを照射し、Ⅴ. では、総括を述べる。

## Ⅱ. 闘病生活の苦しみと「三十而立」

### 1. 母親の八回忌と花里の病状

日記を通して、彼の闘病の苦しみが端的に表われるのは、1949（昭和24）年9月以降である。それは、「一生制約された環境の中にひびのついた極有限的身体を労って行かねばならない一種の諦めを人に知って貰へない。」などに表出され（日記①：1949年9月23日）、戦争犠牲者としての身体的不自由さは勿論のこと、「近況話に打解ける母の佛前の供物を持参し、過ぎし二十五日の八年忌を始（ママ）めて思へば愈々不孝なるを恥ず。」にも見られる如く（同：10月27日）、8人兄妹の次兄として、また両親亡き家庭内の大黒柱として十分に活躍できない実情に苦渋している様を看取できる。社会動勢としては、連合国軍総司令部（GHQ）が「社会福祉六原則」を指示するなど、厚生行政地区の整備や社会福祉主事の設置が急がれたが、宮坂編（1993:34）の「両肺粟粒結核、痔ろう潰瘍あり、大気安静療法で先ず十年」との診断結果のみでは、当時の花里の心境や療養生活そのものが窺い知れない。反面、「結核と云ふ病ほど人間の人間たる所以である理性の働きを要求する病気はない。病を救ふは唯理性あるのみ。」

との日記の記述からは(日記①:1949年9月24日)、結核という重い病を患い<sup>4)</sup>、苦しい時こそ理性的であろうとした花里の態度が彷彿とされ、加えて、以下からも、彼にとっての眞の闘病とはいかなるものかが解読できる。

闘病とは有限にして無力な肉体を自覚し、この凡ゆる肉体的欲望を制約して精神的無限界に活路を見出し、この高尚なスピリットが肉体を覆ってなほ余りある極地にまで高める意義が肉体の修養(ママ)と相俟って存在するのではなからうか。眞剣に力強い療養生活を積んで居る人々の中に闘病によって磨き上げられた寂光の美を見出す眞の療養は肉体的なものより眞に精神的意義の分野が遙に大である。(同:23日)

ここから、有限かつ無力な肉体のみならず、無限の活路につながる精神面に着目し、肉体的なものより精神的なものこそが「寂光の美を見出す眞の療養」につながるという花里の思考を汲み取れるが(同)、とはいえ、精神力の必要性の一方、医学的見地に基づく科学的診断も重要であり、この当時の花里の病状は、「左肺尖端部のラッセル未だ取れぬ模様なり。」(同:10月31日)、「自覚症状はよくとも病遅々として良好に向はず。齒の鈍痛と共に静臥沈思す。」(同:11月16日)、「左肺尖部のラッセル解消との言、医者より受く。大いに大喜す。」(同:1950年1月4日)、「午後X線結果を云はれ空洞の实在を認めらる。正に心境の動揺あり。即刻対策考慮す。」などと(日記②:1950年11月21日)、安定することなく、彼を一喜一憂させていた。こうした状況下で花里は、「我々は死と紙一重にある感強し。」などと死を身近に感ずる一方(日記①:1949年11月3日)、「……我は妹一人一人それ以外に何物もない。妹のための妹の幸福なる前途のため一日でも永く見て居なければならぬ。母親として兄上と共に見守ってやる事こそ、我一生の使命だ。然り正に然り。而して之を通じてよりよき正しき指導者であるべく我も亦研鑽すべきであろう。」と述べ(同:16日)、

死への認識を介し、妹の幸福のための前途を慮るに至っており、4人の妹の兄としての使命や役割を再認する<sup>5)</sup>。

## 2. 手厚い看護とある看護婦への恋心の芽生え

このような使命を感得する一方、花里は、自身や彼の病室仲間に手厚く看護を施したある一人の看護婦（現、看護師）に対し、謝意を示すとともに、特別な感情を抱いている。花里は、「看護婦さんに手厚き看護を受け事更に我身の整然たる環境と若さに惹かれてか、私情を含めて心やりを受く。受くれば誠に熱情ある気持が動き、その人に対して異様な感に捕はれ勝ちである。」などと記し（日記①：1949年11月19日）、異様なほどまでに熱情を動かされている。加えて、「六病棟に勤務初めより信交の念のあったK看護婦。今日に到ってその人を知れば知る程何かしら偉大なる魅力を感じ、何時しか友情を越える何物かがある様にも思はれる。」という文章も見られ（日記②：1950年8月上旬、伏字筆者）、この他にも、「Kさんと屋上に会す。」（同：3日、伏字筆者）、「やはり感謝の人、友そして最も親愛なる人として我に得られた贈として最も清く最も尊いものとして永遠に迎へたい人だ。」などと（同：14日）、彼の熱情が充ち溢れているのが分かる<sup>6)</sup>。

他方、「今日此頃。恋の問題に関しては全く苦しむ。不可解だ。」（日記①：1950年1月18日）と率直に吐露し、さらに「ミューセ作の小説に戯れ恋はすまじと云うがあり、我に強く感ずる處あり。」（日記②：1950年8月28日）、「之以上深くすることはお互に不幸なることを思ひここに再びあの人是我初恋の人であると共に感謝のみの人として留めたい」（同：9月3日）、「この女性には我、再三考慮する處あり。結局感謝の人として応へることとし、それ以上の心は自制すべきを繰返すも会すれば心、いと動揺す。」などと記し（同：10月2日）、入院中の花里は大きく動揺しつつも、諦念しようと努める。さらに、「恋より結婚に至るには余りにも吾は適当な身でない。一生、プラトニックに過す身だ。苦しいが苦しいが、プラト

ニックの域を脱する事の出来ぬ人間だ。苦しい。淋しい。おお、神よ。」などと（日記①:1950年1月18日）、プラトニックな愛に洪難や寂寥の感情を抱いている<sup>7)</sup>。

このように悩みに悩んだ挙句、花里が採った打開策は、「我、理性にて安定した気持にて居り度きも、之を見る時大いに感動揺す。やはり我はここより早く去るべきなり。病に破れんとせば恋愛せよ、病に男々しく強く勝たんとせばすべからく恋愛を捨てよ。」との文言から（日記②:1950年10月28日）、恋愛よりも病の克服を優先し、そのためには男らしく同院からのいち早い退院を選択するということであった<sup>8)</sup>。

### 3. 「恋してはならぬ人、愛すべき人」と「三十而立」

このような大胆な決断を下した花里は、1950（昭和25）年1月15日に、満29歳の誕生日を迎え、「三十而立」という聖訓を持ち出し、熟考する。彼は、焦る気持を押さえながら、何事にも基礎が重要であり、それは個を知ることであり、自身の長短を把握するなかで会得できるものと認識し、次のように主張する<sup>9)</sup>。

歳二十九の誕生日を迎ふ。今日を見て先づ感ずるは「三十而立」三十ニシテ立ツの聖訓である。立ツと云ふ意味はある地位に成人すること、又ある方面に指針を決定して進むこともあるかも知れぬ。しかし、立つからには基礎が無ければならぬ。基礎即ち個を知ること之を指す。我を知ること、我の弱きを知ること、我の余りにも美しきを知ることなりと断言す。床に入り愛の凡てであるを知り、我の弱きにより神の不動を知り、懺悔せば我に反すること、即ち美しき我魂を知る。斯る意味に於て我はこの日が最も嬉しい。気分許されればこの心境を留め度きもの。（日記①:1950年1月15日）

上記より、花里にとって「三十而立」の立つとは、自分の弱さや美しさ

を含め、「我を知ること」そのものであると把握していたことが窺える（同）。それは、彼を相当苦しめた恋愛も例外ではなく、彼自身、「恋愛を成立させて居る当事者達の熱情の強さが如何にその恋愛を白熱させても、それらを永く燃やし続けさせる生活の薪のない處ではそれは一瞬の焔に過ぎない。」などと記し（日記②：1951年3月27日）、生活を持続させる重要性を認識している。つまり、端的に言えば、経済的に自立できていない自分にとって恋愛は極めて難しいことを、「一瞬の焔」に例え、痛感する。一方、「人間の自由と独立とのない世界ではその一瞬の焔でさえ、闇のつらなりである人生のつかのまの喜びである。私たちの祖先はそう云ふ悲しい恋の中に人間性の一瞬の完全燃焼をみたのである。」と（同）、先祖代々を慮りつつも、花里自身は、「吾は斯くあり度くない。」と声明し（同）、一瞬の輝きだけに終始するのではなく、生活を継続的に送るなかで人間性を発達させるものでなければならないとする。

### Ⅲ. 花里が同室者及び見舞客から受けた思想的影響

#### 1. ある盲人の入室と眞の心の友を求めて

手厚い看護を受ける一方で、こうした複雑感情を秘めていた花里は、病院内の同部屋の療友からも影響を受けていた。それは、日記を紐解くと、1949（昭和24）年11月24日に入室してきた〇〇という盲人男性との出会いに象徴される（伏字筆者）。「〇〇氏たる盲の人入室して来らる。身寄り無き人故、病者挙げて〇〇氏に便宜を與ふ。」（日記④：1949年11月24日、伏字筆者）、「〇〇さんの奥様、心臓病のため昨夜死亡の報あり。盲人の身愈々孤独となる。元氣は良いもの今日はさすがに沈んで居られた。歳六十二と云ふ。」などから（同：25日、伏字筆者）、不幸な身の上にさらに配偶者の死が重複している〇〇氏の惨状を花里は目の当たりにしている。

だが、その翌日以降には、「盲人〇〇氏は極めて明るく充実感のある人である。母子の間にては斯く喧嘩事の絶間無かった△△氏とその妻子を失

ひつつ盲の身の人、〇〇氏とは感謝の生活、そして愛に包まれて居る点が異って居る。三者の受ける印象の差は総てこの愛と感謝に外ならず、大いに感銘深し。」(同:26日、伏字筆者)、「盲人〇〇氏も愉快に雑談に入り室も明るし。」(同:28日、伏字筆者)、「〇〇氏の意気闘病心の旺盛に室員動かされるものあり。盲人偉なり。」などと記し(同:29日、伏字筆者)、〇〇氏の生き方や生活ぶりに感じ入り、ここから、逆境にある盲人の生活態度からも多くを吸収している。

一方、別日の花里は、病室内で療友たちと会話や雑談をするなかで、「……我、主張する言葉はどうやら不可解らしく誠に物足りないものを感じず。」などと不満感を抱き(日記①:1950年1月7日)、「心の友、眞の心の友がほしいのだ。老若男女を問はず、心の友がほしい。」と(同:1950年1月23日)、必ずしも眞の心の友を得ていないと、本音を漏らす。

## 2. 婦人宣教師、ミス・ベーツによる見舞いと聖訓

但し、こうした眞の心の友を見出すことは容易ではなく、またある程度の月日も必要であった。そうしたなか、幾度となく彼の見舞いを続けた婦人宣教師ミス・ベーツから花里は少なからぬ影響を受け、信仰心を高めるきっかけを得ている。ミス・ベーツが所属したカナダメソジスト教会の歴史については、上田小県誌刊行会編(1968)、上田新参町教会(1992)、塩入(1992)、『カナダ婦人宣教師物語』編集委員会編(2010)などに詳しいが<sup>10)</sup>、例えば、1950(昭和25)年から1951(昭和26)年までの間に彼女が花里を訪問した様子は以下のように整理され、二人の関係性の一端を看取できる。

ベーツさん、軽井沢より帰られ早速見舞に来て下さる(1950年9月2日)、ベーツさん来り。聖訓を示す。(同21日)、午前中、ミス・ベーツ見舞に来て下さる(同年10月7日)、ミス・ベーツ、ゴールデンデリアスを持参し見舞に来て下さる(同年11月9日)、正午近くミス・

ベーツ来らる（同18日）、ミス・ベーツ来り（同30日）、夕刻、ミス・ベーツと西沢さん来り（同年12月2日）、正后、ミス・ベーツ来り（同14日）、午後三時、教会よりコーラスの方を連れてミス・ベーツ来る（同24日）、ミス・ベーツ見舞いに来る（1951年1月9日）、ベーツさん及西沢さん来り（同年2月3日）、午前中ミス・ベーツ来る（同年3月29日）（日記②：1950年9月2日～1951年3月29日）

なかでも、1951（昭和26）年1月9日に、見舞いを受けた花里は、「他がどうであろうと自分だけは神に恥じない言動をしたい。そして愛する手を以て人を愛したい。」と神を信ずる者としての心持を新たにし（同：1951年1月9日）、一方、同年3月29日には、「クリスチャンとして最も悪いことは、神の証を伝へずに黙して居ることなりと。即ち神の事は何ら人を恐れること無く伝へ一人でも多くの人に喜びを分つ事なりと現在証としても又聖訓を告げても、その行動が伴はず批判され勝手な自己ではあるが、黙たる中に眞に体得し得た神の証は大いに他に分つべきを思ふ。」と熟考する（同：3月29日）。彼が、ミス・ベーツから影響を受けつつ心の中で詠じた文章には、「病身の永きに及んでも尚又希望の達せられざるとも我は神と共に歩まん。神ありせば……」などがあるが（日記①：1949年12月26日）、このような沈思黙考はやがて、彼自身に眞の幸福とは何か、眞理とは何かを考えさせる一つの契機となる。

### 3. 幸福についての考察と眞理の把握

日記の続きを紐解くと、1949（昭和24）年12月7日には、「昨夜は我に記念すべき時間であった。」という書き出しとともに（日記①：1949年12月7日）、花里の祈りや思いが顕在している。それは、「目に映ずるものは又感ずるものは凡て千萬変なるもの。唯神に対してのみ我を安楽の世界に活きる正に然り。信ずべし、信ずべし、神の救ひを 天の神様 天の主 罪ある我を救ひ給へ 自ら床の中に合掌す。合掌すべきを強いて居

た過去と異なり、自然手を合した気持の一時は昨夜から始る。大いなる十二月七日の夜、この信仰、この神に対する祈りは終始忘れまい。歌を繰返す。思ふても 思ふて流す事々の わずらふ胸に 聖書いだきて。」などと記述され(同)、ここから、彼が自然に合掌する自分自身を認識し、「思ふても 思ふて流す事々の わずらふ胸に 聖書いだきて。」をひたすら唱えていたことが看取できる。こうした実直な生活態度はやがて、「幸福とは何か」を考えさせ、花里は次のように熟考する。

朝暖炉焚き終りしに看護婦長来り、曰く、幸福とは、環境に支配されず、常に自己満足する事であり、又得たる喜びを分ける事の出来る人なりと。而して幼時には自己に給はる事に最大の幸福を知るものなりと。病者大いに感ず。我思ふ 之一にその根本は パンのみに由らず 神の言葉を知る事に在りと断ず。(同:16日、傍点筆者)<sup>11)</sup>

この記述は、彼が生涯もっとも好んだ聖訓である「マタイ六章の二十五節」に関係し、花里自身、日々、「思い悩むな(ルカ 12 22-32)」の理解の深化を図ろうとする(日本国際ギデオン協会 NKJ/新共同訳 2007:15)。さらに、1950(昭和 25)年 10月 2日には、「人の生きるはパンのみに依るにあらず 神の口より出ずる凡ての言葉による 例ひ我死の谷間を歩むとも わざわいを恐れず 汝我と共にありせば 汝の若汝の杖歳を慰む I am the good shepherd, the good shepherd give his life for the sheep. アーメン。」という聖句を日記内に認め(日記①:1950年 2月 27日)、この教えを自分のものにしようと努める。

反面、自身の置かれた状況を捉え直した花里は、「自己の凡ゆる慾望を捨て没我、新生の一途を歩むべき病なり。病に倒れんとせば恋愛せよ 病に勝ち人生を一歩よりよく前進せんと慾せば恋を捨てよ 而して我が道を征け おお天に存する我が父よ 大きく強く我を導き給へ 我は天の父と常に 天の父と常に一にして二ならず 従はん 又 愛さん」と書き記し

（日記②：1950年10月2日）、ここから、細々とした日常の困難事に左右されず、亡き父を偲びつつ、大志を抱くことで神と軌を一にしようと願っていたことが分かる。但し、そのためには、「眞理を把握することこそ重大」と認識し（日記①：1950年1月7日）、「常に自分対神であるとしてその人に接するその心、即ち我は神と共にあるべき」と感得し（日記②：1950年12月5日）、神と接する如く、人に接しようとする<sup>12)</sup>。

#### IV. 読書・川柳句作への奮闘と齡三十にしての花里の誓い

##### 1. 読書生活並びに川柳句作から得たもの

このように常に神に向き合おうとし、ひたむきに祈念した1950（昭和25）年前後の花里は、宗教的信仰を背景とした幸福追求や眞理探究に奮励し、他方、日頃の生活において趣味の一つでもあった読書や川柳句作にも奮発する。こうしたとり組みが彼の思想形成に与えた影響も少なからずあったと考えられる。そこで、この頃に彼が読んだ書籍を日誌から拾うと、「山本有三著『女の一生』（1949年8月17日）、ゴルキー著『どん底』（同年9月16日）、キルケゴール著『死に至る病』（同23日）、山本茂實著『生き抜く悩み』（1950年1月8-11日）、今村正一著『心の衛生』（同年2月19日）、トルストイ著『生きる道』（同年9月1日）、小林有方著『眞理とは何ぞや』（同年10月22日）、『Gone with the wind 風と共に去りぬ』（1951年5月5-9日）、石田波郷・長谷川如是閑著『眠られぬ夜のために』（同17-18日）」などが挙げられる（日記①：1949年8月17日～日記②：1951年5月18日）<sup>13)</sup>。

なかでも、1950（昭和25）年1月11日に山本茂實著『生き抜く悩み』を読んだ花里は、「先づ我は生き抜く悩みを生き抜く喜びと題を代へて褒しかった。」と同書のタイトルに注文をつけつつ（日記①：1950年1月11日）、「何となれば我は葦なりと自覚する時、不動の信念、即ち信仰を獲得すれば悩みは歓喜なる故、共鳴点又多く、特に過去は悔ひる余地なき過去であらねばならず、現在又同様未来も亦然るべき事に努力する處に人生あ

り。之はその儘、死の意義あらしむるもの也と断ずる辺り、大いに感あり。又孤独は意義深きもの。孤独は弱き我の自覚であり、零の我でありされば人生観の出発点なればなり。又、著者曰くエゴイズムはもっと普遍的なもの、一般的なものに通ずると、正に然りとする一面なり。」と論じ(同)、人生観の出発点を認識する。

一方、キルケゴール著『死に至る病』を1949(昭和24)年9月23日に読み、「重症患者によく見られる絶望感、焦燥、自暴自棄、放慾失望の総べて暗迷な世界に終始する様では其の人の眞の価値はない。あくまで闘ふのみである。『光は闇より』この一面矛盾の中に千萬量の深いものがあると思う。キルケゴールが死に至る病は絶望なりと叫び、絶望の無の極地から神を見出し、このキリストによって救われたと云う。この精神界まで飛躍せねばならない。」と記述し(同:1949年9月23日)、やがて訪れる死を思うことは絶望に他ならないが、それを単なる絶望で終わらせず、絶望の無の極地に至ることで神と出会い、救われると認識している。この記述に、花里における闘病の決意と精神界への飛躍を念じた祈願を捉え得る。

つまり、ここから、闘病中の花里は、最初からホームヘルプ事業の必要性を見出したり、社会福祉分野の書籍のみを中心に読書していたわけでは決してなく、「立つからには基礎が無ければならぬ」と論じたように(日記①:1950年1月15日)、文学、衛生学、人生論、哲学などを幅広く捉え、思考の鍛錬を行っていたと認め得る。山田(2005:178-98)や荏原(2008:1-11)などの先行研究では、竹内(花里)がとり上げられることはあっても、彼が思想面で少なからぬ影響を受けた読書については着目されず、花里の思想形成過程が見過ごされていたため、本稿ではその経過と内容を捉え直した。

さらに、川柳句作では当初、花里は「和峯」と号して『信濃毎日新聞』などに投句しているが、のちに、「八人の我等兄妹の和を示し、斯く号して愈々詩歌の道に入らんとする」ことを志し(日記①:1949年12月14日)、「八木和風」と号して活躍する。具体的には、「夕刊に三句出る」(同:1950

年2月19日)、「終日作句に意を費す」(日記②:1950年12月9日)、「兎に角聖書と作句に熱中する」(同:1951年1月26日)、「八木和風の名にて夕刊に八句最上級に出ず。苦しむ斗病に先づ以て作句と聖書のみにて進まん。」などと奮闘している(同:28日)<sup>14)</sup>。つまり、ここでは、句作が彼の集中力や創造力を向上させるとともに、「八木和風」と号し、兄妹8人の結束の強化が図られようとしていたと捉え得る。

## 2. 「神の道を我が道としたい」と齡三十にしての誓い

著名な哲学書に感化されたり、八木和風と号し川柳作家としても奮闘していた花里は、定まらない病状のなか、「勉学すべき予定のものは多々あり。種々なる考想に独り希望に富む。」などと記し(日記①:1949年10月13日)、復活に向けて試行錯誤する。またある日には、「将来の町工場の親分としての夢をも画いて見る。」など(同:11月4日)、その将来像を具体的に描こうとしたりもした。さらに、「軟化と感情に富む躬に今年は恋に苦しんだ今年であった。」などと吐露し(日記②:1950年12月31日)、恋愛問題でも悩みが尽きなかった。しかしながら、反面、「我ながらに道の拓けた事は神を信ずるが故であった。恋は失はれ又失はねばならなかったが、我独り尊し、戯れの恋にはあらず」と記すように(同)、いよいよ信仰に没入しようとする。それは「他がどうであろうと、吾は神を信じ、神の道を我が道としたい。室員一人一人が一日も早く一時でも眞に神を信ずる人である様に祈り度い。」にも象徴され(同)、神に通ずる道を自分の足で歩み自身の道を作ろうとする。

1951(昭和26)年1月15日、30回目の誕生日を迎えた花里は、「我三十歳に達しての誕生日なり。斗病の躬として人生の零に立脚し、日新成長を期する處あり。朝食時室員に桃缶を切り開き分ちて喜びを分つ。室員は中野高校の英語教師三井宣誉氏、戸隠小学校教員小島英久氏、鉄道機械部勤務の茅野巖氏の四名なり。」と当日の様子を詳述し(同:1951年1月15日)、その上で30歳の節目に、以下のような3つの誓いを立てる。

- 一 青春の宝、自慰行為を厳禁す。
- 二 絶対の正直を守る。室内に我に対して口に出ざる程の偽善者呼ばわりの空気があった。之はクリスチャンである私の率先的勇気の行為に反する諸々の事々を照らしてのことと想像す。特に正直でないと批評する人のあるのは遺憾でもあり、何はともあれ、独り反省する處あり。この頃を守る。
- 三 行動を謙虚にすること。元旦の早々雑煮をひっくり返し大騒ぎをなし、昨朝は又かい巻を暖炉にいぶし大失敗。一月早々のことごとくに齡三十に達した人物として大いに行動を謙虚にしたい。(同)

つまり、上記から、これまでの自身の生活態度を改め、禁欲、正直、謙虚の3つを具体的目標に定め、精進しようとする。これは、彼にとっては神の道を我が道として歩こうとすることに他ならず、「神の意のままに進むことは正に新しき人生を歩むの感あり。愛することのみなり。絶対愛を全うせんがためには絶対正直絶対無私絶対純潔の条件を守るべきなり。自己本位の愛は無用の忍耐を要することも痛感す。」という文章にも(同:2月11日)、彼の意向を汲み取れる。

他方、1951(昭和26)年3月19日には、「オックスフォードグループ」の実話を聞いた花里は、胸を打たれる経験している。それは、「最も強い記憶でも最も薄い墨よりは弱いと。Morning watchの際の記録を重要視し、『想像と意志とが戦争したら想像が勝つに決って居ます。ですから想像は神に御捧げない。さうすると、想像の中から悪が蒸発してふと有用な幸福な生活が残りますよ』と。」という文章にも窺え(同:3月19日)、ここから「神に一斎を任することの必要性を訓された」という(同)。そして、神の聖聲として、「一 注意深き祈りに於て a 聖書を通じ b 良心を通じ c 感想を通じ d キリストの心の培養によって與えられます。」と「二 聖書の心読と祈祷とによって(與えられます。)」の2点を学び取っている(同、丸括弧内筆者)。加えて、その理由として、「a 境遇により b 理性

により c 信徒の交際によってこわされます。こわされぬ場合は自分の心の状態を点検しなければならない。本当に一切を棄てているかどうか。最後に、グループの指導者は、それは自分が今までに有った信仰の中で一番高いものに比べてどうか。それは聖書に現れたキリストの聖言と合って居るかどうか。それは本当に神と人とに正直な非利己的な慈愛的なものかどうか。それは他人への義務と責任とに衝突しないかどうか。」などと論じ（同）、神の聖聲を聞くための個々の要素を吟味している<sup>15)</sup>。

## V. まとめ——考察と今後の課題

以上、本稿は、空白となっていたホームヘルプ事業の推進者とされる花里吉正（のちの竹内吉正）の第二次世界大戦終戦直後に焦点を当て、彼の思想形成や思考基盤の一端にアプローチすることを目的とし、次の2つの課題をもっていた。第1に、終戦直後の花里の闘病生活の実態を明らかにすることであり、第2に、その生活から生み出された彼の思考や誓いを浮き彫りにすることである。

第1の課題に関しては、「結核と云ふ病ほど人間の人間たる所以である理性の働きを要求する病気はない」との自覚の下（日記①：1949年9月24日）、肉体的なものよりも真に精神的意義の分野で奮起することで、「寂光の美を見出す眞の療養」を志向した（同：23日）。また、左肺尖端部のラッセルがなかなか取れず、病状も安定しないなか、一方で、恋愛面でも大いに苦悩し、一途にプラトニック・ラヴを貫こうとした（同：1950年1月18日）。こうしたほろ苦い経験は、彼自身に、「恋してはならぬ人、愛すべき人」という認識を芽生えさせ（日記②：1951年3月5日）、加えて、29歳の誕生日を迎えた花里に、「三十而立」の意味を熟考させた。

このような内面的洞察に加え、同室の療友であった盲人患者、〇〇氏の生き方や婦人宣教師ミス・ベーツの見舞い・聖訓などからも少なからず動かされ、「もっともっと強い何ものかをつかみたい」（日記①：1949年11月30日）、「もっと信仰に活きた力を持ちたい気持に立つ」などと（同：12

月4日)、信仰心を高める効果をもたらし得た。こうした思想展開の末に彼が辿り着いたのが、「幸福とは何か」、「真理とは何か」という人生における究極の命題であり、この思想展開は彼自身の思考力や探究心を研磨させていたと言っても過言ではない。山田(2005:194)は、「同病相憐れむという低所得者への『共感』がベースにあることが要求された」と、花里(のちの竹内)が言及した家庭養護婦派遣事業推進の一方策を端的に述べるが、実際に、後年の花里は、「福祉元年」と称された1973(昭和48)年の『生活と福祉』誌上の座談会で、「現在の高度成長の中で、本当の福祉的生活のリズムを再創造するのは、今の老人にしかできないのだと思うのです。…(中略)…昔に戻れといっているのではないが、スピード化されている現在の需要と供給のバランスを再確認しながらも、人間としての貴重な生活体験をもつ老人の、正に今、果たすべき役割が、ここにあると私は思う。」と(＜座談会＞1973:10)、人生上の経験の重さを思考し、幸福や真理を老人という被援助者側に立ちながら考察しており、自己を客観化させ得る遠因となっていた。

他方、第2の課題については、自らが認めた日記を『愛神の記』と命題したように、常に「自分対神」という認識の構図をもって熟考していた花里は(日記②:1950年12月5日)、キルケゴール著『死に至る病』や山本茂實著『生き抜く悩み』などをはじめとした数々の著書や、八木和風としての川柳句作などを通じ、自らの思考力や創造力といった力能を磨く鍛錬を怠らなかった。このことが齢三十にして、「禁欲・正直・謙虚」という3つの誓いを立てることにつながっていた。終戦から間もない、戦後約5年前後という時期でもあったため、こうした地道かつ慎ましやかな療養生活を送らざるを得なかった面もなくはないが、少なくとも、花里が人生の分岐点になったという「人生の逆境において重大事に触れた」という一文では済まされない悲喜こもごもの実体験を彼はしており(中寫2012:78)、このことも、後年の花里に、「家族が老人の生活をみるといっても、十分にみてやれないような、切迫した生活環境に家族もおかれてい

る」（〈座談会〉1973:6）、「家族の将来の生活設計の中に、施設に送り出した老人を、また迎え入れるという、積極的な考えが欠けている」などと（同:7）、療養患者や入所者の“家族復帰”の意義を強調する思考へとつながっていたと認識し得た。本論で述べたような入院患者としての彼自身の苦悩や経験もこうした着想の背景要因の一つとなっており、本稿では、新たな史料発掘調査を進め、未解明であった終戦直後の花里の実像という戦後日本のホームヘルプ事業史の背景思想の一頁を照射した。

なお、人物史研究を中心に論じた本稿は、純粋な社会福祉学領域の学術論文とは言えないかもしれないが、反面、戦後わが国のホームヘルプ事業の推進をリードし、幅広い社会福祉分野のなかでも在宅福祉・地域福祉のあり方を先進的思考と実践的手段により探究しようとしたキーパーソン、花里吉正の壮年期を、思想的根拠を基に論考する上では、不可欠なものと位置づけられる。今回の結果は、「住民と共に考えるという姿勢があった」と言及される花里の証言の背後に（荏原 2008:7）、いかなる彼自身の苦闘や熟慮があったのかを実証的に掘り下げるものであったと言えよう。

最後に、今後の研究課題としては、花里が終戦後の1950（昭和25）年に記した『和峯記』（1950年3月～1950年7月）を分析することをはじめ、戦前の花里の生活実態や思想形成を追究すること、さらには、1970年代以降の彼の職務内容及び役割を実証的に解明していくことである。地方の民間社会福祉事業の進展に寄与したキーパーソンの人物像や背景を追う作業は緻密でなければならず、さらに果てしなく続いている。

## 注

---

<sup>1)</sup> 中寫（2014c:37）によれば、初期登録家庭養護婦（10人、うち、1人は取り下げ）は、「最年少26歳、最年長60歳、平均年齢45.3歳、「未亡人」率44.4%（9人中4人）、一人暮らし高齢者1人となる」となっている。

- 2) ミス・ベーツに関しては、「1947年にはミス・ベーツが上田に駐在して幼稚園事業、教会の伝道牧会に協力している」と記される一方（上田新参町教会 1992:146）、読売新聞社（1952:8）にも、「まず他人を信頼——カナダの婦人宣教師の直言」と題し、その思想の一端を垣間見れる。なお、同記事には、「長野市県町在住カナダ婦人宣教師 E・L・ベイト女史」と顔写真付きで紹介されている。
- 3) 上田聖ミカエル及諸天使教会は、元々、1901（明治34）年に R. H. マギニス司祭によって、上田市馬場町に開設された講義所を伝導の起点とし、1904（明治37）年には上田聖公会（当時）を設立し、2019（令和元）年現在、宣教118年目を迎えている（st-michael.jp/church/guide.html#history,2019年8月14日取得）。その詳細は、上田小県刊行会編（1968:1213-4）に詳しい。
- 4) 因みに、1949（昭和24）年当時の結核対策は、凍結乾燥 BCG ワクチン製造法が結核研究所で完成し、同所で小川培地の開発が行われたが、第1回結核実態調査が実施されたのは1953（昭和28）年になってからのことであり、実態把握や対策が十分とは言い難い状況にあった（森2002:131）。
- 5) 「私の最も愛すべき女性は我妹に外ならない。妹のために我は生れて来たのかも知れない。少なくとも父母の後、今は体力に範囲ある躬となったからには、よりよき人生は我がよりよき人生は妹のためにある。誠に然り。おお、我、親愛に充つ妹よ。」にも（日記①:1950年2月5日）、花里における兄妹愛の深さが窺い知れる。
- 6) しかしながら、「昨夜話題に関連して K 看護婦に対し、自己の眞の気持、病身なればこそ眞の恋に陥ることなく、感謝の人として交りたいとその心情を明らかにする文書を綴るも、之を渡す期会を逸す。しかし、後から考へてやはり現状からしては渡さなかつた方がよかつたと思ふ。熟慮の果は余り睡眠取られず。」との文章から（日記②:1950年10月24日、伏字筆者）、彼の悶々とした思いや苦悩が偲ばれる。

- 7) 例えば、「我は好感を持たれつつ、一途プラトニックにある。」（日記①：1949年12月6日）、「プラトニック・ラヴに終ろう。独り蔭ながらに誰にも云はずに。淋しい。さあ、俳句でも作ろう。そして不動の神に祈ろう。」などにも（同：1950年1月18日）、そのことが表出される。
- 8) 「軽き頭痛の中に俳句を練るもよきもの得られず。りんどう誌に上位を占めて我句掲載される。嬉し。ここを早く去り度い。やはり早く、大病に患ふ吾身に初恋の人ここにあれば、やはり早く一時でも早くここを去り度い。」にも（日記②：1950年11月10日）、花里のいたたまれない想いを感得できる。
- 9) 一方で、「Kさんは恋してならぬ人、そして感謝すべき人、愛すべき人だ。愛する事は凡ての人に、そして恋することは唯一人唯の一度だけしか許されぬものだ。…（中略）…忍んで行くそして許しそして愛する。自分の道はそれより無い。」と（日記②：1951年3月5日、伏字筆者）、花里は自制しつつ熟思する。
- 10) とりわけ、カナダメソジスト上田教会（現、日本基督教団上田新参町教会）においては、「キリスト教の事業の日本における功績の一つは幼児教育と女子のための諸学校の創設である」とされ（上田小県誌刊行会編 1968:1213）、その展開についても、「カナダメソジストは静岡・山梨に英和女学校を設け、長野にもこれを作ろうと準備したが、幼稚園に切りかえ、明治33年宣教師ハーグレーブとランプレーの努力によって上田に梅花幼稚園を設けた。幼稚園は33年現地に移され、43年には常田幼稚園も開設された。この地方の本格的な幼児教育の場として画期的の事業であった……」などと論じられる（同）。
- 11) その一方、「兄来院す。美味しい物質は之よりニュースも入り楽し。下駄履きにて来る兄を見、家庭にあるものの難苦が思はれ反省せざるを得ない。誠に感深いものあり。我は兄あるが故に幸福なり。」（日記①：1949年12月17日）や、「春生句集を兄上に贈って兄弟愛を互に反省するにつとむ。兄上よ もう一度 眞の愛の生活を省みたい。」など

にも (日記② :1950年9月8日)、花里の兄弟愛を看て取れる。

- <sup>12)</sup> なお、「汝を愛する如く隣人も愛す。愛は総て公平に平等でなくてはならない。その中には自己本位、人間主体とした感情的愛であってはならない。理性的に又意志的に源とした愛即ち天の父を我々が愛する如くであり度い。特に特定の人を愛する恋、そんなものは今の自分から遠ざけたい。唯々、新生の一途は神を愛するのみ。愛神即ち愛人のそれに外ならぬ。ここにこの日誌を愛神の記と題す。」と述べ (日記② :1950年10月4日)、花里は、日記のタイトル名の由来に言及する。
- <sup>13)</sup> 『『眠られぬ夜のために』の石田波郷・長谷川如是閑著の部分を読み、安静の中に若き旺盛なる斗病精神の必要を痛感す。極めて憂鬱感に捕はれ、何れ成さんとする気慾なし。』にも、先の見えない彼の闘病の苦しさが表われる (日記② :1951年5月18日)。
- <sup>14)</sup> 「終日作句に意を費す。健康者と比すれば誠に病者は平凡にして快樂なき日日である。人生、その目的は神の掟を如何に守り、如何にして祝福すべき天の国に近付けるかを努めることである、とせば、今日此頃の如く、平凡の中にも神と共に最もつまらぬことを忠実に行ふ様努める自己が却って幸福な人生であり、安定の道かも知れない。」という記述にも (日記② :1950年12月9日)、川柳句作の奮闘ぶりと、花里なりの幸福感の一端が窺える。
- <sup>15)</sup> 花里は、「吾はただ斗病一本、最善を画すのみ。凡てを愛し、許し、及ばざるは祈る吾であり度い。」と決意している (日記② :1951年3月24日)。

**付記** 本稿は、科学研究費助成事業 (学術研究助成基金助成金 : 基盤研究 (C) 19K02172, 研究代表者 中寫 洋) の研究成果の一部である。

## 史料

花里吉正 (1949-1950) 『闘病乃記 (感謝感激)』 (1949年8月1日 -1950年

2月、本論では日記①と記す)

花里吉正（1950-1951）『愛神の記 昭和二十五年八月一日ヨリ』（1950年8月～1951年5月、本論では日記②と記す）

読売新聞社（1952）「まず他人を信頼——カナダ婦人宣教師の直言」『読売新聞』第27076号、1952年4月28日、第8面。

## 文 献

Alfred de Musset (1834) *On Ne Badine Pas Avec L' Amour*, LIBRAIRIE STOCK (= 1977, 進藤誠一訳『戯れに恋はすまじ』岩波書店)。

荏原順子（2008）「ホームヘルプサービス事業揺籃期の研究——長野県上田市における『家庭訪問ボランティア支援事業』の背景」『純心福祉文化研究』（6）、1-11。

Maxim Gorky (1902) *Les Bas-fonds* (= 1961, 中村白葉訳『どん底』岩波書店)。

Carl Hilty (1901) *Fuer schlaflose Naechte 1. Teil* (= 1973, 草間平作・大和邦太郎訳『眠られぬ夜のために 第一部』岩波書店)。

今村正一（1951）『心の衛生叢書』心の友社。

鎌田宣子（1986）「在宅福祉サービスの新たな展開——ホームヘルプ協会の活動を中心に」『調査季報』（91）、62-67。

上村富江（1997）「上田市のホームヘルプサービスを担った女性たち」『社会福祉のなかのジェンダー』ミネルヴァ書房、247-57。

『カナダ婦人宣教師物語』編集委員会編（2010）『カナダ婦人宣教師物語』東洋英和女学院。

Kierkegaard, Soren (1849) *Sydommen til Døden* (= 1957, 斎藤信治訳『死に至る病』岩波書店)。

小林有方（1956）『真理とは何ぞや？——ヨハネ一八ノ三八』中央出版社。

歴史学研究会編（1966）『日本史年表』岩波書店。

Margaret Munnerly Mitchell (1930) *Gone With the Wind* (= 1977, 大久

- 保康雄・竹内道之助訳『風と共に去りぬ』新潮社).
- 宮坂亮一編 (1993)『和を以て貴しと為す——花里家の記録』花里吉見.
- 森 幹郎 (1972)「ホームヘルプサービス」『季刊 社会保障研究』8 (2), 31-9.
- 森 幹郎 (1974)『ホームヘルパー』日本生命済生会社会事業局.
- 森 亨 (2002)「日本の結核流行と対策の 100 年」『日本内科学会 創立 100 周年記念号』91 (1), 129-32.
- 長野県ホームヘルパー協会 (1991)『長野県ホームヘルパー協会二十年の あゆみ』.
- 長野赤十字病院 (1984)『長野赤十字病院八十年の歩み』長野赤十字病院.
- 中寫 洋 (2008)「ボランティア活動の実践からホームヘルプ事業化への 道すじ」『上智大学教育学論集』42, 83-98.
- 中寫 洋 (2010)「家庭養護婦派遣事業の支援システムの形成に関する研究」 『日本の地域福祉』(24), 71-83.
- 中寫 洋 (2012)「竹内吉正における地域福祉論の形成過程と基礎構造」『日 本の地域福祉』(25), 75-85.
- 中寫 洋 (2013)『日本における在宅介護福祉職形成史研究』みらい.
- 中寫 洋 (2014a)『ホームヘルプ事業草創期を支えた人びと』久美.
- 中寫 洋監修 (2014b)『現代日本の在宅介護福祉職成立過程資料集 第 3 卷 家庭養護婦派遣事業——長野県上田市資料 1』近現代資料刊行会.
- 中寫 洋 (2014c)「草創期における家庭養護婦派遣事業と家庭養護婦」『社 会事業史研究』(45), 31-45.
- 中寫 洋 (2019)「家庭養護婦派遣事業推進の背景思想へのアプローチ— —上田市社会福祉協議会事務局長時代の竹内吉正を中心に」『社会福 祉学』60 (3).
- 日本看護歴史学会編 (2008)『日本の看護 120 年——歴史をつくるあなたへ』 日本看護協会出版会.
- 日本国際ギテオン協会 NKJ/ 新共同訳 (2007)『NEW TESTAMENT 新 約聖書』日本聖書協会.

- 塩入 隆（1992）『長野県町教会百年史』日本基督教団長野県町教会。  
創立100周年記念誌編集委員会編（2004）『長野赤十字病院創立100周年記念誌』長野赤十字病院。
- 須加美明（1996）「日本のホームヘルプにおける介護福祉の形成史」『社会関係研究』2（1）,87-122.
- 竹内吉正（1974）「ホームヘルプ制度の沿革・現状とその展望——長野県の場合を中心に」『老人福祉』（46）, 51-69.
- 竹内吉正（1991）「ホームヘルプ制度発足の周辺」『長野県ホームヘルパー協会20年のあゆみ』第一印刷, 14-29.
- Lev N. Tolsotoj（1939）Way of Life（= 1949,小西増太郎訳『生きる道』桃山書林）。
- 上田小県誌刊行会編（1968）『上田小県誌 第三巻 社会篇』小県上田教育会。  
上田市社会福祉協議会50年の歩み編集委員会編（2006）『住民と共に歩んだ50年』上田市社会福祉協議会。
- 上田新参町教会（1992）『上田新参町教会百年史』日本キリスト教団上田新参町教会。
- 山田知子（2005）「わが国のホームヘルプ事業における女性職性に関する研究」『大正大學研究紀要 人間學部・文學部』（90）, 178-98.
- 山本茂實（1979）『生き抜く悩み——哲学青年の手記』角川書店。
- 山本有三（1951）『女の一生（上）』新潮社。
- 米本秀仁（1985）「北海道におけるホームヘルパー史」『北のホームヘルプ活動——町に生きるおとしよりの杖になりて』北海道ホームヘルパー協会, 8-30.
- <座談会>（1973）「老人を追う レポートを読んで」『生活と福祉』（209）,4-10.



# 地域生活移行に向けた施設入所支援における 青年層入所者の現状と課題

— 東海4県の施設調査を通して —

伊 藤 葉 子  
河 口 尚 子

## I 研究の背景、目的と方法

### 1 研究の背景

2006年12月に国連で採択された「障害者権利条約」は、北欧で生まれたノーマライゼーション理念や、1981年の国際障害者年以上のインパクトを世界中に与えている。日本もその例外ではない。署名した国に対する拘束力をもつこの条約は、各国の国内法の整備を推進し、障害のある人の権利をより確かなものにしつつある。しかしながら、実際、障害のある人々は、日々の暮らしにおいて今なお社会的に排除されやすく、弱くさせられがちであるともいえる。

それゆえに、2013年に成立し、2016年度に施行された「障害者差別解消法」の果たす役割と、今後の法改正は重要なものとなる。「障害者差別解消法」における「共生する社会の実現」は、「障害者権利条約」第19条「自立した生活および地域社会への包容」も意味する。障害者権利条約第19条には、「(a) 障害者が他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。(b) 地域社会における生活及び地域社会への包容を支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止する

ために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス（個別の支援を含む。）を障害者が利用する機会を有すること。(c) 一般住民向けの地域社会サービス及び施設が、障害者にとって他の者との平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害者のニーズに対応していること」と明文化されている。

国内法でいえば、「障害者基本法」第3条第2項に「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」とされてもいる。

こうしたことを受け、国は、現在、第5期障害福祉計画において、2020年度末時点で、2016年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする成果目標を示した。だが、現状の進捗状況、達成率を踏まえると困難が予想される<sup>(注1)</sup>。

## 2 研究の目的

本稿は、公益財団法人みずほ福祉助成財団の「平成28年度社会福祉助成金事業」により助成を受けて実施した調査研究を基に執筆したものである。その研究テーマは「障害者差別解消法施行後における地域移行、地域生活支援のあり方に関する研究－施設入所支援における青年層入所者の分析を通して－」である。この調査を実施するに至った契機は、2016年5月にとある障害当事者からの問いかけに端を発する。その問いかけとは、以下のような発言であった。

「障害のある人が、特別支援学校高等部を卒業してすぐ施設入所している現状がある。障害者差別解消法が施行した今だからこそ、その実態を明らかにしたい」

「施設から地域へ」、「地域生活の継続」が言われるようになり久しく感

じられるかもしれないが、「地域生活への移行」にむけた明確な記述が社会保障審議会障害者部会でなされたのは、措置制度から支援費支給制度に移行した翌年の2004年に示された「今後の障害保健福祉施策について(中間的なとりまとめ)」である。その後、障害者自立支援法、障害者総合支援法と障害福祉サービスの整備が不十分ながらも進められている。晩婚化とはいえ、大学生が下宿を始めるのと同様に18歳のわが子と親が別居することはあったとしても、親は働き盛りの世代でもあり、特別支援学校高等部卒業後、すぐさま施設に入所するなどということはごくまれなのではないか。果たして、特別支援学校高等部を卒業してすぐに施設入所している現状があるのか。こうした実態を明らかにするために、本調査は実施された。

そのねらいは、主に以下の2点といえる。

- ①障害者支援施設における施設入所支援利用者のなかで、特別支援学校高等部等を卒業後、施設入所をしていることが予想される10代から20代の青年層に着目し、施設入所者の入所状況と入所理由等の分析を通して、「障害者差別解消法」施行後における地域移行、地域生活支援のあり方を検討する。
- ②青年期に施設入所せざるを得なかった状況と、施設入所支援における「入所者の現状」から「地域移行に向けた課題」を明らかにする。

### 3 調査研究方法

調査研究方法は、以下の手順で実施した。

- ①アンケート調査(第1次調査) 2016年11月に実施。

「独立行政法人 福祉医療機構(WAM NET)」の事業者情報のうち、愛知、岐阜、三重、静岡の東海4県で障害者施設入所支援を実施している施設211施設を対象とし、郵送にてアンケート用紙を送付し、FAXにて回収した。回収件数は102件、回収率は48.3%であった。短期訓練施設である施設を除き、有効回答はそのうち97件であった。

②訪問聞き取り調査（第2次調査） 2017年1月～2月に実施。

第1次調査時に訪問聞き取り調査の協力が得られた施設のうち12施設を訪問し、職員及び利用者より聞き取りを実施した。12施設は愛知、岐阜、三重、静岡それぞれにて実施した。

③調査研究チームメンバーによる情報の共有（分析作業）2017年2月～3月に実施。

訪問聞き取り調査を記述化するとともに、研究チーム全体で共有したうえで、KJ法を用いた課題の抽出と分類、分析を実施した<sup>(注2)</sup>。

## II 調査結果

### 1 アンケート調査（第1次調査）結果

#### (1) 高卒直後入所の割合

全施設97施設の入所者数は4,924人であった。このうち、入所中の10代の42.9%（56人のうち24人）、20代の15.6%（307人のうち48人）が高卒直後入所であった（表1）。また、身体障害者施設34施設では10代の高卒直後入所は69.2%（13人のうち9人）（表2）、知的障害者施設74施設では10代の高卒直後入所は40%（50人のうち20人）（表3）であった<sup>(注3)</sup>。

第2次調査の訪問聞き取り調査時に、高卒直後入所の理由をたずねたところ、多くのケースで家庭成員（多くの場合が母親）による家庭内介護の限界によるものが多かった。その背景には、ひとり親家庭、親の疾病、障害などによる体調不良もあるが、障害のないきょうだいの受験を機に障害児施設に入所した例や児童期より短期入所を繰り返し利用し、そのまま児童入所施設に入所した例も存在した。児童期に施設入所した場合、そのまま障害者支援施設に入所している場合が多かった。また、思春期に差し掛かることや子の成長に伴う本人の体力、腕力向上、身体介護にかかる負担を家庭内で母親ひとりが対処することには限界があり、施設入所を強く希望する例もあった。なかには、18歳になった時点で障害者支援施設入所

対象となることから、特別支援学校高等部の卒業を待たずに入所し、高等部は中退している例も複数存在した。

また本人への聞き取り訪問調査において、施設入所の際、本人の入所の意思確認や施設入所以外の選択肢を示されたことはほとんどなく、「選択肢はここしかなかった」「親任せにしていたから入所施設しかなかった」「自分で決められなかった。話もしなかった」などの発言もあった。

国の基本計画では、地域移行の推進と同時に施設入所者削減数の数値目標も掲げているが、本調査では、障害者権利条約を反映し批准に向けた障害者基本法の法改正を実施した2011年以降、施設入所期間が5年未満の施設入所者が776人いることが明らかとなった<sup>(注4)</sup>。

表1 入所者年齢と入所期間(全97施設の合算)

上段: 回答者数(人)、下段: 構成比(%)

| 入所時期<br>→<br>入所期間<br>現在年齢 | 2015.10<br>以降 | 2011.10<br>～15.9 | 2006.10<br>～11.9 | 1996.10<br>～06.9 | 1996.9<br>以前  | 合計             | うち高卒<br>直後入所 |
|---------------------------|---------------|------------------|------------------|------------------|---------------|----------------|--------------|
|                           | 1年未満          | 1年以上<br>5年未満     | 5年以上<br>10年未満    | 10年以上<br>20年未満   | 20年以上         |                |              |
| 10代                       | 21<br>37.5    | 30<br>53.6       | 4<br>7.1         | 1<br>1.8         | 0<br>0.0      | 56<br>100.0    | 24<br>42.9   |
| 20代                       | 33<br>10.7    | 127<br>41.4      | 117<br>38.1      | 28<br>9.1        | 2<br>0.7      | 307<br>100.0   | 48<br>15.6   |
| 30代                       | 19<br>3.1     | 65<br>10.8       | 155<br>25.7      | 326<br>54.0      | 39<br>6.5     | 604<br>100.0   | 34<br>5.6    |
| 40代                       | 46<br>3.5     | 132<br>10.0      | 177<br>13.4      | 467<br>35.3      | 501<br>37.9   | 1,323<br>100.0 | 45<br>3.4    |
| 50代                       | 25<br>2.2     | 139<br>12.0      | 134<br>11.6      | 258<br>22.3      | 601<br>51.9   | 1,157<br>100.0 | 21<br>1.8    |
| 60代                       | 18<br>1.7     | 109<br>10.5      | 130<br>12.5      | 313<br>30.2      | 468<br>45.1   | 1,038<br>100.0 | 7<br>0.7     |
| 70歳<br>以上                 | 0<br>0.0      | 12<br>2.7        | 37<br>8.4        | 156<br>35.5      | 234<br>53.3   | 439<br>100.0   | 3<br>0.7     |
| 合計                        | 162<br>3.3    | 614<br>12.5      | 754<br>15.3      | 1,549<br>31.5    | 1,845<br>37.5 | 4,924<br>100.0 | 182<br>3.7   |

表2 入所者年齢と入所期間（身体34施設の合算）

上段：回答者数（人）、下段：構成比（%）

| 入所時期<br>→<br>現在年齢 | H27.10<br>以降 | H23.10<br>～27.9 | H18.10<br>～23.9 | H8.10<br>～18.9 | H8.9<br>以前  | 合計            | うち高卒<br>直後入所 |
|-------------------|--------------|-----------------|-----------------|----------------|-------------|---------------|--------------|
|                   | 1年未満         | 1年以上<br>5年未満    | 5年以上<br>10年未満   | 10年以上<br>20年未満 | 20年以上       |               |              |
| 10代               | 6<br>46.2    | 7<br>53.8       | 0<br>0.0        | 0<br>0.0       | 0<br>0.0    | 13<br>100.0   | 9<br>69.2    |
| 20代               | 12<br>14.6   | 36<br>43.9      | 29<br>35.4      | 4<br>4.9       | 1<br>1.2    | 82<br>100.0   | 9<br>11.0    |
| 30代               | 4<br>3.1     | 24<br>18.8      | 39<br>30.5      | 48<br>37.5     | 13<br>10.2  | 128<br>100.0  | 3<br>2.3     |
| 40代               | 20<br>5.5    | 74<br>20.3      | 59<br>16.2      | 86<br>23.6     | 126<br>34.5 | 365<br>100.0  | 4<br>1.1     |
| 50代               | 16<br>3.9    | 85<br>20.6      | 69<br>16.7      | 115<br>27.8    | 128<br>31.0 | 413<br>100.0  | 2<br>0.5     |
| 60代               | 13<br>2.9    | 84<br>18.8      | 70<br>15.7      | 126<br>28.3    | 153<br>34.3 | 446<br>100.0  | 1<br>0.2     |
| 70歳<br>以上         | 0<br>0.0     | 9<br>4.8        | 18<br>9.5       | 83<br>43.9     | 79<br>41.8  | 189<br>100.0  | 0<br>0.0     |
| 合計                | 71<br>4.3    | 319<br>19.5     | 284<br>17.4     | 462<br>28.2    | 500<br>30.6 | 1636<br>100.0 | 28<br>1.7    |

表3 入所者年齢と入所期間（知的74施設の合算）

上段：回答者数（人）、下段：構成比（%）

| 入所時期<br>→<br>現在年齢 | H27.10<br>以降 | H23.10<br>～27.9 | H18.10<br>～23.9 | H8.10<br>～18.9 | H8.9<br>以前   | 合計            | うち高卒<br>直後入所 |
|-------------------|--------------|-----------------|-----------------|----------------|--------------|---------------|--------------|
|                   | 1年未満         | 1年以上<br>5年未満    | 5年以上<br>10年未満   | 10年以上<br>20年未満 | 20年以上        |               |              |
| 10代               | 17<br>34.0   | 28<br>56.0      | 4<br>8.0        | 1<br>2.0       | 0<br>0.0     | 50<br>100.0   | 20<br>40.0   |
| 20代               | 30<br>11.5   | 111<br>42.5     | 94<br>36.0      | 25<br>9.6      | 1<br>0.4     | 261<br>100.0  | 46<br>17.6   |
| 30代               | 16<br>3.1    | 55<br>10.6      | 124<br>23.9     | 296<br>57.0    | 28<br>5.4    | 519<br>100.0  | 32<br>6.2    |
| 40代               | 34<br>3.1    | 90<br>8.1       | 140<br>12.6     | 413<br>37.1    | 436<br>39.2  | 1113<br>100.0 | 41<br>3.7    |
| 50代               | 18<br>2.1    | 71<br>8.2       | 84<br>9.6       | 173<br>19.9    | 525<br>60.3  | 871<br>100.0  | 20<br>2.3    |
| 60代               | 8<br>1.0     | 46<br>6.0       | 82<br>10.7      | 224<br>29.2    | 408<br>53.1  | 768<br>100.0  | 6<br>0.8     |
| 70歳<br>以上         | 0<br>0.0     | 4<br>1.3        | 24<br>7.7       | 95<br>30.5     | 188<br>60.5  | 311<br>100.0  | 3<br>1.0     |
| 合計                | 123<br>3.2   | 405<br>10.4     | 552<br>14.2     | 1227<br>31.5   | 1586<br>40.7 | 3893<br>100.0 | 168<br>4.3   |

(2) 入所施設における地域移行状況

入所施設における地域移行に向けた取り組み姿勢について、「必要性が高く積極的に取り組んでいる」、「必要性は高いが、積極的には取り組めていない」、「必要性を感じず、取り組んでいない」について尋ねた。最も割合が多かったのは、「必要性は高いが、積極的には取り組めていない」と64.9%が回答した(図1)。これは、施設数でいうと、63か所であった。また、施設内に地域移行にかかわるスタッフを配置しているか尋ねたところ、スタッフが存在する割合は15.5%にとどまるもので15か所だった(図2)。その配置人数は、最も多い施設で4人であったが、3割強の5施設は1人のみの配置であった(表4)。

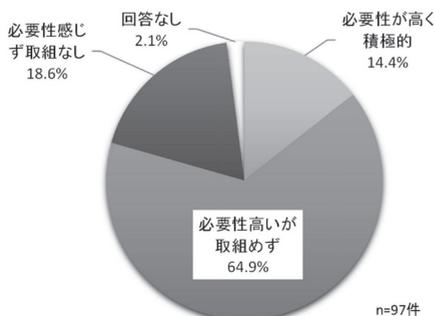


図1 地域移行への取組姿勢

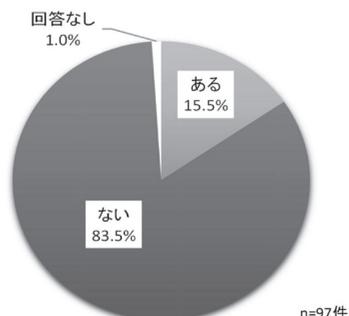


図2 地域移行スタッフの有無

表4 地域移行スタッフの配置人数

| 0人  | 1人   | 2人   | 3人  | 4人   | 5人以上 | 回答なし | 合計    |
|-----|------|------|-----|------|------|------|-------|
| 0   | 5    | 4    | 1   | 4    | 0    | 1    | 15    |
| 0.0 | 33.2 | 26.7 | 6.7 | 26.7 | 0.0  | 6.7  | 100.0 |

(3) 過去5年間の地域移行状況と現在の地域移行希望

過去5年間の地域移行実績を尋ねたところ、最も割合が多かったのは「0人」と回答した39施設、4割以上であった。地域移行の実績のあった施

設は 51 施設の 52.6% であった。次に多い割合が「1～10 人未満」の 47 施設 48.5% と、10 人未満で 9 割弱を占めた。また、97 施設（合計 4,924 人のうち）の合計移行者数は 250 名、この地域移行者 250 名のうち、141 名（56.4%）がグループホームへの移行であった。

施設入所者の現在の地域移行希望を尋ねたところ、希望者のいる施設は 50 施設の 51.5% だった（図 3）。他方で、地域移行希望者「0 人」と回答した施設は 38 施設の 39.2% であった。地域移行を希望する人の割合は「1 人～10 人未満」と回答した施設が最も多く 46 施設の 47.3% であった。施設規模にもよるが、20 人以上 30 人未満と回答した施設が 2 か所あった。

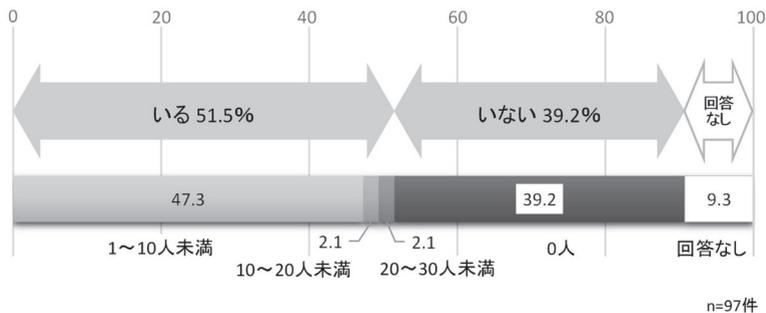


図 3 地域移行希望者とその人数

#### (4) 地域移行を進めるうえで不足している条件

地域移行を進めるうえで、不足している条件について（複数回答有）たずねたところ（図 4）、最も割合の多かったのは「住居の確保」（70 施設、72.2%）であった。次いで、「家族の理解」（62 施設、63.9%）、「本人の意思」（42 施設、43.3%）であった。社会資源の乏しさや経済保障よりも家族の理解や本人の地域生活に向けた意思形成を課題と捉えている傾向がみられた。

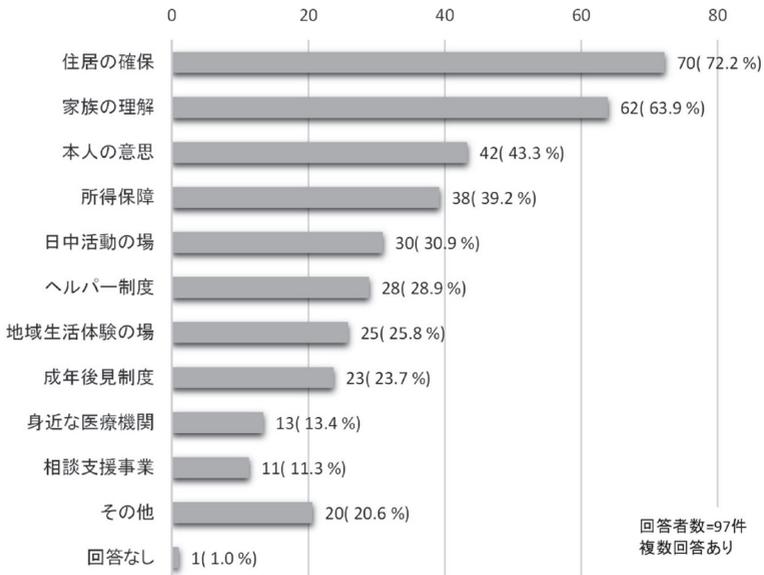


図4 地域移行を進めるうえで不足している条件

地域移行を進めるうえで家族の理解や本人の意思が求められる傾向は、聞き取り調査を通しても見出される。こうした状況は、施設入所に至るまで経過のなかでぎりぎりまで家族で抱え込み、家庭内介護が限界に達したとき、もしくは限界に達することが予想されるようになって施設入所に至ることがあり、家族としては「ようやく施設に入所できたのに」という気持ちがあることもうかがえた<sup>(注5)</sup>。

また、「本人の意思」については、施設内ケアにおける意思形成支援が十分に展開できていないことや地域生活の在り方に対するいくつかの選択肢を本人が理解し、選び取り、決めるための経験やイメージをする機会が十分に持ち切れていない実態が存在した<sup>(注6)</sup>。

「障害者差別解消法」とのかかわりでいえば、図4グラフにはないが地域住民の理解不足、いわゆる施設コンフリクトの問題も存在した。訪問聞き取り調査においては、グループホームなどの開設や福祉施設建設に関す

る施設コンフリクト、地域住民の理解が得られなかったという発言がいくつか聞かれた。何年もかけて地域住民の理解を得つつ開設準備をしたにもかかわらず、入居直前になって受け入れられなかった例もあった。他方で、支援を受けながらの地域生活は高齢者が地域で暮らし続けることと同様であり、対応する窓口があること、施設職員が地域の行事に積極的に参加し、頼りにされることを通して理解が得られたという例も存在した<sup>(注7)</sup>。

「アンケート調査（第1次調査）」の結果、これまで親の高齢化や親亡き後に施設入所しているという施設入所のイメージは、ある意味覆されたといえる。10代・20代の青年層の入所者も決して少なくないことが明らかとなり、若い人が入所しているという事実は、施設入所への流れは変わっていないことを意味している。

## 2 訪問聞き取り調査（第2次調査）結果

### (1) 対象施設と聞き取り内容

第1次調査時に訪問聞き取り調査の協力が得られた施設のうち12施設を訪問し、職員及び利用者より聞き取りを実施した。12施設は愛知、岐阜、三重、静岡それぞれにて実施した。

聞き取りの主な内容は、法人実施事業、実践をするうえで大切にしていることや理念、施設入所支援のなかで本人中心支援や地域での暮らしに向け意識して取り組んでいること、地域移行に向けた取り組み、高校卒業直後入所者について、過去5年の地域移行者について、地域移行希望者について、退所できない人が退所するために必要な受け皿とは何かなどであった。対象12施設の概要は以下のとおりである。

**対象施設（施設入所支援）の概要**

|      | 主な障害     | 併設事業 |      | 事業     |        | 地域移行スタッフ配置 | 系列      | 5年以内の地域移行者(人) | 移行への取組姿勢 | 高卒直後入所(人) | 移行希望者(人) |
|------|----------|------|------|--------|--------|------------|---------|---------------|----------|-----------|----------|
|      |          | 生活介護 | 短期入所 | 日中一時事業 | 相談支援事業 |            | グループホーム |               |          |           |          |
| 施設1  | 身体       | ○    | ○    | ×      | ○      | ○          | ×       | 1             | 3        | 2         | 2        |
| 施設2  | 身体       | ○    | ○    | ○      | ○      | ○          | ×       | 0             | 2        | 2         | 1        |
| 施設3  | 知的       | ○    | ○    | ○      | ○      | ×          | ○       | 2(GH)         | 2        | 1         | 2        |
| 施設4  | 身体       | ○    | ○    | ○      | ×      | ×          | ○       | 0             | 2        | 3         | 5        |
| 施設5  | 知的       | ○    | ○    | ○      | ×      | ×          | ○       | 0             | 3        | 3         | 0        |
| 施設6  | 知的       | ○    | ○    | ×      | ×      | ×          | ○       | 1(GH)         | 2        | 2         | 3        |
| 施設7  | 知的       | ○    | ○    | ○      | ×      | ×          | ○       | 1(GH)         | 2        | 2         | 4        |
| 施設8  | 知的       | ○    | ○    | ×      | ×      | ×          | ×       | 0             | 3        | 2         | 1        |
| 施設9  | 知的       | ○    | ○    | ×      | ○      | ×          | ○       | 1             | 3        | 1         | 0        |
| 施設10 | 知的       | ○    | ○    | ×      | ○      | ×          | ○       | 1             | 2        | 1         | 2        |
| 施設11 | 身体<br>知的 | ○    | ○    | ×      | ×      | ×          | ○       | 3(内GH1)       | 1        | 6         | 18       |
| 施設12 | 知的       | -    | ○    | ×      | ○      | ×          | ×       | -             | 1        | -         | -        |

※ GH…グループホーム

※移行への取組姿勢…1 必要性が高く、積極的に取り組んでいる

2 必要性は高いが、積極的には取り組めていない

3 必要性を感じず、取り組んでいない

(2) 地域生活移行に向けた施設入所支援における青年層入所者の現状と課題

訪問聞き取り調査の後、聞き取り内容を記述化するとともに、調査研究チームメンバーで情報を共有したうえで、KJ法を用いた課題抽出と分類、分析を実施し、以下の点が見出された。

① 高校卒業後直後入所の背景には、地域における本人の育ちに応じた支援の不足が存在する

高校卒業後直後入所者の多くが、家庭での養育が困難という理由により児童期から障害児施設に入所し、18歳になってそのまま障害者施設へ入所している現状が見出された。なかには、障害者施設の定員が空き次第、高校卒業を待たずに中退して入所する場合もあった。

聞き取り調査における施設職員からも以下のような入所背景が語られた。

・養育者に健康上の問題があった。

- ・ひとり親家庭で自宅で介護ができない。
- ・児童施設に入っている間に帰省の回数が減り、親との関係が疎遠になっていった。
- ・強度行動障害などに対して家庭内だけでは対応しきれない。
- ・思春期の母子の関係性、親子の力関係の変化があり、親が悩みを相談する場所がなかったり、在宅生活時に対処しきれていない。
- ・社会資源の不足から選択肢が施設入所しかなかった。

また、聞き取りが可能となった本人自身の語りには以下のようなものがあった。

- ・選択肢はここ（施設入所）しかなかった、親が決めてしまい、自分で決められなかった。施設入所についての話もなかった。
- ・本当はうちで暮らしたかった。悲しかった。
- ・親からひとり暮らしはダメ（無理）だろうと言われた。
- ・地域生活に関する情報が入ってこなくて、つかみにくい。
- ・（地域生活を体験するなどの）体験室のことは知らない。

いずれにしても、地域資源の不足と必要な情報が届いていない現状が存在した。

## ②児童期から継続した本人中心支援の必要性

利用するサービスや関わる専門職者の変更により、支援の断絶が生じることもあり、本人のことをよく理解し意思疎通のできる支援者が途切れることなく継続的に本人中心支援が展開される必要がある。

この点についての施設職員からの聞き取り内容には、以下のようなものがあった。

- ・(行動障害について) 児童の頃に何かきっかけがあったと思うが、原因が分からない(特に社会的養護の場合、情報共有する相手がいない)。
- ・18歳の誕生日に児童相談所から離れて市町村の支援センターの担当になる。認定区分を受ける1か月前から相談するところがガラッと変わる。学校の先生もすごく困ると思う。
- ・本人に重症心身障害があり、意思表示の把握が困難。
- ・本人の意思が今の支援では重要視されているが、本人の意思表示が弱いと周囲の意見により支援が進められることとなり、どのように意思を確認するのか支援者の態度、姿勢が問われる。
- ・本人自身が「自分がこんなこと言っても」とずっと思っている。それをいかに崩していくのが課題。

### ③家族の理解、地域住民の理解が必要

入所施設には、経営的な側面だけでなく、家族の理解、地域の理解、地域移行後の入居者の高齢化への対応など、安定して地域生活が継続できる体制が求められている。

こうした点に関し、多様な人の思いにどのように応えるのか、事業運営する法人に全面的にゆだねられている現状があり、施設コンフリクトへの対応や地域への啓発など、サービス基盤整備を行う行政機関等が担うべき役割は大きい。

- ・家族としては地域に出ることを望まないことが多く、一生、施設でよいという考え方がある。職員が一度出ても、また戻ることができると説明しても不安を感じてしまうようで、職員も対応に悩んでいる。
- ・地域移行に対する家族の反対は大きい。グループホームの話をしても家族は追い出されると受け止めてしまう。
- ・住む場所の確保と金銭管理が課題。
- ・地域移行に対する啓発活動も必要。地域の理解がなかなか進まない。

- ・障害者権利条約 19 条の理念が住民レベルでどこまで理解されているのか。行政でも理解が浸透していない状態がある中で、福祉領域だけではなく一般市民の理解も両輪で進んでいかないと、理念が発揮されない、実現できない。

④地域移行に向けた入所施設における職員配置基準、継続した運営の困難さが存在

地域移行に際しては、移行に向けた施設内の組織化、地域内の組織化、本人へのかかわり、移行後の地域支援体制の整備等きめ細やかな支援が求められ、こうした仕組みを構築し、個別ケアから地域組織化に至るまでを担える人材の不足が存在している。

- ・一番の課題は担い手不足。
- ・小規模になればなるほど人手が必要。ずっと継続していこうと思うと体制が整わないと難しい。
- ・(グループホームの) 配置基準が手厚くならないと厳しい。
- ・現状のグループホームの職員体制では、生活が質の高いものになるか疑問もある。
- ・グループホームは単独で運営するのは、経営的に厳しい。
- ・施設はサービスを提供する立場であって、地域移行を考える立場にない。相談支援事業所の計画相談の相談員が個別の支援計画を立てるなかで、家族などと相談して考えていく。
- ・地域移行希望者の年齢が高く、医療的ケアが必要。本人の希望に沿って、24 時間支援できる体制を組み立てることが、地域の事業所を探ってもない、情けないが。それなりの事業所とサービスがないと難しい。

現行制度下においては、地域生活を継続していくための常時の連絡体制を確保し、緊急時等の支援体制が必要と見込まれる人を対象とする地域定

着支援事業が存在する。しかしながら、共同生活援助（グループホーム）はそのサービス対象とはならず、常時の連絡体制の確保、緊急時等の支援体制を障害特性に応じて地域のなかで構築するには身近な場所での迅速な対応が可能となる体制の構築、人材養成等の整備が求められる。

#### ⑤青年層入所者に対する施設の意識

10代や20代の青年層入所者に対する施設の意識は、年齢が若いからこそその変化に対する期待や地域移行にむけた可能性への展望を抱いている一方で、重度障害のある人ほど施設入所をしている現状に戸惑う声も語られた。

- ・まだ若くて元気。可能性、興味がいっぱいある。興味から楽しみに繋がるよう、担当を中心に模索している。
- ・若いので、いろいろな経験をさせたい。
- ・本人自身が自らの可能性に気づき、自分自身の意思を表明して良いと思える取り組みが日々の支援のなかで継続的に必要。
- ・重度の人が入所施設を利用していくことになる。その対処への専門性を施設職員が身につけないといけない。
- ・重度の人ばかりが集まって、それで幸せなのか。インクルーシブをどのように作ればよいのか。当事者の人たちにとっても、いろいろな人がいて世の中だということが形成されない。
- ・入所期間が長いとどっぷりつかってしまって、自分で考えることがなくなってしまう。

#### ⑥地域移行に向けた現場の取り組みと問い

地域資源を整備するとともに、社会資源を活用し、地域移行の前例が実現すると、職員のみならず、障害当事者自身があこがれや具体的イメージを持ちやすくなり、本人にも主体性が生まれる。逆に、具体的イメージが

持ち切れないと諦めや展望を描くこと自体にたいする無力感を抱いてしまう現状が存在した。

- ・大変であっても、個別支援を大切にしなければならない。どうにもならないときには、施設入所ということにならざるを得ないと思いつつ、要塞のようになってしまうのではなく、地域社会とつながりあうということが必要。
- ・入所施設職員は地域移行の知識がない。地域移行ができる訳がないという認識になりがち。
- ・(地域移行した人について) 制度的に整いつつあるとき、居宅介護が増え、制度が整い、相談支援センターができて、動けたということは大きかった。
- ・ひとり成功すれば、職員はできると認識するようになるが、家族がなかなか難しい。
- ・前例ができることは、確固たる根拠が示せる。
- ・リアルなロールモデルが重要。
- ・入所中はできなかったが、地域で暮らし始めたことにより、職員がボランティアと一緒に旅行に行ったりもしたことがある。
- ・将来的には、大規模施設は解体すべき。
- ・入所施設は若い人が来るべきところではない。
- ・この施設に入所して、お子さんがこんなに生き生き暮らしているということで喜んでる親御さんでも、高齢になってくると送り迎えも大変になるし、面会も距離があるとなかなかできなくなるので、やはり近くで本人の生まれた土地で暮らすというのがいいと、今、実感されているのではないか。

### Ⅲ 考察とまとめ

2016年4月に「障害者差別解消法」が施行されたが、その理念どおり

に障害のある人が地域で暮らしていける方向に向かっているのだろうか、施設入所する人は減っていないのではないのか、果たして、特別支援学校高等部を卒業してすぐに施設入所している現状があるのか、「実態を調べたい」ということで、本調査は実施された。

調査を通して、見えてきたのは、障害のある子を地域や家庭で養育するうえでの社会的な資源、特に公的な支援の不足である。親子関係の継続性を保ちつつ、親離れ子離れをいかに実現するのかは、障害のある子の子育てに限った社会的な問題ではなくなっている。わが子の自立心に応じて養育者が、徐々に手を離せる仕組みを地域の中で構築する必要がある。

施設か家族（親）かの二者択一ではなく、幼少期から地域で支援者からサポートを受けつつ地域生活を継続するための解決策は一樣ではないが、本調査をふまえた上で今後に向けた提言としては主に以下の3点を示したい。

#### (1) 地域における育ちに応じた支援の整備

児童期から継続した本人中心支援、成人入所施設を経由せず地域生活へ移行する体制づくりを計画的に推進する必要がある。

家族（特にひとり親）への支援強化が求められる。地域での子育て支援は障害のある子の養育者に限ったことではないが、乳幼児期から、本人の育ちに応じて家族（親）が直面する戸惑い、疑問を相談できる窓口整備や具体的支援が届く体制が必要となる。

親子ないしは、本人と養育者との愛着関係形成においては、本人への余暇支援や移動支援を通じた社会性の拡大を本人が利用できる社会資源（ヘルパー・日中活動等）を確保しつつ、その発達、変化を客観的に実感できる親子関係支援が地域、在宅生活時において求められる。

こうした支援体制は、児童から成人へ制度が変わっても、本人を理解し意思疎通がはかれる支援者をどこに、いかに配置するのかにかかっているとみえる。本人に対する支援の拠点が変わるたびに、従前の支援内容や

本人の成長・発達に関する情報は引き継がれることなく断絶されてしまう現状が存在する<sup>(注8)</sup>。これまでの経過を養育者である親が代弁できることもあるが、その機能が果たされていないことや、親の立場から語られてしまうこともある。また、本人の思春期や強度行動障害への対応に困難が生じると、本人の意思や希望よりも周囲の意見が重視された支援目標になりがちでもあった。

成人期の支援機関（相談支援・生活支援の事業所等）、自立生活体験室等との関係づくりやネットワーク化、情報の共有化は障害者自立支援協議会などにより推進されつつあるが、児童期の支援機関（児童相談所・特別支援学校・障害児施設等）との一層の連携、協働が求められよう。

## (2) 本人の意思決定への支援

地域生活への移行に向けては、施設内での取り組みにとどまらず、地域社会での実体験を重ねる機会の確保と本人がイメージできるような地域生活のロールモデルをまずは生み出すことが必要である。

地域で暮らすということに対する本人の理解、イメージが乏しいことが聞き取り調査から複数指摘されている。特に、入所施設の横にグループホームがある場合やグループホームからひとり暮らし生活を始めた人が遊びにきたりすることで、「朝ご飯は作らなくても、モーニングでいいんだよ」等の具体的は、実際に日々目を通してイメージ作りにもつながり、リアルなロールモデル、実体験に基づく経験値の積み重ねと意思形成が重要であることが聞き取り調査においても指摘された<sup>(注9)</sup>。

また、施設入所者が、将来の地域生活をイメージできる多様な体験や、一度の失敗で諦めずに何度でも試すことができる機会を繰り返し設ける必要がある。集団生活から一気に移行する場合は、自立訓練棟から始め、何度か体験を重ねたうえで移行していった実践例もあった。ただし、特に知的な障害のある人への支援は、明確なプログラムがあるわけではなく、その都度、対処して進める必要があることも指摘された。

「どこでだれと住むか」について、本人の意思が今は重要とされる現在、それは「翻すと、本人の意思表示が弱いと入所しがち、どのように意思を確認するのかの支援者の態度が問われる」という危うさに対する自戒を口にする人もいた。

「本人の意思決定への支援」は、本人に意思決定の力をつけさせるという「本人への」支援ではなく、むしろ、本人なりの意思形成、意思表示に如何に沿い、実現するかという「支援者への」支援と支援者自身のあり方が問われている。

### (3) 入所施設における地域生活へ移行する取り組みの運営面支援と地域住民の理解

全身性の身体障害者の地域生活は、安定的に介助者をいかに確保するかにかかっていたといえる(伊藤 2014)。現在の重度訪問介護を可能にすることで、身体介護や家事援助だけでなく、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介助を総合的、時間枠で利用できることが地域生活を営む上で不可欠となっている。

この重度訪問介護が 2014 年度より知的障害や精神障害のある人にも対象拡大されたことで、グループホームのように世話人が短時間しかおらず、少人数であっても集団生活になじめない人の「見守り支援」による単独の地域生活が可能になりつつある<sup>(注10)</sup>。しかしながら、こうした介助サービスの提供も人材が確保されなければ実現できない。

また、人材だけに限らず、日中活動の場がない地域もあり、さらに家賃等の費用面においても所得保障と合わせて取り組む必要がある。住まい、社会参加、介助体制が一体的に提供されなければ、たとえ地域生活に移行できたとしてもその生活を継続することに困難が生じる。日常生活動作がある程度自立している人が暮らすグループホームなどにおいても高齢化に対する対策は身体障害のある人に限らず急務である。

本稿を閉じるにあたり、当事者参加がいかに説得力を持つのか、提言の2点目でも触れた地域生活のロールモデルの存在が人々を後ろ向きにさせない力を持つことと、障害の社会モデルにもあるように、地域生活移行を進めるうえでの困難は、入所施設だけに要因があるのではなく、その制度設計や人員配置や研修の在り方など社会的な要因が見て取れたことについて述べておきたい。

「訪問聞き取り調査（第2次調査）」では、実際に施設を訪問し、青年層の施設入所に至る経緯や地域移行への取り組みについて、施設職員、また可能な場合には入所者自身などの方々から直接、お話を聞かせていただいた。

聞き取り調査は、身体障害の当事者を中心とした20人ほどの研究会メンバーが、介助者と共に5つの班に分かれて行った。メンバーの中には、かつて施設入所の経験をもち、現在は地域で生活している人も含まれていた。

聞き取り調査に協力して下さった施設職員の方々には、障害があり車いすを利用している研究会メンバーを前にして、「地域移行は困難」という一言で簡単に片づけることはできず、真摯に向き合い、地域移行がどうしても困難になっているのかを、自分自身で考えて応答していただいた。人間相手の調査において、「誰が調査をするのか？」の重要性と、当事者が調査に参加することの意義を強く感じる機会となった。

特に、聞き取り調査で施設の方々のお話を伺って、これは施設だけの問題ではなく社会の構造的な問題であることが見て取れる。施設の側が入所者の地域移行に人手をかけて尽力しても、経営的には報われない経済構造が存在し、理念だけではなく、理念を実現するための経済的、政策的な下支えが不可欠である。特に、報酬単価の在り方が時間の枠ではなく、支援者の行動、動作毎の単価設定となっており、また、人員配置が必ずしも常勤の必置ではなく、常勤換算という構造が実践現場から柔軟性を奪い、支援者の育成を阻んでいるとも考えられる。

今回の調査では、回答いただいた施設の入所者合計は4,924人であるが、5年間で地域移行が実現できたのは250人とごく一部の人たちに留まっている。その多くは、グループホームであり、そのグループホームも近年では大規模化しつつある。地域に社会資源の整備が進まない中で、「地域移行」は夜間に支援者なしで過ごせる人に限定されるなど、本人の能力にもとづいた「地域移行」となっている。

有菌(2016)が指摘する「脱施設化の本来の目的は、障害者の暮らしを地域で保障することであり、施設解体はそのための手段のひとつに過ぎないものだった。しかし、21世紀に入って日本政府が主導した脱施設化においては、施設解体という手段が目的へと転化され、地域で障害者の暮らしを支えるための社会的資源が整備されないまま、施設解体のみが容認される状況がつくりだされてしまった。」という批判のとおりである。

18歳の高校卒業の際に親元に戻れないとなったら、施設入所しか選択肢がない現状がある。親ではなく、介助者等を利用して地域生活を送るという「第三の選択肢」が選択肢として提示されていない。また「第三の選択肢」を実現できるような社会資源も確保されていない。『障害者自立支援法』の施行以後、障害児施設の年齢期限が厳格に運用されるようになった。そのためか、今回の調査では高校を卒業する前に中退して、成人の入所施設に移る事例もあった。卒業後の居場所を失わないようにという究極の選択であろうが、本人の教育を受ける権利からすれば筋が通らない。地域移行のためには、親ではない介助者を前提とした、地域での社会資源の整備が必要である。だれもが特定の生活様式を強制されず、地域で暮らすことができる、という『障害者権利条約』19条の理念からはまだ遠い。

さらに、施設に入っていたら本当に安心なのか。実際に施設を訪問して、そうともいえない厳しい現実を研究チームは突きつけられることとなった。知的障害の施設では、建物自体が加齢に対応しておらず、訪問した車いす利用のメンバーにはアクセスできない場所もあった。加齢が進んで足腰が弱ったら、そのまま住み続けることはできず、親しくなった仲間とは

離れ離れになってしまうだろう。入所者には、これまでの支援や見守りに加えて、いわゆる介護や誤嚥への対応など、医療的ケアも必要になってくる。施設職員は施設の枠組みの中で、何とか対応しようと奮闘されているが、入所者が重度化する一方で、施設の設備環境も人的体制も厳しい状況にある。

地域生活への移行、定着については、居住支援の整備にとどまらず、日中活動の支援のさらなる充実が必要であり、なかでも、特別支援学校高等部等を卒業した青年層への支援は、在学中から卒業後を見通した地域支援との結びつきが不可欠といえる。

にもかかわらず、このような実態を、施設と接点のない一般の人の大多数はほとんど知らないままである。まずは、この調査で明らかになった実態を、多くの人に知ってもらい、地域移行のあり方について考えていく一助となれば幸いである。

本稿は、公益財団法人みずほ福祉助成財団「平成28年度社会福祉助成金事業」より助成を受けて実施した「障害者差別解消法施行後における地域移行、地域生活支援のあり方に関する研究－施設入所支援における青年層入所者の分析を通して－」を基に執筆したものである。今回の調査を実施するに当たっては、すべての人のお名前を記すことはできないが、数多くの方々にご協力をいただいた。ここに記してあらためて感謝申し上げます。

## 注

注1 第4期計画では、国は2013年度施設入所者数の12%を2017年度末までに地域移行させる計画を目標値として示していた。その進捗状況を見ると、例えば、愛知県は2016年度末までの実績は96人で進捗率は8.6%であった。96人のうち、2016年度の地域移行者26人の主な障害種別は、身体（肢体）2人、身体（その他）1人、知的21人、精神1人、重複（知的・精神）1人

であった。知的障害の地域移行者の大半の移行先はグループホームである。

注2 なお、研究チームは、愛知県重度障害者の生活をよくする会及び社会福祉法人AJU自立の家の有志を中心に構成され、本稿執筆者である伊藤葉子が研究代表者となり実施した。本調査の結果は、日本社会福祉学会第65回秋季大会(2017年、於 首都大学東京)にて「障害者差別解消法施行後における地域移行、地域生活支援の在り方に関する研究－施設入所支援における青年層入所者の分析を通して－」と題し、口頭発表した。本稿は、この報告を基本としつつ、加筆したものである。

調査研究と同時に現任の地域移行支援の相談支援業務に従事する相談員として高橋幸子氏(相談支援事業所ゆたか希望の家 相談支援員)、知的障害者を対象に地域生活体験を実施する場を提供する事業所の実践について服部史忠氏(社会福祉法人名古屋東福祉協会 統括管理責任者)、重度訪問介護を利用して実際に重度知的障害のある息子(岡部亮佑氏)の地域生活について映像を通した情報提供をいただいた岡部耕典氏(早稲田大学)らのご協力を得て学習する機会を研究チームで設けた。特に知的障害のある人の意思形成、意思決定支援及び地域移行の実際について理解するよう努めた。ご協力いただいた方々には改めてここに記して感謝申し上げます。ありがとうございました。

注3 2006年完全施行の障害者自立支援法(現 障害者総合支援法)以降、障害者支援施設は基本的には、身体、知的、精神の三障害を一元化したサービス提供を原則とするが、実際には、従前の施設利用対象者を中心としたサービス提供をしていることから、主たる対象となる障害の種類によって分類した。

注4 入所理由の全数調査をしているわけではないため推論でしかないが、本人の加齢により要介護度が増して施設入所に至るといよりはむしろ、40代、50代の入所者はいわゆる親亡き後の入所が相当数存在するのではないかと思われる。他方で、本調査研究が着目する10代、20代の青年層の入所者数も無視できない人数であるといえる。

注5 愛知県が2017年末時点で県下の障害者支援施設69施設に入所している県内

市町村で支給決定を受けている 3,859 人への地域生活移行に関するニーズ調査においても、地域移行に関する家族のニーズは施設での生活を希望する家族が 67.2%、地域での生活を希望する家族はわずか 3.3%である。また、特に調整を要する事項（課題）については、「ご家族の理解と協力」の割合が 57.4%、次いで「ご本人が意思を持つこと」38.8%、「入所施設における地域移行推進の意識の醸成・支援の充実」31.9%であった。

注 6 訪問聞き取り調査において、地域移行における本人の意思形成支援についてたずねたところ以下のようなご発言を得た。いずれも記述内容は、聞き取り担当者による聞き取り内容の要約である。

- ・本人自身が、「自分がこんなこと言っても」とずっと思っている。それをいかに崩していくのが課題。(自分のお金は自分で使いたいなど) 失敗しつつ、そのなかでつかんできたものがあるはず。最近では、自分ではやらないという人が増えてきている。職員、支援者が意思を決定する力をご本人につかんでもらう(学校でもそういう教育が弱い)、意思形成支援をしなければならぬ。

以前は、既成概念を壊すことに力を入れてきていたが、それが規定路線になると、若いスタッフとしては、さらにそれを越えていこう(りんごがいの? みかんがいの? 程度の支援)とする力が弱い。そのことを意識付ける働きかけ、声かけを絶えずしている。

- ・地域移行について、誰に聞くかによっても…。自己決定をするということが難しいところもある。かみ砕いて説明をして、言い方一つで誘導になってしまう。「一人で生活してみたいですか?」と聞けば、「はい、してみたい」と言うと思う。それに伴う背景は経験不足もあるが、そういうことを抜きにすれば、「してみたい」という回答が来ると思う。入所期間が長いので、ここが住まい。人生の半分以上をここで生活している。他のところ、一人暮らしやグループホームのイメージができない。他のところに行きたいという思いが言える人は、もっとこんなことができる施設へ行きたい、と答える人はいる。自分が行くところは施設しかない。それしか経験がないから。

注7 住民の反対にあいながらも、その後、施設を開設し、次第に地域に受け入れられた経験のある施設では、以下のような指摘がなされた。

- ・施設を建てる際、非常に住民の反対が大きかったので。オープンの5年ぐらい前から準備は始まったが、最初に候補にしていた場所では結局ダメだった。地域の人への説明会でも「塀を作れ、入所者に鎖をつける。外を散歩する時は同じ服を着せて名札をつける。月1回は報告会をしろ」などといわれた。医師からも住民に対して説明をしてもらった。また保護者が反対している住民を一軒一軒訪ねてお願いに回った。今でも合会でその時のことが涙ながらに語られ、もう思い出したくもない苦労だったと。特に当該地域に住む保護者も説明に回ったが、地域の住民がそんなふうと思っていたことが本当に悲しかったと。最終的には自分たちも高齢になったら福祉のお世話になるかもしれないし「対策本部」があるなら、という事で了承いただいた。私たちの方もことあるごとに住民に説明をしていった。

今は高齢化でお祭りをやる人手の確保が難しくなっている。職員が祭りの準備を手伝って頼りにされるようになった。回覧板も回してもらえるようになった。過去を恨むのではなく、この地域はこういう人たちの事を理解するための機会がこれまでなくて、わからなかったということかなと思っていて。ようやくここまでたどり着けたという感じ。こことは別のところにグループホームを作るという話になった時、果たしてどういう反応が返ってくるのか不安なところもある。地域にメリットがあることをやっていかないと。

注8 制度変更時に伴走する支援者がおらず、翻弄される親の姿について、聞き取り調査時に以下のような発言を得た。

- ・行政によって対応が違う。ひどいと「どんな方ですか」ときいてもわからない。障害者自立支援法ができた時の行政の対応はひどかった。障害児のお母さんに対して、今までは市役所が直接相談を受けていたのを、「こちらの支援センターに電話してください」とリストを渡されたと。お母さんはあちこちに電話をかけていて。そういう電話が毎日のようにあった。法律が変わった後のフォローを誰もしていない。そういう経験をしている家族は、施設に

入れるとほっとされる。

また、ようやく各機関のネットワークが形成されつつある現状についての発言もあった。

- ・ 18歳の誕生日に児童相談所から離れて支援センターになる。認定区分を受ける1か月前から相談するところがガラッと変わる。学校の先生もすごく困ると思う。だから市町村によっては、この人は将来的におうちには戻れないとなると、本来は18歳にならないと支援区分の認定は受けられないがそんなことはいってられないので、1年前にする行政もある。私たちは支援区分がないと相談にもれないので。今ようやく基幹相談支援センターができて、児童相談所も学校も各機関を巻き込んだ連携ということが言われ始めたところ。

注9 指摘された内容については、以下のような発言があった。

- ・ 小さい時から施設の生活だと、一般の住宅で過ごすというイメージが利用者さんのなかにはない。「買い物」にしても、歩いて出かけてお店に入って、モノを選んでレジまで行って、お金を払う。おつりをもらう経験を積んで、初めて「ものを買う」ということができる。それを毎日積み重ねていかないとモノにならない。
- ・ 地域移行について、誰に聞くかによっても…。自己決定をするということが難しいところもある。かみ砕いて説明をして、言い方一つで誘導になってしまう。「一人で生活してみたいですか？」と聞けば、「はい、してみたい」と言うと思う。それに伴う背景は経験不足もあるが、そういうことを抜きにすれば、「してみたい」という回答が来ると思う。入所期間が長いので、ここが住まい。人生の半分以上をここで生活している。他のところ、一人暮らしやグループホームのイメージができない。他のところに行きたいという思いが言える人は、「もっとこんなことができる施設へ行きたい」、と答える人はいる。自分が行くところは施設しかないと思っている。それしか経験がないから。

こうした地域移行、地域生活へのイメージのしにくさは、職員も同様に抱

えている場合もあった。

注10 映画「道草」は、映像を通して私たちにその実際を示してくれている。実際に地域生活をしている重度障害者の存在を、本人、施設職員(障害児・者)、支援機関(児童相談所、特別支援学校、市町村など)、家族(親)が知る機会を意図的に作る必要がある。映画「道草」の全国各地での上映会開催は、その1つであるといえる。

## 参考文献

- ・愛知県(2018)『第5期愛知県障害福祉計画』  
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/232454.html> (2019.10.1.検索)
- ・有菌真代(2016)「施設で生きるということ―施設生活者の戦後史からみえるもの」『世界』2016年10月号 pp49 - 55
- ・映画「道草」公式ホームページ  
<https://michikusa-movie.com/> (2019.10.1.検索)
- ・伊藤葉子(2014)「自立生活センターの日米の差異―介助者とコーディネートを中心に―」『中部社会福祉学研究』第5号、31 - 40.
- ・名古屋市(2018)『第5期名古屋市障害福祉計画・第1期名古屋市障害児福祉計画』  
<http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000066639.html> (2019.10.1.検索)
- ・社会保障審議会障害者部会(2004.7.13.)『今後の障害保健福祉施策について(中間的とりまとめ)』
- ・障害者の地域移行、地域生活支援の在り方研究会(2017)『みずほ福祉助成財団平成28年度社会福祉助成金助成事業 報告書 障害者差別解消法施行後における地域移行、地域生活支援の在り方に関する研究―施設入所支援における青年層入所者の分析を通して―』
- ・独立行政法人 福祉医療機構(WAM NET)ホームページ  
<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/> (2019.10.1.検索)



# 福島から照射する水俣病をめぐる 分断修復の現状と課題

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 牛 | 島 | 佳 | 代 |
| 成 |   | 元 | 哲 |
| 向 | 井 | 良 | 人 |
| 除 | 本 | 理 | 史 |

## 1 福島と水俣における分断と分断修復

原発事故から8年半が経過した今の福島に広がるのは県内と県外、避難者とその他の県民、避難者同士など幾重にも折りたたまれるような重層的な分断である。放射能の影響をめぐり、家族や地域に認識のずれがあり、避難や帰還など対処行動をめぐって住民の判断は揺れた。その上に、線量による区域割りで賠償格差が生じ、家族や地域は切り刻まれた。

何か衝撃的な出来事があった時、人の心は深く傷つく。人の心が傷つくように、家族や近所や友人といったコミュニティもまたダメージを受け、深く傷つくことがある。しかも、そのダメージが一過性の出来事ではなく持続的な状態として家族や近所や友人といったコミュニティに影響を及ぼすことがある (Erikson 1976)<sup>1</sup>。我々の社会生活の基礎を作っている有機的な組織に対する「混乱した感情や行動を引き起こすことのあるストレスまたは打撃」と「そのようなストレス、打撃によって引き起こされた状態、状況」の両方を Erikson に倣って、ここでは「分断」と定義したい。こうした分断は、人と人を結ぶつながりを損傷し、それまで人々の間に浸透していた連帯意識を傷つける (Erikson 1994)。分断は常に顕在化して

いるわけではないが、日常生活において「もやもや感」、「語りにくさ」、「いまさら口にしても仕方ない」といった様子を呈し、家族や地域社会におけるコミュニケーションや人間関係に影を落としている。ダメージを受けたコミュニティは何らかの形でケアやセラピーを必要とする。それが分断修復である (Bessel van der Kolk, 2014, 宮地 2013) <sup>2</sup>。

20世紀の科学技術の粋を集めた原子力発電所で起きた未曾有の出来事は人間の「からだ」「こころ」「きずな」に長期的にどのような帰結をもたらすのか。また、なぜ人為災害なのに被害者同士で分断が生じるのか。さらに、どうすれば家族、地域、社会における分断を乗り越え、傷を癒していけるか。

高橋哲哉は福島と沖縄を例に、ある人々の利益のために別の人々が犠牲になる、そうしないと維持できないようなシステムを「犠牲のシステム」と呼んだ (高橋 2012)。また、川村湊はゴジラや鉄腕アトムなど様々な文化現象から「原発と原爆 (= 「核」)」をめぐる時代精神を浮き彫りにし、戦後日本が世界に伝えるべきことは、被ばく体験から生まれた文化、原子力による被害の文化であると指摘した (川村 2011)。しかし、福島、沖縄、広島における家族や地域の分断については両者とも沈黙している。

一方、歴史を振り返ると、同じような分断とそこから立ち直ろうとする試みの歴史に気づく。水俣病事件を経験した水俣市とその近隣地域である。水俣病の公式確認とされる1956年から63年が経過した。「第二の政治決着」と呼ばれる2009年施行の「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」(以下、特措法)は、「あとう限りの救済」を掲げたが、救済策から漏れるなどした1700人以上が国などに損害賠償を求める訴訟を起こしており、「最終解決」には程遠い。一方、住民の間の分断の克服を目指して水俣市が25年前に提唱したのが「もやい直し」である。船と船を綱でつなぎ合わせるように、人のきずなを結びなおす試みである。「大切なのは、意見の違いを認めた上で対話することだ」と当時の市長、吉井正澄は言う (吉井, 2016b)。

水俣病事件と福島原発事故は、いずれも健康不安、社会的差別、補償格差を伴っている点から、関係者の間で沈黙と分断の狭間で揺れ動いてきた。しかし、いま求められているのは、分断を前に沈黙するのではなく、多様な関係者が参加し、共有できる知的枠組みの構築である。本研究は、水俣病をめぐる分断の歴史とそれを克服しようとする試みから、同じく現在進行形の福島の方断修復への教訓を引き出そうとするものである。

## 2 水俣病の呼称が映す分断

「1932年から1968年にかけてチソ株式会社水俣工場が水俣湾に流した工場廃水により生じたメチル水銀中毒」は「水俣病」と呼ばれている。「水俣のメチル水銀中毒」ではなく「水俣病」と呼ばれる理由は「世界で初めて、水俣で起きたため」とされる<sup>3</sup>。メチル水銀中毒を地域に特化する「水俣病」という呼称は、環境を考える教訓を表す一方で、水俣への偏見を呼び込むものとして、水俣市民に今なお葛藤をもたらしている。2019年3月には「メチル水銀中毒症へ病名改正を求める水俣市民の会」が国道沿いに看板を設置したことで、あらためてこの葛藤が顕在化した。ここでは「水俣病」の病名変更運動をめぐる対立の歴史に焦点を当てながら、水俣に生じた分断を読み解く。

### 2.1 水俣市民による「水俣病」改称への言及

「水俣病」は政令に用いられる公式な呼称であるが、その名からはメチル水銀中毒であることが読み取れず、熊本県水俣市に固有の疾患を想起させる。「患者が発生した地区の魚は売れなくなる」という状況は早くからあったが、「水俣病の水俣」として認知された水俣市は、環境汚染と健康被害に加えて風評被害にも苛まれる。環境汚染が社会問題化する1960年代には、「水俣」の名を冠するあらゆるものが外部社会から忌避される傾向が顕著になった。1968年9月28日の西日本新聞は、「水俣病問題でもっとも打撃をうけたのは地元の旅館、ホテル群と漁業関係者。水俣病を公害

に認定する政府の態度がはっきりしはじめ、患者の実態が改めて報道されだすと、客足はめっきり落ちて三〇パーセントも減った」と報じている。

1968年9月26日に厚生省は「水俣病に対する見解と今後の措置」で水俣病を公害と認めた。これに合わせて水俣市では商工観光業者を中心とする「水俣市発展市民協議会」が発足し、9月29日に結成大会「水俣市発展市民大会」を開催した。発起人は市内51団体の代表者で、全市的規模の市民組織であった。発足を報じる9月26日付の熊本日日新聞によると、同会は「水俣病問題の早期解決とチッソ水俣工場の再建五カ年計画の遂行を望む水俣市民の声が高まっている折り」から「地元有力者五人が発起人となり、商議所、金融協会、観光協会、チッソ下請け協力会、旅館組合、建設業協会、婦人会など約三十団体に呼びかけて結成したもの」である。その趣意書は「水俣市に蓄積された病弊を一掃し、水俣市の信用を回復し、再び明るい前途ある水俣市作りを達成」するべく全市民に呼びかけている。

水俣市発展市民大会の大会決議案は7項目から成り、その内容は、水俣病患者家庭互助会への援助に関するものが3項目、チッソの再建に関するものが3項目（うち1項目は、チッソ新旧労組の協調を訴えるもの）、そして最後の項目が病名変更の要請である。「公害として認定された現段階で、この際水俣病という病名の名称を変えること、未だに水俣病が発生しているような誤解を解くべく厚生省並び報道機関に要請する」とある<sup>4</sup>。これが水俣市民によるいわゆる「病名変更運動」の始まりにあたる。

この大会決議に示された市民の関心事が病名だけではないことに留意が必要である。なによりチッソの動向は水俣市にとって重大な問題であった。厚生省見解発表後の記者会見でチッソ社長・江頭豊は水俣工場の大幅縮小をはのめかして地元水俣の動きを牽制している。

水俣病に対する公害認定とからみ地元側が補償問題で騒いだり、また労組側が長期ストを実施することにもなれば、現行五カ年計画を再検討せざるを得ない。つまり組合側や地元が会社側に協力してもらえ

ない事態になれば現在の水俣工場の大幅縮小もありうるということだ。(『熊本日日新聞』,1968年9月27日)

水俣市発展市民大会は、こうした状況への危機感を背景に開催された。翌日、9月30日付の熊本日日新聞は、発展市民大会の様態を以下のように報じている。

水俣病問題の早期解決と再建計画遂行を望む市民の感情が多くの市民に足を運ばせる結果となったのだろうが、出席者の大半はチッソの動向で大なり小なり影響をうける商工団体の人たち。水俣病患者の救済もさることながら、出席者の関心はむしろ再建計画にあったようで、「会社再建計画変更」反対に拍手が集まっていた。(『熊本日日新聞』,1968年9月30日)

このようにチッソ再建と一体の要請であったことは、後に至るまで病名変更運動を「チッソ擁護、患者抑圧」の文脈に縛る一因となった。

## 2.2 水俣市民による署名運動の始まり

水俣市発展市民大会から3年後の1971年10月には、チッソとの直接交渉を図る水俣病患者と、チッソの存続を求める水俣市民の双方が行動を起こす。そして双方の隔たりが新聞折り込みビラを通じて顕在化する。

認定棄却処分に対する川本輝夫ら9名の行政不服審査請求を受けて、環境庁は1971年8月に県の棄却処分取り消しを裁決すると共に、「有機水銀の影響が否定できない場合は水俣病とする」旨の事務次官通知を出した(いわゆる「46年環境庁裁決」)。そして同年10月に開かれた認定審査会は川本ら16名を水俣病と答申し、熊本県知事は全員を水俣病と認定した。この「46年環境庁裁決」が示した認定要件に沿って認定された患者は、従来の認定患者と区別して当時「新認定患者」と呼ばれた。川本らは「心か

らの謝罪と誠意ある償い]を求めてチッソに直接交渉を申し入れるが、チッソは認定基準が従来と異なることを理由に補償を拒否し、11月1日には新認定患者家族と支援者が水俣工場正門前にテントを設営して座り込みに入る。いわゆる「自主交渉闘争」の始まりであった。

水俣市の商工観光業者は「昭和36年以降一人の患者も発生していない」(『西日本新聞』,1968年9月28日)とイメージの回復に努めてきただけに、46年環境庁裁決による判断条件の緩和を憂慮した。1969年の提訴で企業責任と補償問題が法廷に持ち込まれてからは、補償金の負担によってチッソが規模縮小・倒産するのではないかという危惧が市民の間に広がっており、そうした人々に新たな患者の出現が歓迎されるはずもない。新認定患者がチッソとの交渉を開始するに至って、2つの市民グループが水俣病問題の早期解決を求める署名運動を始める。

徳富昌文を代表とするグループは発起人16名のうち7名が1968年の発展市民協議会の発起人と同一人物である。徳富グループは要望書に「『水俣病』の病名是水俣市のイメージを暗いものにし、かつ悲惨なものとして印象づけています。このため『水俣病』の病名から水俣を削除し、他の病名に変更して頂きたいと思ひます」と謳っている。一方の池松信夫を代表とするグループ<sup>5</sup>は趣意書では病名変更に触れることなく「患者並びにその家族の将来にわたる抜本的な解決策」の必要を訴えるなど、徳富グループとは主張に若干の相違がある。両グループはそれぞれ独自に署名運動を展開した後、水俣市長・浮池正基の斡旋で統一組織「水俣を明るくする市民連絡協議会」(以下「市民連絡協議会」)となる。

1971年11月14日、市民連絡協議会の結成大会「水俣を明るくする市民大会」(以下「市民大会」)が水俣市体育館で開催された。結成を伝えるビラの見出しには「市民の総意で誕生」とある。大会決議文は「水俣病の解決と水俣市の発展の為の唯一無二の施策」として6項目の活動方針を掲げている。患者の補償と治療に関するものが2項目、水俣湾のヘドロ処理に関するもの1項目、病名変更に関するもの1項目、水俣市の経済発展に

関するもの2項目である<sup>6</sup>。病名変更については「『水俣病』の病名は水俣市のイメージを暗いものにし、かつ悲惨なものとして印象づけている。このため『水俣病』の病名から水俣を削除し、例えば水銀中毒症等の病名に変更するよう関係各方面に働きかける」とある。徳富グループの要望書とほぼ同じ表現である。

### 2.3 「ピラ合戦」に現れた不信感

1971年10月に始まった2つの署名運動に対し、自主交渉派患者は発起人への公開質問状を出した。質問状は、徳富グループに対しては10月28日付「公開質問状」および10月30日付「公開質問状(その2)」、池松グループに対しては11月3日付「おたずね(その1)」がある。いずれも文面は異なるが、署名運動が患者の現実を直視しておらず、チッソの加害責任に言及していないという二点を問い質している。11月に入ると、公開質問状に対する発起人の回答とは別に、「署名運動に積極的に協力した市民有志一同」(以下「市民有志」)が患者・支援者側の行動を批判する新聞折り込みピラを続けざまに発行し、これに自主交渉派患者と「水俣病を告発する会」「水俣病市民会議」等が同じく折り込みピラで反論する。これら一連の応酬は「ピラ合戦」と呼ばれる。

署名運動の趣意書や市民有志ピラを見る限り、水俣市民はチッソ再建や病名変更のみならず、「患者救済」にも言及している。中には患者支援の党派性を非難して「心から市民の手で救済」と訴えるピラもある。

それにしても、主義思想の上に結束した立派な団体(水俣社会党支部)が田上、田中両氏の「意思決定の自由、行動の自由」を圧迫し深夜に及ぶつるし上げで、発起人グループから引きずりおろしてしまうというような、自らもつ社会主義を無視し、市民生活より、党組織を可愛がる暴党が、なんで水俣病患者救済を語る資格がありましようか、彼等のような似非党员こそ真実は、水俣病患者を食い物にし、踏台にし

て、党勢拡張に窮々としている細菌的徒輩であるというべきであろう。このことは二十五日の水俣病を告発する会のチッソ乱入事件でも明らかであり今こそ四万市民の皆さんが活眼して彼等の非人道的クサレ根性を監視しよう。そして水俣病患者を心から市民の手で救済していこうではありませんか。(1971年10月26日付「真実を伝える／超党派の市民運動を盛り上げよう」)

しかし、趣意書やピラに「患者救済」の言葉はあっても、当時の水俣では患者と会うこと自体がタブー視されており、患者の実情を知る市民は例外的な存在であった。吉本哲郎は「私が市役所に入ったころ(引用者註：1971年)には患者の話を聞きに行ったら辞めさせろと言われてましたからね」(末吉1996：28)と語っている。当時の署名運動の発起人もまた、運動に際して患者家族を訪ねることはしておらず、自主交渉派患者から署名発起人(徳富グループ)に出された公開質問状もこの点を問い質している。

水俣病を解決するためには当事者である患者家族がどんなひどい症状で、どんな苦しい生活を送り、何を考え、何を一番望んでいるかをまづ第一によく知らねばならないと思いますが、あなたがたの誰れか一人でも患者と会ってじっくり腰をすえて話を聞かれたことがありますか。どういう家の中のありさまであるか、例をあげられますか。(1971年10月28日付「公開質問状」)

患者を直接に知らない水俣市民にとって、患者救済とは「気の毒な人々に対する慈善」であった。1959年11月に水光社<sup>7</sup>家庭会が工場廃水停止措置に反対して行った陳情の一節には「患者家族救済のため」「暖かい手を差しのべて参りました」とある。それから12年後の「市民有志」ピラに現れているのも同様の患者観である。

我々は市民の一人として「水俣病の早期解決、患者の将来にわたる救済措置」を県、国に訴えてゆき、明るい水俣市を目指して署名に参加したのです。なぜこうした市民運動が批判をあびなければならないのですか……なぜこの運動が悪いのですか… (1971年11月6日新聞折り込み「署名(市民運動)に協力してどこが悪いと言うのか!」)

戦争で、あるいは交通事故で、病気で親を失い貧しい生活を続け、生活保護を受けている者もたくさんいるのです。その様な立場にある多くの市民だって気の毒な患者並びに家族の為にと思い署名したのです。(1971年11月7日新聞折り込み「組織も力もない私達市民の立場も考えて下さい」)

皆さんと同じような立場の人が、私達の身のまわりには、いくらでもいます。(1971年11月8日新聞折り込み「三千万円要求の根拠を明確にして下さい - 市民が心から理解できれば支援致します -」)

こうした言葉で言い表されているように、「市民有志」にとって水俣病患者は補償ではなく見舞いの対象であった。市民連絡協議会結成報告ビラ(1971年11月17日付)の見出しにも「市民の皆様、水俣病患者へ暖かい援助の手を差しのべましょう!」とある。患者が見舞いの対象としての役割を受け入れるうちは市民の「善意」との齟齬は生じないが、補償を要求すると役割期待から外れてしまう。「市民有志」が求めた「水俣病問題の早期解決」とは「水俣病騒ぎの早期収拾」によるチッソ城下町の秩序回復であり、患者による訴訟や自主交渉は看過できるものではなかった。更に、水俣の外から参集する患者支援者は、患者を利用して秩序を脅かす暴力集団と映る。

水俣に会社があるから人口わずか三万たらずの水俣に特急がとまり、

観光客だって来るのではないのですか。会社行きさんが、会社から高い給料をもらい、水俣で使ってくれるから水俣の中で金が出るのではないのですか。銀行だって、生命保険会社だって土建業だって、私達駅前の食堂だって、曲りなりにも、なり立っているのではないのですか。(略)

今、水俣市民の大多数の方々が二つの署名運動に参加して「水俣病の早期解決と水俣市の発展」に立ち上がろうとしております。どうかあなた方も、市民と共に行動して円満解決に協力して下さいようお願い致します。そして支援団体という人達にもお願いします。患者さんを自分達の目的達成の為の道具に使わないで下さい。患者さんを利用して、水俣市の印象をこれ以上悪くしないで下さい。うらみ、つらみでは患者さんは救われません。患者さんに会社をうらんだり、ましてや市民をうらんでいる様な印象を内外に与えてしまい、市の印象を最低にしてしまった事に対して、市民が怒っていることをもっともっと知って下さい。(1971年11月9日新聞折り込み「患者さん 会社を粉碎して水俣に何が残ると言うのですか!」)

ビラ合戦の「市民有志」は11月6日の折り込みでは6名の連名だが、11月7日には7名、11月8日には10名、11月9日には15名、11月10日には20名と順次増加する。11月11日の折り込みでは25名が名を連ねており、患者側との対立が深まっていく様子が窺える。では、「市民有志」を患者支援者側はどう見ていたのか。「水俣病を告発する会」のビラには以下のようにある。

十月六日の十八家族認定のあと、チッソはいちはやく中央公害審査会に調停を依頼する意思を明らかにした。これに対して患者はあくまで直接交渉による補償をのぞみ、十一日、二十二日の二回にわたってチッソ側と会談したが、チッソ側は態度を変えず、この間チッソと癒着す

る有力者層は市民有志と名乗って「要望書」なるものを作りあげ署名運動を始めた。この要望書は水俣病紛争が市民生活に不安を与えているとしてその解決をうたったものであるが、その解決策とは全くチッソの意向を代弁し、患者を孤立させようとするものにほかならない。すなわち三十四年当時とまったくおなじ患者封じこめの策動がより大がかりに開始されたのである。告発する会はこの事態に際して患者の直接交渉の方向を全力をあげて支援する決意をかため、十月二十五日チッソ工場に実力で侵入、事務所正面を占拠し、四時間のすわりこみを行ってチッソ側にゆさぶりを与えた。この行動は一部では暴力的云々と非難されたが、われわれとしては今日の局面をそれだけ重要で切迫したものと考えこの行動に踏み切ったのである。(1971年11月9日付「すべての力を水俣へ／捨身の反撃に出た患者を孤立させるな」)

置かれた状況の違いから来る「問題」の相違は「解決」の相違を生み、それぞれが双方にとって譲歩できない深刻な問題であるだけに対立も激化した。署名運動を「患者封じこめの策動」とする患者・支援者側にとっては、署名運動の要望事項である病名変更もまた「患者封じこめ」の具体策であり、これ以降、病名変更要求は患者・支援者側から常に同じ言葉で批判を受ける。

## 2.4 「水俣病」病名変更運動の高揚と運動の意味づけ

ビラ合戦から間もない1972年2月には水俣市漁協が「水俣病」病名変更のための漁民大会を開き、翌月には「すわり込みも辞さぬ覚悟で」(『熊本日日新聞』,1972年3月9日)省庁に陳情を行う。また、これと同じ時期に熊本県知事・沢田一精も病名変更を環境庁に申し入れる意向を表明し、この頃から新聞各紙は患者の自主交渉と共に病名変更要求にも紙面を割くようになる。また、3月14日の水俣市議会定例会では浮池正基が「市長といたしましては、やはり病名変更をしてもらいたい」と発言しており、

病名変更は「チッソ再建」と抱き合わせに語られるのではなく、独立した案件としても扱われるようになった。もちろん、このように病名が問題となる背景には「水俣病の水俣」に向けられるまなごしがある。水俣の全てが公害に蝕まれているかのようなイメージを抱く者も現れ、偏見は土地や産品のみならず水俣出身者にも向けられた。1973年3月1日付の熊本日日新聞が「水俣に住んでいるというだけで娘の縁談がこわれた」という女性を紹介している。記事に「昨年」とあることから、これも1972年のことである。

東さんの二十二歳になる長女は、大分県に住む青年と見合いをして、昨年十月十五日に挙式の予定になっていた。ところが九月になって婚約者から「自分たちの子供が水俣病にかからないという保証はないので、この話はなかったことにしてほしい」という手紙が届いた。はじめから水俣に住んでいることはわかっていたのにと東さんは残念がる。〔『熊本日日新聞』,1973年3月1日〕

一方、1972年3月には訴訟派家族・自主交渉派家族・市民会議の各代表（渡辺栄蔵、川本輝夫、日吉フミコ）が連名で病名変更反対の陳情を行っている。

もともとこの病名変更の運動を行っている人たちは過去20年近い年月の中で水俣病患者家族の苦しみに対して一顧だにしなかった人たちが大多数を占めています。この病名変更運動の核となっている人たちは水俣病患者家族に対し冷淡であったというよりむしろ企業サイドに立って患者家族を孤立に追い込んで来た人たちであります。病名を変更したからといって現実に生きる患者家族の肉体的、精神的苦痛はいささかも減じられるものではありません。

さらにこの運動の背后にチッソ会社が存在することから考えますと病

名変更運動の意図するところは、水俣病に対する責任の所在をぼかし患者家族を再び孤立無縁の状態に落し入れようとする策謀の一端であることは明らかです。

水俣病という病名は水俣病患者家族を犠牲にしてわたしたち人類に加えられた許しがたい原罪の象徴としての名前であります。私たち日本国民はこの十字架を水俣病患者家族とともに背負って生きぬく覚悟がなくして、どうして今後の公害を撲滅することができましょう。

(渡辺栄蔵、川本輝夫、日吉フミコ「陳情書 水俣病の病名は変更しないで下さい」1972年3月5日)

この陳情書でも、病名変更運動に対して「患者家族を再び孤立無縁の状態に落し入れようとする策謀」という意味づけがなされている。更に「水俣病」に対して「水俣病患者家族を犠牲にしてわたしたち人類に加えられた許しがたい原罪の象徴」という、踏み込んだ意味づけが見られる。

1968年の公害認定、1969年の提訴、1971年の自主交渉開始と、水俣病事件への関心が高まる中、1972年6月には水俣病患者らがストックホルム環境会議に出席して世界の注目を集めた。そして1973年3月には患者勝訴の判決が確定する。こうした動きを新聞紙上で追うだけでも「水俣病」の呼称を通じて「水俣」のネガティブなイメージがつけられていく。それに加えて水俣に深刻な風評被害をもたらしたのが、1973年5月の新聞報道に端を発する第三水俣病パニックである。発端は有明海沿岸での類似症例であり、チッソ水俣工場や水俣病闘争と直接の関わりはないが、「第三水俣病」の呼称は必然的に水俣を巻き込む。それゆえにこのパニックは「水俣病」という呼称の問題をあらためて浮き彫りにした。同年8月、水俣市は全市民を対象に各区駐在事務所長と行政協力員を通じて水俣湾へドロ処理の早期着工と病名変更を要請する署名運動を展開する。この1973年の夏が「水俣病」病名変更運動のピークであった。

水俣市による1973年の署名・陳情活動の経過は「市報みなまた」で追

うことができる。第371号(1973年7月1日号)には「『水俣病』病名変更を全市民の署名運動へ」「『水俣病』の病名変更に広く市民の意見を」という見出しが並ぶ。第373号(1973年8月1日・15日合併号)でも引き続き「『水俣病』病名の改称を」「全市民あげて、署名に参加しよう!!」と呼び掛け、「『水俣病』病名改称 これまでの運動経過」として1971年10月の署名運動以降の経過も記されている。第375号(1973年9月15日号)には「有権者の72%が署名 水俣病病名改称運動」として、有権者数25290人に対し18251人(72.17%)が署名したとの報告がある。また、第377号(1973年10月15日号)には「水俣病病名改称など 環境庁、各医学会へ陳情」という見出しで陳情報告が掲載されるとともに、9月10日から実施された「水俣病病名のため市民が受けた被害調査」のアンケート結果が紹介されている。このアンケートの回収率は市内10519世帯の74.50%で、このうち2238名(30.1%)から具体的な回答が寄せられたとある。以下の内容が掲載されている。

「水俣市民であることを隠したことがある」1063名

「旅行中など水俣出身であるということの不愉快な体験をした」881名

「いわれなき仕打を受けた」34名

「子供の就職に影響があった」52名

「水俣出身で結婚が破談になった例を知っている」845名

「自分の子供の結婚が破談になった」19名

これら水俣市主唱の病名変更運動に対し、訴訟派・自主交渉派患者は「尚水俣病病名変更の署名が集められていますが、私達はいかなる手段による病名変更の画策にも、反対を表明しておきます」(1973年8月26日付ビラ「私たちは絶対に忘れません 今も続いている「チッソ」の仕打ちを!!」水俣病患者家族東京交渉団)と反対表明を行っている。また、水俣病市民会議会長・日吉フミコは、同年9月12日、参議院公害対策並びに環境保

全特別委員会で以下のように述べている。

(略) いつも押さえ込みという方向でこの病名変更の問題が出てくるわけでございます。そうして今度、そういう世論調査といいますが、その方法が、きわめて行政がおかしいのであって、行政が行政機関を通じて回覧板で反対の署名を取りました。通常、行政が出すそういうものにはたいていの人が署名するわけでございます。私の地域では署名しなかった人は三軒しかございませんでした。そういう人はよっぽど勇気がある人でございます。いつも、チッソの不法行為というものを隠蔽するための一つの方法として出てくるわけでございます。(第七十一回国会 参議院公害対策並びに環境保全特別委員会 会議録第十五号,1973年9月12日)

「いわれなき仕打ち」の原因が「水俣病」の呼称にあると考え、病名変更によって地域への偏見を断ち切ろうとする市民がいる一方、病名変更によって孤立させられると考え、策謀と批判する市民(患者・支援者)もいる。こうした見方はこの後30年以上を経ても変わらない。2006年に西日本新聞熊本版に掲載された「シリーズ 水俣病公式確認50年」のうち、「深き淵の記憶 塩田武史さんの写真から」の連載第8回「病名」(2006年2月2日)は、「汚名か反公害の象徴か」という見出しで呼称の争点を端的に示した。病名変更運動に対する患者・支援者側の見解として「結局はチッソを擁護し患者と敵対する人たちの、病名に名を借りた運動でしかなかった」(水俣病互助会事務局・谷洋一)、「運動の成り立ちが悪すぎる」(水俣病被害者の会事務局長・中山裕二)という声が掲載されている。

かつて「チッソを擁護し患者と敵対する人たち」が病名変更を要求したことから、病名変更を要求する人々は「チッソを擁護し患者と敵対する人たち」に読み替えられてきた。だが、人間の意識は属性に固定されてはならず、如何様にも変化しうる。患者の全てが病名変更に反対しているとも

言い切れない<sup>8</sup>。一つ確かなことは、「水俣病」の呼称を変えることは「水俣病」の運動にコミットした人々にとって運動への敵対を意味するということである。

## 2.5 不信の連鎖

「水俣病」という呼称は両義的である。「公害撲滅のために背負うべき十字架」としても、「地域への偏見」としても意味づけることができる。公害被害者の証、闘争の旗印である「水俣病」は、立場を異にする人々には外部からの「いわれなき仕打ち」を呼び込む扉ともなる。しかし、そうした呼称の解釈に基づく二項対立図式は社会の分断を説明するには単純に過ぎる。渡辺栄蔵、川本輝夫、日吉フミコの連名による1972年3月5日付の陳情書に「過去20年近い年月の中で水俣病患者家族の苦しみに対して一顧だにしなかった人たち」とあるように、病名変更運動の担い手に対する患者・支援者側の不信感は根強い。病名変更運動への反対表明から窺えるのは、「水俣病」が病名であることの必要性よりも、理不尽な仕打ちへの憤りである。

病名変更運動が患者に対する過去の仕打ちの再来のように受け止められるのと同様、ピラ合戦の「市民有志」もまた、過去の様々な「騒ぎ」の苦い記憶を患者運動に重ねている。「市民有志」のピラに次のような一節がある。

考えてみると我々市民は、ここ十数年間、三十四、五年頃の漁業補償と水俣病騒動、三十七年のストライキ、四十三年からの水俣病騒ぎ、チッソの合理化と、今日まで問題ばかりの暗い年月の連続でありました。市民の大部分の気持はもうこれ以上騒ぎは止めてくれ、明るい町になってくれと言う言葉で一ぱいであります。(1971年11月2日付「質問に答えて下さい」)。

これらの市民にとって水俣病闘争は忌まわしい「騒ぎ」の再来であって、それゆえ水俣病闘争に対する反発は水俣病闘争のみが生み出したものではない。ビラに挙げられた「騒ぎ」は全てチッソ水俣工場に絡んで発生したものであり、「騒ぎ」の現場は常にチッソ水俣工場周辺の市街地、市の中心部であった。そのときチッソを取り囲む「不満分子」は必然的に市街地住民の日常生活に混乱をもたらす存在である。チッソに起因する度重なる「騒ぎ」は、間接的な被害者である市民の危機意識と親和を高めたといえる。特に1962年からの安賃闘争<sup>9</sup>による被害者意識には深刻なものがある。市民が安賃闘争の対立構図を通して水俣病闘争を見ていることは、次の一節にも明らかである。

私達市民の目からみた感想を率直に申し上げます。座込みや、赤旗をみますと、三十七年を思い出していやなのです。

水俣でさわがないで下さい。三十七年も会社が悪いとか、旧労だとか、会社の手先だとか言って、市民は犠牲になりました。

私達は、今回の乱斗や座込みも、やはり組合が裏で先導しているような気がしてなりませんでした。(1971年11月6日新聞折り込み「署名(市民運動)に協力してどこが悪いと言うのか!」)。

このように、水俣病闘争に対する「市民有志」の態度を硬化させているものは、繰り返す「騒ぎ」によって醸成された被害者意識である。水俣病闘争も地域社会の過去の対立構造の上に展開している。1990年代に水俣で「もやい直し」が提唱され、それが訴求力を持ったのも、水俣病問題のみならず、積み重なった様々な対立と疲弊の反映といえる。

## 2.6 分断の構築

「水俣病」病名変更運動のピークである1973年から本稿執筆時点で46年が過ぎた。当時の中学生が還暦を迎えるだけの時間が経過したが、今な

お水俣病問題は現在進行形であり、「水俣病」という呼称の両義性も変わらない。病名変更について大規模な運動が起きないのは水俣への偏見が以前ほどには深刻でなくなったことの現れともいえるが、一般財団法人水俣病センター相思社の永野三智によれば、2013年に水俣高校で話をしたときに「出身地が言えない」という生徒が結構いたという（永野 2018：124）。水俣出身である永野自身も10代の頃は熊本市で出身を隠している（永野 2018：6）。このように、「もやい直し」の気運が高まった1990年代以降も、若い世代が「水俣病の水俣」へのまなざしに不安を抱えている。水俣市内での利害対立ではなく、水俣の外部から向けられるまなざしが依然として市民を翻弄しているのである。

水俣市は「病気への正しい知識をつけることで、差別、偏見のない社会につなげよう」（『西日本新聞』熊本版,2019年9月24日）と、小学生を新潟との交流事業に送り出す。公的な語りとしては、まさに「正しい知識」によって差別・偏見を乗り越えるしかない。しかし、「水俣病を正しく理解する」ということが「水俣病はメチル水銀中毒であることを理解する」ことであるなら、風土病との誤解を与えかねない「水俣病」という呼び名を「メチル水銀中毒」に置き換えることを「正しい理解」の一助と考えることも理にかなっている。呼称をめぐる葛藤は、「正しい理解」のあり方をめぐる葛藤でもある。

分断は一本の線ではなく、時間的・空間的に錯綜する様々な軋轢が「いま・ここ」の状況に絶えず呼び戻され意味づけられて現前するものである。過去の恩讐も含めて「われら」と「かれら」の対立軸は幾重にも存在する。そして、対立する者同士が互いを敵対者と見なす場合でも、そこに読み込まれていない別の存在が対立に関与している可能性がある。水俣の場合、それは水俣に「水俣病」を見出してきた人々である。「もやい直し」の解釈は多様だが、水俣市民の関係修復を意味しているという点は共通であろう。病名あるいは病名変更要求という争点をもたらした「外部」の当事者性は、そこでは明確に語られない。分断とその修復を考えるにあたっては、

分断を誘発した背景（外部）を前景（当事者）に据えて枠組みを論じることも必要であろう。

### 3 「企業城下町」の構造と住民意識

#### 3.1 「企業城下町」水俣

病名をめぐる軋轢と分断は、水俣市がチッソの「企業城下町」であることと深くかかわっている。かつて舟場正富は、水俣病「公式確認」（1956年）当時の、チッソによる「地域支配」の実態を明らかにした。そこでは、就業構造・所得構造における独占的地位、土地や用排水などの占有・利用（地域資源の支配）、水俣市行財政への多大な影響力行使などが、各種の統計・資料を用いて具体的に指摘されている（舟場1977）。

1960年代前半、チッソは子会社（チッソ石油化学）を設立し、生産の中心を水俣から千葉県の上野に移していった。1968年には、水俣病の原因物質であるメチル水銀を生成する水俣工場の製造設備が閉鎖された。チッソは雇用吸収力や市財政への貢献度を低下させながらも、地域資源への支配を続けた。

1967～68年、新潟水俣病、四日市公害、イタイイタイ病の訴訟が提起されるなかで、認定患者・家族のうち29世帯、112人は、1969年、チッソを相手取って熊本地裁に損害賠償請求訴訟を提起するに至った。1973年3月20日、原告勝訴の判決が出され、原告・被告とも控訴せず、同年7月9日、原告らで構成する交渉団とチッソとの間に補償協定が締結された。被害補償の仕組みができ、認定患者が増加して補償金支払額が大きくなっていったため、チッソの資金繰りは急速に悪化した。

水俣病患者は生命や健康を侵害されたことへの償いとして、チッソに補償・救済を求めた。他方、多くの市民は、企業が衰退して生活がおびやかされることを懸念し、深刻な対立が生まれたのである。

これにより、地域社会の「秩序」はひとたび動揺したのだが、1977～78年には、国も乗り出して再び「秩序」形成へと転じた（水俣病センター

相思社 1994；同編 2004：90)。この時期、「昭和 52 年判断条件」により患者認定要件が厳格化されるとともに、チッソ金融支援の開始、水俣・芦北地域振興計画の策定などが進む。これらはいずれも、チッソの破綻を回避し、「地域経済・社会の安定」を図るという狙いをもっていた（閣議了解「水俣病対策について」1978 年 6 月 20 日）。認定要件の厳格化には、チッソの補償負担を減らそうとする意図があると以前から指摘されてきたが（宮澤 1997：440-441）、それを裏づけるチッソの内部文書（久我メモ）も最近発見されている（矢作 2017）。

以上の方策による「地域経済・社会の安定」という枠組みは、国だけでなく、熊本県、水俣市、チッソ、およびチッソ「城下町」の市民という広範な主体の利害に沿うものであった。こうして、水俣病問題の解決に背を向けつつ、「秩序」安定を図るという地域社会の枠組みがつくられた（水俣病センター相思社 1994）。

### 3.2 地域経済におけるチッソの地位低下と「もやい直し」

この枠組みが動揺をはじめるのは 1990 年代である。その背景には、産業構造転換にともなう地域経済におけるチッソの地位低下、水俣湾の公害防止事業（ヘドロ埋立）の完了、国家賠償等請求訴訟の政治解決への動き、といった一連の出来事がある（除本 2016：140-144）。これらは、従来の地域社会の枠組みを変化させ、水俣病をまちづくりの前面に押し出すことを可能にする条件をつくった。

重要な転機となったのは、公害防止事業により造成された埋立地で、1990 年 8 月に開かれた野外「1 万人コンサート」であろう。かつて未認定患者運動のリーダーだった緒方正人らは、この開催に強く抗議し、熊本県知事と水俣市長にあてた「意志の書」において、「愚かなる、未だ苦海の痛みを悟らぬたわごと」「水俣病事件をいまわしい出来事として忘れてしまおうとする魂胆」と厳しく批判した。コンサートは開催されたものの、当日、好天が急に崩れ大雨となった。参加者数も 1 万人にまったくとどか

ずに終わった。この出来事から、熊本県の担当者らは、水俣病問題に向き合い、地域に根づいた事業に転換することを決意したのである（山田1999：35-36）。

「もやい直し」の意義は、地域社会の安定と対立するものとみなされてきた水俣病を地域固有の「価値」と捉え直し、まちづくりの前面に押し出すことによって、地域社会統合を進めようとした点にある（除本2016：145-150）。吉井正澄は、当時のことを次のように回顧している（吉井2016a：74）。

水俣の個性とは、他の地域が真似のできない水俣独特の価値である。水俣には、誇れるものがたくさんある。温泉もそうである。だが、市の周辺にも有名な温泉はいくらでもあり、温泉は水俣独特のものではなく水俣の個性といいがたい。個性探しは難航した。やがて、「水俣病」に気づく。「世界に類例のない」といわれる水俣独特のもので個性ではないかと。

だが、水俣病は、水俣を悲劇に追い込んだ張本人である。多くの市民は「水俣病は口にもしたくない」という。水俣病は、個性は個性でも、強烈なマイナスの個性であり、市民から嫌悪されるのは当然といえよう。しかし、そのマイナスの個性をプラスの個性に価値転換する、その過程が「新しい水俣づくり」であると考えた。忌み嫌われた水俣病と正面から向き合うことにした。

このように「もやい直し」の狙いは、「負」の出来事に地域の「個性」という積極の意味を付与することによって、「地域の価値」を構築しようとするところにあったと解釈しうる。しかし、水俣市はチッソの「城下町」であり、市民の間には水俣病事件に対する複雑な感情が今も根強く残っている。市長が「もやい直し」を宣言したからといって、ただちに価値転換が進むわけではない。また、水俣病患者からすれば、水俣市行政は、被害

者救済に背を向けてきた「加害者側」であり、それに対する反発もあったであろう。

水俣市が1990年3月に策定した地域個性形成推進プログラムは、次のように述べている。「現在、水俣には経済の活性化及び住みよい社会環境の整備、さらには水俣の風土・人材資源を再編成し、活力ある水俣を創造しようとする『進展のベクトル』と、近代工業化・産業主義の中で生じた水銀公害、環境汚染、水俣病、社会的犠牲を忘れてはならないとする『保全のベクトル』が含まれている。そのどちらもが、水俣に大切な要素であり、一方をないがしろにすることはできない。そして、水俣の将来に向け、これら両ベクトルが同じ軸の上に重なり合い、水俣の歴史を大切にしながらも明日の水俣を目指す市民の具体的な活動へつながることが望まれる」（熊本県水俣市1990：62-63）。

これら2つのベクトル（「進展のベクトル」と「保全のベクトル」）は、対立する住民意識をあらわしている。こうしたなかで、「もやい直し」の取り組みは、どのようにして水俣病事件に積極的意味を与え、2つのベクトルを重ね合わせて、地域社会統合を図ろうとしたのか。そのキーワードは「環境」であった。水俣市は、ごみ分別の徹底やリサイクル産業の誘致など、「環境モデル都市」の取り組みを進めた。

しかし、花田昌宣が懸念するように、「環境問題」が前面に出ると、「水俣病」が後景に追いやられていく恐れがある（花田2017：221-222；除本2016：158）。市民のあいだに、水俣病を避けて通りたいという意識が強ければなおさらである。では、「もやい直し」始動から30年近くを経た現状はどうであろうか。

### 3.3 「もやい直し」の現在

2016年12月～2017年1月に実施された水俣市民意識調査がある（植原 n.d.）。このなかで「平成6年から、水俣病問題を踏まえて地域に住む人々の間の絆（きずな）をつなぎなおし、地域社会の雰囲気をもっと良くする取

り組みが様々な立場の人により始められました。この取り組みを知っていますか?」という設問に対し、「よく知っている」「まあまあ知っている」が38%、「あまり知らない」が39%、「まったく知らない」「わからない、答えたくない」が23%という結果だった。

1999年に実施された別の調査では、「もやい直し」という言葉を聞いたことがあるという人は87.3%であった(向井2004b, p.236)。単純に比較できないが、筆者が現地の状況を見聞する限り、「もやい直し」の取り組みは過去の出来事となり、風化しつつあるのかもしれない。

この30年で、市民のあいだの対立構造を緩和するという点ではかなり前進をみた。水俣市で民間の産廃処分場計画が明らかになった際、2006年6月に市、市議会、自治会長会、商工会議所、複数の患者団体、支援団体など50以上の団体による「産廃阻止! 水俣市民会議」が発足し、計画を中止に追い込んだ(産廃記録誌編集委員会編2009)。こうした広範な共同行動は、「もやい直し」がなければありえなかつただろう。

しかし、水俣病事件に積極的意味を与え、まちづくりの前面に押し出すという点では、「もやい直し」は道半ばで失速したようにみえる。水俣にUターンしたある女性が2014年の時点で次のように書いている。「帰郷して七年。水俣での年数を重ねれば重ねるほど、『水俣病』は水俣外で語られることは多くても、まだまだ水俣内で語られることは限られた人、限られた場所、ということを強く感じています。／公式確認から六〇年近く経っている今日さえ、水俣の中にある水俣病はまだまだ根強く、水俣市民が全うから向き合っているとは言い難い場面に出くわすことも少なくありません。『水俣を良くしたい。でも、水俣病はもういいやろう』という呑み会の席での同世代の言葉もずっと頭を離れません」<sup>10</sup>。

「負の記憶」を忘れようとする住民意識は、「企業城下町」の構造が残存していることとむすびづいていてと考えられる。分社化直前のチツソの従業員数は市内最大の670人、チツソ関連(チツソが大株主になっている企業)を含めると1500人を超えていた(水俣市2011:9)。水俣市の地域経

済におけるチッソの地位は、最盛期よりも著しく低下したとはいえ一定の水準を保ちつづけている。チッソ「城下町」の住民意識が維持されているのは、このためであろう。

### 3.4 水俣病特措法とチッソ分社化

「企業城下町」の意識が根強い一方で、当のチッソは分社化を進め、すでに事業を子会社に譲渡している。熊本水俣病の公式確認から55年目を迎えた2011年、加害企業チッソの分社化が実施された。同年1月、チッソの子会社としてJNCが設立され、3月末に同社へチッソの事業が譲渡された。

チッソの分社化は、2009年7月に成立した「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」（以下、特措法と略）に基づいている。分社化は本来、チッソが経営再建築として追求してきたもので、被害の補償・救済とは無関係である。しかし、加害責任を負うチッソに資力をつけさせなければ補償・救済を行えない、という論理に基づいて、分社化が特措法に組み込まれることになった。

分社化の目的は、チッソの収益事業を水俣病関連債務から切り離すことにある。すなわち、水俣病関連債務の返済をになう親会社と、事業会社とにチッソを分割して、親会社は事業会社の株売却益で補償と債務返済を終わらせ、いずれ清算・消滅すると説明されている。残る事業会社（JNC）は、水俣病の加害責任とは無関係となる（除本2010）。

JNC株売却後は、チッソの清算が可能になるため、補償主体が消えるのではないかという懸念が強い。また、チッソは否定したが、特措法の審議過程で、事業会社が水俣から撤退するのではないかという懸念も各方面から示された。

2018年にはJNC株売却の動きが浮上した。同年5月の水俣病犠牲者慰霊式後、チッソの後藤舜吉社長（当時）が「被害者救済は終わっている」と発言し、JNC株売却に意欲を示した（ただし、2019年6月のチッソ株

主総会では、木庭竜一社長が業績低迷を理由としてJNC株上場は困難との考えを示している)。また、同年2月の選挙で前職を破った高岡利治・水俣市長も、売却に前向きな姿勢を示した。こうしたなかで、水俣市の地域づくりの方向性があらためて問われている。

## 4 地域社会の中の水俣病とその意識：水俣病ステータスを中心に

### 4.1 水俣病の被害と差別をめぐる状況の変遷

チッソ（株）付属病院の細川一院長が水俣市保健所に「原因不明の中樞性疾患が多発している」と報告したのが、1956年5月1日である。この日が水俣病公式確認の日とされている。しかし、1953年頃からチッソの工場排水による魚、猫、海鳥、人間などの異常死が報告されていた。不知火海を生活の基盤としてきた漁村集落から水俣病患者が発生し、患者は隣近所の人や親戚から白い目で見られ、排斥を受ける。患者が家の前を通ると戸を閉めたり、店で買い物をすると、代金を直接手で受け取らずに火箸でつまんで受け取ったりしたという。患者やその家族が表通りを歩けば、「奇病」と恐れられ、やがて患者の一部は伝染病の隔離病棟に移される。地域で身の置きどころがなかった患者家族は、仕方なく家近くの海辺伝いを歩き、山をかき分け、鉄道線路を歩いて隔離病院の看病に通った。人目を避けて毎日看病に通う隠れ道が「患者の道」である。隔離病院では朝晩帰るときには全身真白くなるまで消毒される。髪や着物に付いた消毒薬ははたいてもなかなかとれず、奇病家族の白い刻印となって町中の人の眼を引いたという。

歳月が流れ、水俣病の被害と差別をめぐる状況は大きく変化した。1969年に「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（以下、公健法）」が公布され、法律による認定制度が始まったが、その公健法によって認定される比較的重症な患者だけが差別の対象であり、受苦者であるという単純な構図ではなくなったのである。1996年の政治解決による救済、2009年の特措法など水俣病にかかわる補償と給付の制度もいくつか並存するよ

うになった。その中で、誰が被害者なのか、本当に苦しんでいるのは誰なのかが見えづらくなっている。例えば、ある人が水俣病にかかわる補償・給付の対象者として認められると、次の二つのことが起こる可能性がある。水俣病というスティグマ（烙印）を貼られ、地域社会から差別を受ける。そのため、メチル水銀曝露によるダメージに加えて極度のストレスにより身体的、精神的な状態が悪化する可能性がある。他方、水俣病と認められた結果、逆に健康状態の改善につながる可能性もある。受苦が社会的に承認されたという気持ちを被害者が抱く場合、補償・給付を受け取ることにより医療機関へのアクセス回数や医療給付の水準が向上し、それが心身の健康にプラス要因として働く。

このように考えると、水俣病と認められることがもつ意味は両義的である。一方ではスティグマであるが、他方では社会的承認を意味する。ただ、いずれの側面が強く出るかは、当人の居住集落における水俣病補償受給者の割合との関連で決まるのではないだろうか。例えば、集落内にほとんど水俣病補償受給者がいないか少ない場合は、水俣病のスティグマを貼られ、それが健康にとっては不利益をもたらす可能性が高くなる。逆に集落に水俣病補償受給者が多い場合、水俣病の被害者として補償を受給した方が医療給付の水準が向上し、健康状態の改善につながる。

かつてゴフマンはその著書の中で「スティグマという言葉は、人の信頼をひどく失わせるような属性をいい表すために用いられるが、本当に必要なのは明らかに、属性ではなくて関係を表現する言葉なのだ、ということである。」(Goffman 1963 = 2001 : 16)「結論として私が再度述べておきたいことは、スティグマとは、スティグマのある者と常人の二つの集合 (pile) に区別することができるような具体的な一組の人間を意味するものではなく、広く行われている二つの役割による社会過程 (a pervasive two-role social process) を意味しているということ、あらゆる人が双方の役割をとって、少なくとも人生のいずれかの<sup>コネクションズ</sup>出会いにおいて、いずれかの<sup>フェーズ</sup>局面において、この過程に参加しているということ、である。常人とか、ステイ

グマのある者とは生ける人間全体ではない。むしろ視<sup>パースナリティ</sup>覚<sup>パースペクティヴ</sup>である。」(Goffman 1963 = 2001:231) と指摘した。水俣病をめぐるスティグマも、個人の属性やパーソナリティではなく、地域社会の特徴や関係性の中で変化するのではないだろうか。一方では、昔から奇病としての水俣病イメージ、ニセ患者、金の亡者という負のイメージが付きまとうが、他方では、給付を受けることによって社会的に承認され、安定した医療を受けられる。何らかの水俣病受給者が大きく増えた現在、水俣病であることがスティグマであるより、承認や補償・受給といったメリットの側面が強くなっている(図1)。その結果として、水俣病の発生当時からの患者への差別は減少し、これらを受けることによる精神的負担も少なくなってきた。それに代わって、まだ受給していない人が相対的剥奪を感じ、心身の健康にストレスがかかっている可能性が高い。

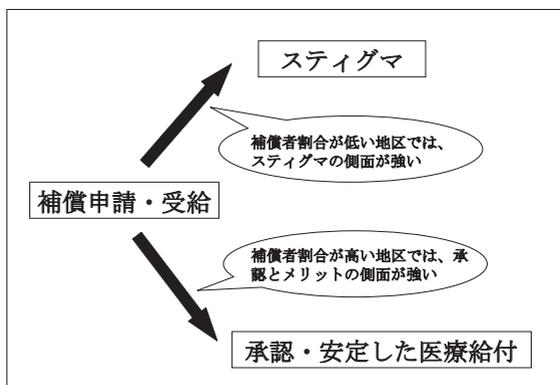


図1 仮説：地域社会の水俣病補償者割合と個人の補償受給との関連

#### 4.2 水俣病補償者割合と健康度との関係

上記の仮説を検証するために、水俣病公式確認50年目にあたる2006年9月～10月にかけて、メチル水銀汚染地域として推定される不知火海沿岸地域全体を対象に水俣病史上初の標本調査を実施した。その際、個人レ

ベルの要因に加えて、地域レベルの要因が住民の水俣病申請状況や健康にどのような影響を与えているのかを検討した。そのために、水俣病申請状況や健康は単にその集団内の各個人の特性だけではなく、集団全体の特性でもあるという想定のもと、地域集団の特性を反映したサンプリング法を用いた。

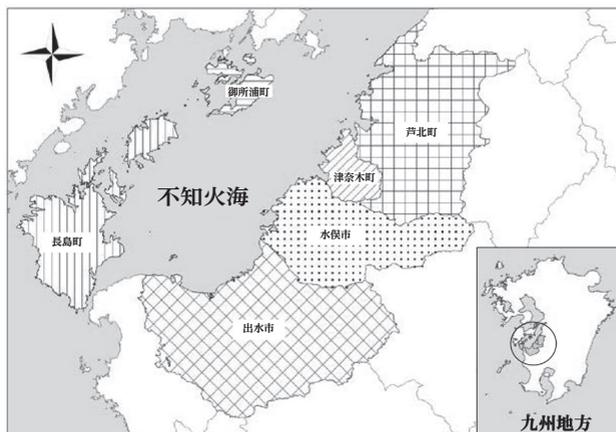


図2 調査対象地域

具体的には、第1段階では、2006年3月末の時点で生存している水俣病認定患者と医療手帳受給者のうち約85%が居住する不知火海沿岸の3市3町（熊本県芦北町、津奈木町、水俣市、天草市御所浦町、鹿児島県出水市、長島町）（図2）の全大字（総数172）から20大字を抽出した。地域特性として注目したのは大字単位の人口（2000年国勢調査データ）、水俣病補償受給者数および水俣病補償受給者割合である。大字単位の水俣病補償受給者数は、これまで熊本、鹿児島両県の水俣病担当部署も掌握していなかった本研究のオリジナルな着眼点である。大字間の比較を行う上で、人口が多い大字・少ない大字からも、水俣病補償受給者数が多い大字・少ない大字からも、偏りなくサンプルが抽出されることが望ましい。そこ

で、各大字の人口、水俣病補償受給者数、そして水俣病補償受給者割合の分布を調べ、それぞれの大字の特性が反映されるように、人口と水俣病補償受給者数それぞれの区切りを設定し、その組み合わせによって大字を8つの層に分類した。次に、それぞれの層から平均人口を考慮してサンプリング数を決定し、各層から無作為に大字を抽出した。次に、サンプリングされた大字から対象者を抽出した。対象とした年齢は、チッソ水俣工場からのメチル水銀の排出が止まったとされ、かつ水俣病が公害病として認定された1968年を基点に、それ以前から当該地域居住が考えられる年齢であり、質問紙への回答が可能と考えられる40歳から79歳の男女とした。1大字当たり105人ずつ、1世帯当たり1人という条件で選挙人名簿を使って等間隔抽出した。こうして20大字に居住する合計2,100人が調査対象者として選ばれた。

図3に水俣病ステータスと健康度との関連をロジスティック回帰分析した結果を示した。水俣病ステータスとは、水俣病補償制度上の地位のこと

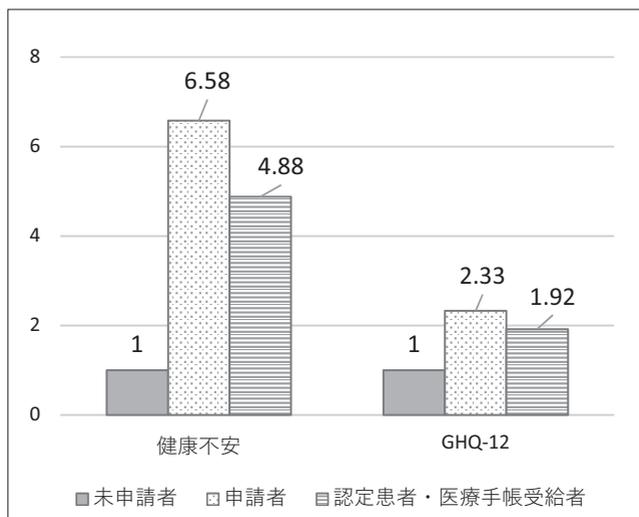


図3 水俣病ステータスと健康度との関連

\*性、年齢、地区、教育歴、経済的ゆとり度、慢性疾患の有無を補正した数値

であり、水俣病補償制度のどこに位置するかを指すものである。ここでは、水俣病ステータスを、①認定患者と医療手帳受給者（2004年関西訴訟最高裁判決以前に補償給付を受けている者）、②2004年の最高裁判決後の申請者（関西訴訟最高裁判決以後の公健法に基づく水俣病認定申請者と保健手帳申請者）、③未申請者（2006年の調査時点では、水俣病に関する補償に申請していない者）の3つに分類した。健康度としては、将来の水俣病による健康不安の有無、そして厚労省も一般住民を対象としたメンタルヘルス不調のスクリーニングとして用いている GHQ12 である。

未申請者を1とした場合、申請者が健康不安を訴えるリスクは6.58倍、GHQ12では2.33倍メンタルヘルス不調のリスクが高くなる。認定患者では、その値は、それぞれ4.88倍、1.92倍であり、健康不安においてもGHQ12においても、申請者がもっとも健康度が悪く、認定患者・医療手帳対象者がそれに続くことがわかる。ところが、水俣病補償者割合で地区を区分してみた場合、違った様相が見えてくる。サンプリングされた20大字を水俣病補償受給者割合が10%以下の比較的低い地区と、26%以上の比較的高い地区の2つに分類したのが下表である(表1)。高割合地区は、これに該当するすべての大字において水俣病補償受給者数が当該大字の総人口の約3～7割を占めていること、不知火海に面した漁村部に位置することを考え合わせれば、「患者多発地区」といっていいだろう。

表1 補償受給者割合と地区分類

| 補償受給者割合           | 地区分類  | 該当大字数 |
|-------------------|-------|-------|
| 0～10% (0～70人)     | 低割合地区 | 15    |
| 26～67% (77～1026人) | 高割合地区 | 5     |

表1の区分にしたがって、それぞれの地区で水俣病ステータス毎の健康度を見てみると、高割合地区では、未申請者を1としたとき、健康不安においてもGHQ12においても申請者がもっとも健康度が悪く(健康不安5.57

倍、GHQ12 1.98 倍)、認定患者・医療手帳受給者がそれに続くが(健康不安 3.22 倍、GHQ12 1.2 倍)、低割合地区では認定患者・医療手帳受給者がもっとも健康度が悪く(健康不安 15.29 倍、GHQ12 3.73 倍)、認定患者・医療手帳受給者がそれに続くのである(健康不安 6.1 倍、GHQ12 2.34 倍)(図 4)。

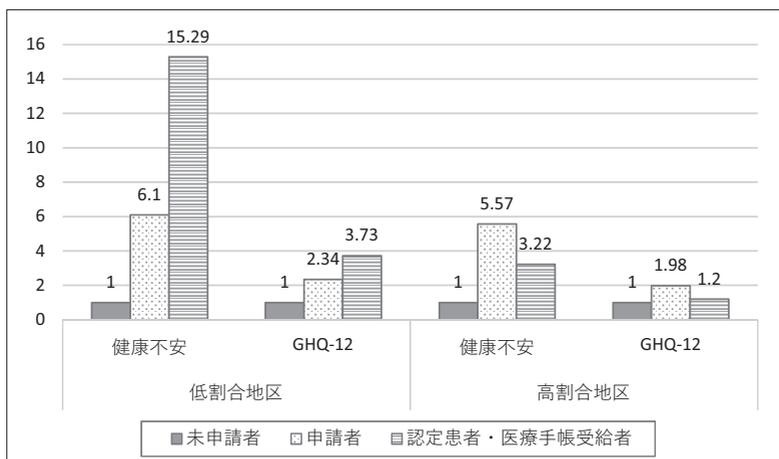


図 4 補償受給者割合別に見た水俣病ステータスと健康度との関連

\*性、年齢、地区、教育歴、経済的ゆとり度、慢性疾患の有無を補正した数値

この調査に先駆けて 2005 年 4 月から 6 月にかけて行った 2004 年の最高裁判決後の各種申請者に対する聞き取り調査では、聞き取りを行った 274 人のうち、115 人(42.0%)が 1995 年政治解決策に補償制度に申請し、「保健手帳」あるいは「非該当」となった者であった。「どうして私ばかりじゃろか。同じ家にいて家族は医療手帳、私だけ棄却。体も変わらない。」(60 代・女性)、「妻は医療手帳なのに、夫である自分が棄却なのはおかしい。」(60 代・男性)と語っていた。このことから考えると、次のことが予想される。「高割合地区」はすべて漁村部に位置し、昭和 30 年代は漁業を主な産業としている。したがって、似たような食生活を営んでおり、現在の健

康状態も外見上は大差がないように見える。ところが、補償・給付を受けていない人は、多数の近隣住民がすでに補償・給付を受けていることを知るようになり愕然とした。そのことが「高割合地区」において、補償・給付を受けていない人たちの不公平感や相対的剥奪感を引き起こし、結果、健康不安や GHQ12 で評価されるメンタルヘルスの悪化へと導いているのであろう。

### 4.3 水俣病イメージの転換

次に、上記のサンプリング調査を用いて、不知火海沿岸地域住民の水俣病に関する見方、水俣病イメージを水俣病ステータス別と地区別に比較した。ここでの分析対象者は、回収された調査票の中から、性、年齢、地区、水俣病ステータスに記入漏れがなかった 1,442 名である。水俣病ステータスは、①認定患者、②医療手帳受給者、③ 2004 年 10 月関西訴訟最高裁判決以降の水俣病認定申請者、④関西訴訟最高裁判決を受けて 2005 年 10 月から受付が開始された保健手帳申請者、⑤未申請者の 5 つに分類した。ただし、認定患者については、総数が 7 名であったため、分析からは除外した。地区は「低割合地区」、「高割合地区」である。「水俣病」イメージについては、4 項目の質問を行い、それぞれ「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」、「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」のいずれかを選択してもらった。質問項目は次の通りである。

- ①汚染された魚介類を多食することによって起こる病気である（以後、魚の多食）
- ②水俣病患者とは激しいけいれんを起こす人のことである（以後、けいれん）
- ③水俣病の症状は人によってさまざまである（以後、症状はさまざま）
- ④地域住民全員が水俣病の被害者である（以後、全員が被害者）。

なお、回答は複数回答とした。

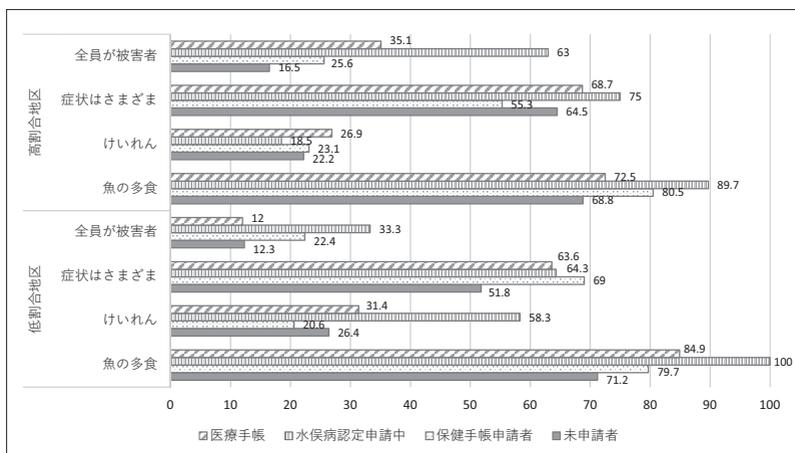


図5 「水俣病」イメージ

図5は、それぞれ「そう思う」と答えた者の割合を水俣病ステータス別に表したものである。それぞれ、「低割合地区」、「高割合地区」に分けて検討した。地区や水俣病ステータスを問わず、「水俣病」イメージとして最も多い回答は、「魚の多食」であり、次に「症状はさまざま」であった。「けいれん」は全体的に「低割合地区」の割合が高く、「症状はさまざま」は「高割合地区」の割合が高い。特に、「けいれん」と「症状はさまざま」との項目は、相反する「水俣病」イメージである。つまり、周囲に水俣病の補償受給者が多い場合、症状はさまざまであることを日常的に経験でき、「水俣病＝劇症型」のイメージは薄れていることがうかがえる。一方、「低割合地区」における水俣病認定申請中の者のうち58.3%が「けいれん」について「そう思う」と回答している。

水俣病に認定申請した274人を対象にした2005年の聞き取り調査によると、これまで申請しなかった理由として、対象者の約6割の者から「自分が水俣病だとは思っていなかった」との回答が得られた。「(胎児性患者のような)“本当の水俣病”の人はかわいそうだった。“本当の水俣病”の人には何億あげてもいいように思う」(70代・女性)、「(水俣病は)寝た

きりのイメージが強いが、小さいとき水銀を腹に入れて、水俣病（の症状）は1から10までである」（40代・男性）といった声が聞かれた。つまり、認定申請した者の間でも、胎児性患者や劇症型の患者を“本当の水俣病”として捉え、自分たちの症状とを区別している。本調査の回答者においても、劇症型の水俣病を“本当の水俣病”と認識しているのかどうかは判断できないが、2004年の最高裁判決以降、保健手帳も含めて補償受給者が増えつつあるなかで、「水俣病＝劇症型」のイメージが薄れている可能性がある。

他に特徴的な傾向として、「全員が被害者」との考え方について、「高割合地区」での回答が「低割合地区」に比べて水俣病ステータスを問わず非常に高い。特に、「高割合地区」の水俣病認定申請中の者のうち63.0%が「そう思う」と回答している。この回答は、同じように1960年頃、漁村地区で過ごし、同じように魚介類を多食していた者は、すべて水俣病の被害者であるという考え方であり、先述した「不公平感」の要因につながるものと考えられる。こうして「水俣病」についてのイメージは大きく変化した。1995年の政治解決によって地域に補償受給者が増加したことによって、2004年最高裁判決後の申請者が急増し、水俣病とは一部の人に起こる劇症型の病気から、1960年頃魚介類を多食していた人であれば誰にでも起こりうる病気に変化したことが読みとれる。

#### 4.4 水俣病ステータス

これまでみてきたように、個人レベルの要因に加えて、水俣病補償割合という地域特性が地域住民の水俣病イメージや健康度に影響を与えていることを明らかにした。第1に、住民の「水俣病」イメージは水俣病補償受給者・申請者の割合に関連している可能性がある。つまり、自らの症状を水俣病と思わなかった、または、思いたくなかった背後には、劇症型を中心とする住民の「水俣病」イメージが存在する。自らを水俣病だと認めることは、単に周囲からの差別や偏見につながる恐れがあるだけでなく、

地域との付き合いや生業を通じて培ってきた自分の存在意義を否定しかなない側面がある。だが、1995年の政治解決策によって多数の地域住民が補償を受けることで、こうした個人の意識も変化を余儀なくされ、地域住民の間で水俣病をめぐる受け止め方が大きく変化した。その結果、補償を受けていない人々は1995年の政治解決に対する不公平感が高まり、健康度を悪化させていることが推測された。第2に、地域社会においては、従来の「水俣病認定患者」、「医療手帳受給者」に加えて、「水俣病認定申請者」、「保健手帳申請者」、「未申請者」など多様な水俣病ステータスが生み出され、地域社会の関係性に影を落としている。こういった意味で水俣病は長い歴史の中で、臨床的な意味での身体的な影響にとどまらず、家族や地域における関係や凝集性にも大きな後遺症を残している。

かつて筆者が2000年に行った患者多発地区である2つの漁村に在住する40歳以上の全数聞き取り調査では、認定患者からは、「仕事ができるのになぜ水俣病なんだと言われる。」(70歳代・女性)、「認定されていない人から、『いっぱい金もろてよかね、あとは楽な生活ね。』と言われる。」(50歳代・男性)、「医療手帳対象者からは、「貧乏していることで金のある認定患者からばかにされる。」(80歳代・女性)、「医療費は(95年の政治解決で)ただになったが、いろんな面で認定した(された)人との差が大きい。」(50歳代・女性)、また、山村部から嫁いできた女性からは「こっちで生まれていないのに手帳をもらっている。と陰で噂されているだろう。」(60歳代・女性)と語っていた。一方、未申請者からの「水俣病は嫌いだ。自分は金に頼らず自分の力で生活する。」(40歳代・男性)との語り物が物語るように、未申請者にとって水俣病補償受給は金欲しさが故のものであり、負のイメージをもっていることがわかる。地域社会において「水俣病」の話題が浮上すると、住民は否応なくいずれかの立場(水俣病ステータス)に立たされる。それぞれがそれぞれの水俣病問題に対する立ち位置により葛藤を抱えていることがわかる。すなわち、水俣病問題に無縁の人はおらず、地域住民全員が水俣病問題に曝されているのである。先に、水俣病ス

テータスとは、水俣病補償制度上の地位のことを表すとしたが、こうして考えていくと、水俣病ステータスとは、水俣病補償制度上の位置という意味でのポジションであると同時に、新しい水俣病補償制度が作り出される度、それに向き合う家族や地域社会との相互作用を通じて創出され、変動する水俣病をめぐるアイデンティティのようなものとしてとらえることができる。ゴフマンの言葉を借りるなら、水俣病ステータスとは、水俣病補償受給に関する個人の属性というよりも文脈に応じた役割関係であり、地域特性によって、また社会状況によって常に変動するものなのである。

## 5 今、水俣に求められる取り組みは何か

本稿では、水俣病をめぐる分断構造を大きく2つの視点から明らかにしてきた。

第1は、地域社会における政治経済構造とのかかわりで生じた分断である。水俣市はチッソの城下町であり、雇用や経済的取引を通じて、多くの住民がチッソと何らかの関係をもっている。チッソの存在は経済的恩恵をもたらすとともに、公害という災厄をもたらす存在でもある。水俣病は、個々人の健康被害、魚介類を含めた環境汚染に加えて、被害者への差別と住民間の軋轢・分断といった深く多大なコミュニティへの傷、ダメージをもたらした。その分断は一本の線ではなく、時間的、空間的に幾重にも積み重なり、錯綜している。

第2は、水俣病の補償救済制度とのかかわりで生じた分断である。これは、水俣市とその近隣市町村に限らず、被害地域に共通する要因である。患者認定要件が狭められるもとの、「水俣病認定患者」「医療手帳受給者」「水俣病認定申請者」「保健手帳申請者」「未申請者」など、多様な水俣病ステータスが生み出され、地域社会の関係性に影を落としてきた。水俣病は長い歴史の中で、身体的な影響にとどまらず、家族や地域における関係や凝集性にも大きな後遺症を残している。

では、水俣病によって分断された地域の再生に取り組むにはどうすれば

よいか。

第1の地域の政治経済構造という点では、あらためて「もやい直し」の出発点に立ち返る必要がある。かつて色川大吉は「水俣の分断と重層する共同体」の中で、裁判がなかったら、長い年月をかけて歴史的に形成された水俣病の差別構造を打破することができなかったと指摘したことがある。ただ、表通りを歩けば「奇病」と恐れられ、排斥された患者やその家族の深く傷ついた心は、裁判でも容易に癒えるものではなかった。水俣病運動や裁判において重要な役割を果たし、また水俣病からの再生・救済とは何かを生涯問い続けた石牟礼道子の文学作品はそれを雄弁に物語っている。福島に照らし出される分断の構造から、水俣の分断修復の到達点（現状と課題）を考えるに当たって、現代を生きる我々にとっても、コミュニティが被った傷からの「回復」や「再生」とは何か、あるいは、本稿の核心である分断修復とは何か、根底から問う作業を必要とする。

「もやい直し」の意義は、地域社会の安定と対立するものとみなされてきた水俣病を、地域固有の価値と捉え直すこと、それをまちづくりの基本に据えることによって、地域社会の団結を図るとともに、地域社会のアイデンティティを強固にすることにある。1990年代にはすでに、地域固有の伝統や文化、景観、まちなみなどを「地域の価値」、地域発展の資源と見なす考え方はあったが、現在では、主流的な地域開発への対抗運動という面は後退し、政府や企業もむしろ「地域の価値」を積極的にビジネスチャンスと位置づけるようになっている。

その意味で、「もやい直し」は現代の地域づくりの方向性を先駆的に提起していた。水俣病を学ぶための修学旅行の誘致や、水俣病患者・支援者による有機農業と農産品加工などの取り組みは、その方向性を具現化している（除本 2019）。

とはいえ、水俣病「公式確認」から60年以上がたった現在も、地域経済におけるチッソの地位は、低下しつつも一定の水準を保っている。そのため、「企業城下町」の住民意識は根強く残っている。他方、チッソの分

社化やJNC株売却の動きもあり、今後の地域発展のあり方が問われている。

根強く残るチッソ「城下町」の住民意識は、水俣病を地域固有の「価値」と捉えるのを難しくしている。とはいえ、数十年の歳月は世代交代を伴い、変化も見られるのは事実である。水俣の分断修復の経験・教訓は、福島にも通じる「復興知」であり、住民自身がその価値を意識的に発信していくことが必要である。したがって、水俣における分断の諸相を明らかにし、分断を修復しようとしてきた歩みを記録する研究活動が求められる。

第2は、水俣病の補償・救済のあり方の再検討である。不知火海沿岸地域住民の健康度を高めるためには、地域における水俣病ステータスの影響や補償上の不公平感などの社会的要因を考慮に入れた政策が求められる。2010年施行の水俣病特別措置法による救済から漏れた被害者による認定申請や裁判については、本稿では充分追跡できていない。ただ、新たな救済策が出されるたびに、その適用を求める人々によって新たな水俣病ステータスが作り出され、地域社会の関係に影響を与えていることが推測される。こういった意味で、健康は個人の身体だけでなく、地域社会との関連においても規定される。かつて吉井正澄・元水俣市長が指摘するように、「水俣病は地域住民も大きな被害者で、地域社会を巻き込んだ社会病である。これからの水俣病対策は精神面を重視し、患者や地域住民が共有できるものでなければ成功しない」（2006年、水俣病に関わる懇談会での発言）。今後、水俣病の被害の回復・緩和のためには、個人への補償・救済とともに、環不知火海地域の健康増進と再生を一体としてすすめていく、地域に根ざした住民参加型の体制の構築が求められている。

### 【参考文献】

Bessel van der Kolk, 2014, *The Body Keeps the Score: Brain, Mind, and Body in the Healing of Trauma*, Penguin Random House LLC. (= 2016, 柴田裕之訳・杉山登志郎解説『身体はトラウマを記録する：脳・心・体のつながりと回復の

ための手法』紀伊国屋書店.)

Erikson, Kai T.1976, *Everything In Its Path: Destruction of Community in the Buffalo Creek Flood*, New York: Simon & Schuster Paperbacks.

Erikson, Kai T.1994, *A New Species of Trouble: The Human Experience of Modern Disasters*, New York: W・W・Norton & Company.

舟場正富, 1977, 「チツと地域社会」宮本憲一編『公害都市の再生・水俣』筑摩書房,38-97.

Goffman, Erving, 1963, *Stigma: Notes on the Management of Spoiled Identity*, Prentice-Hall, Inc. (= 2001, 石黒毅訳『スティグマの社会学：烙印を押されたアイデンティティ (改訂版)』せりか書房.)

Hacking, Ian, 2002, *Historical Ontology*, Cambridge: Harvard University Press. (= 2012, 出口康夫・大西琢朗・渡辺一弘訳『知の歴史学』岩波書店.)

萩原修子, 2018, 「水俣病事件と「もうひとつのこの世」『現代宗教 2018』111-132.

花田昌宣, 2017, 「被害の現場に身を置くということ：水俣学の構築の経験から」花田昌宣・久保田好生編『いま何が問われているか：水俣病の歴史と現在』くんぷる,217-234.

花田昌宣, 2018, 「公害被害と社会福祉の課題の方法論的序説：水俣病事件の被害の社会的側面に関して」『水俣学研究』第8号,47-60.

原田正純, 1972, 『水俣病』岩波書店.

色川大吉, 1995, 『新編 水俣の啓示：不知火海総合調査報告』筑摩書房.

石牟礼道子, 1969, 『苦海浄土 わが水俣病』講談社.

Joseph, Stephen, 2011, *What Doesn't Kill Us: The New Psychology of Posttraumatic Growth*, New York: Basic Books. (= 2013, 北川知子訳『トラウマ後 成長と回復：心の傷を超えるための6つのステップ』筑摩書房.)

こうの史代, 2014, 『日の鳥』日本文芸社.

こうの史代, 2016, 『日の鳥2』日本文芸社.

近藤卓, 2012, 『PTG 心的外傷後成長：トラウマを超えて』金子書房.

川村湊, 2011, 『原発と原爆：「核」の戦後精神史』河出ブックス.

- 環境省編, 2006, 『平成 18 年度版 環境白書』 株式会社ぎょうせい.
- 熊本県水俣市, 1990, 『あいとやすらぎの環境モデル都市みなまた：水俣地域個性形成推進プログラム』 3 月.
- 水俣市, 2011, 『みなまた環境まちづくり研究会報告書』 3 月.
- 水俣病センター相思社, 1994, 「水俣市の 35 年」(水俣市委託事業、未公刊).
- 水俣病センター相思社編, 2004, 『今 水俣がよびかける：水俣病センター相思社 30 周年記念座談会の記録』, 自費出版.
- 三島憲一, 2019, 『ベンヤミン 破壊・収集・記憶』 岩波現代文庫.
- 宮地尚子, 2013, 『トラウマ』 岩波書店.
- 宮澤信雄, 1997, 『水俣病事件四十年』 葦書房.
- 向井良人, 2000, 「『水俣病』という烙印について：まなごしの力学」『文学部論叢 地域科学篇』 熊本大学文学会, (68) : 67-85.
- 向井良人, 2004a, 「病名から読み解く水俣病」, 丸山定巳・田口宏昭・田中雄次・慶田勝彦編, 『水俣の経験と記憶：問いかける水俣病』 熊本出版文化会館, 58-82.
- 向井良人, 2004b, 「水俣市民意識調査にみる『水俣病』の現在：『もやい直し』時代の病名変更世論」, 丸山定巳・田口宏昭・田中雄次・慶田勝彦編, 『水俣の経験と記憶：問いかける水俣病』 熊本出版文化会館, 199-225.
- 永野三智, 2018, 『みな、やっとの思いで坂をのぼる：水俣病患者相談のいま』 ころから.
- 岡本達明, 2015, 『水俣病の民衆史』 全 6 巻, 日本評論社.
- 産廃記録誌編集委員会編, 2009, 『みなまたの水と自然をまもる：水俣市民が勝ち取った産廃最終処分場建設阻止の記録』 産廃阻止！ 水俣市民会議.
- 末吉駿一・環境創造みなまた委員会, 1996, 『みなまた：対立から、もやい直しへ』 マインド.
- 成元哲、牛島佳代、丸山定巳、川北稔, 2009, 「水俣病認定申請者の生活実態と健康状態：最高裁判決半年後の調査から」『中京大学現代社会学部紀要』 2 (1) : 41-58.
- 成元哲、牛島佳代、丸山定巳, 2009, 「水俣病大量申請を生み出す社会的要因の探索」

『中京大学現代社会学部紀要』2 (2) : 39-54.

成元哲・牛島佳代・松谷満・阪口祐介, 2015, 『終わらない被災の時間：原発事故が福島県中通りの親子に与える影響（ストレス）』石風社.

高橋哲哉, 2012, 『犠牲のシステム 福島・沖縄』集英社新書.

宅香菜子, 2016, 『PTGの可能性と課題』金子書房.

植原啓介, 「水俣市民意識調査（アンケート）集計結果報告書」.

牛島佳代, 2005, 「汚染地域住民の「痛み」」『保健医療社会学論集』16 (2) : 28-38.

牛島佳代・成元哲, 2009, 「水俣病ステータス (MD status) : 不知火海沿岸地域住民の健康度を規定する社会的要因」『保健医療社会学論集』20 (1) : 14-27.

牛島佳代・成元哲・川北稔・向井良人・田村憲治・田中司朗・田中美加・丸山定巳・不知火海研究プロジェクト, 2008, 「不知火海沿岸地域住民の水俣病補償制度上の位置と日常生活動作能力との関連」『日本衛生学雑誌』63 (4) : 699-710

牛島佳代・成元哲・丸山定巳, 2012, 「不知火海沿岸地域住民の健康度を規定する社会的要因の探索：水俣病補償者割合という地域特性に着目して」『環境社会学研究』18 : 141-154.

矢作正, 2017, 「1970年代チッソ救済の経緯と論点」花田昌宣・久保田好生編『いま何が問われているか 水俣病の歴史と現在』くんぶる, 67-75.

山田忠昭, 1999, 「『もやい直し』の現状と問題点」『水俣病研究』(1) : 31-44.

除本理史・尾崎寛直, 2007, 「『公害のまち』から医療・保険・福祉の先進都市へ」『環境と公害』37 (2) : 29-33.

除本理史, 2010, 「水俣病補償・救済のゆくえ：特別措置法の問題点と課題を中心に」『環境と公害』40 (2) : 59-63.

除本理史, 2016, 『公害から福島を考える：地域の再生をめざして』岩波書店.

除本理史, 2019, 「公害地域再生の現代的課題：水俣市を事例として」『環境と公害』48 (3) : 64-70.

吉井正澄, 2016a, 「水俣病発見から60年：回顧と展望」『水俣学研究』(7) : 35-86.

吉井正澄, 2016b, 「『じゃなかしゃば』新しい水俣」藤原書店.

## 【注】

- 1 Erikson は、トラウマ（心的外傷）を抱えた個人が単に寄り集まった集団ではなく、共同体としてトラウマに陥った状態を collective trauma と呼んでいる。
- 2 ベッセル・ヴァン・デア・コークは「演劇を通してトラウマを治療する」実践例を紹介している一方、宮地は「トラウマを耕す」術を披露する。
- 3 「水俣病」という呼称の定着過程については、向井（2004a）を参照されたい。
- 4 大会決議文に「未だに水俣病が発生しているような誤解」とあるのは、1959年12月にチッソが廃水浄化装置を完成させたことで水俣病の終息が演出されていたことによる。しかし廃水浄化装置に水銀除去の効果はなく、1968年5月にチッソがアセトアルデヒド製造を終えるまで水銀廃液は海に棄てられていた。一方、水俣市漁協は漁獲の自主規制を解除しており、公害認定の時点においても新たな発症の危険は常にあった。
- 5 「水俣市民公害対策協議会」を名乗っている。
- 6 これらの条文にチッソの名は記されておらず、「現在水俣市にある事業の充実発展」と表現されている。
- 7 水光社は日本窒素肥料（チッソ、現 JNC）水俣工場従業員の消費生活協同組合として、1920年（大正9年）に設立されたのが始まり。
- 8 「水俣・社会ネットワーク研究会」（代表・吉永利夫）による「『もやい直し』と地域振興に関する市民アンケート調査」（1999）では、「あなたやご家族、あるいは親類や近所の方に、水俣病認定患者や一時金受給者などの患者の方はいらっしゃいますか」への回答のうち「私自身が患者」「家族が患者」を合わせて「患者・家族」とし、「病名を変えてほしいと思いますか」とのクロス集計を行った。「患者・家族」139人中32.4%にあたる45人は「変えてほしい」と答えている。「患者・家族」以外の回答者で「変えてほしい」と答えたのは1038人中38.7%にあたる402人である。この調査は1998年12月31日時点で水俣市に居住していた20歳以上の25130人の中から10%の2513人を無作為抽出し、郵送により調査票を配布・回収したものである。回収率は47%で、1182票のうち白紙回答を除いた1177票を有効回答数として集計した。この調

査の詳細は向井(2004b)を参照されたい。

- 9 安定賃金制めぐって1962年から翌年にかけて続いたチッソの大争議は「安定賃闘争」と呼ばれる。労使協力の安定賃金制を提案した会社と労組が対立し、労組は対決路線の旧労と協調路線の新労とに分裂した。組合員の家族、下請け企業、商店街、市民も巻き込んで、市内は二分された。ストライキ、ロックアウトなど、闘争は183日に及び、終結後も市民間に深刻な対立が残った。旧労に対するその後の差別待遇が、水俣病患者との共闘決議につながる。
- 10 相思社『ごんずい』第135号(2014年)p.4。

本稿は、水俣分断修復学研究会(2019年9月7日、名古屋)における口頭発表と討議を経て加筆修正したものです。本研究は、科研費(24330165、15H01971、19H00614)とトヨタ財団研究助成(D18-R-0325)による成果の一部です。



# 長期追跡調査における 調査者と調査参加者の関係の変容

— 福島原発事故後の親子の生活と健康に関する調査 2013年～19年を中心に —

成 元 哲  
三 上 直 之  
牛 島 佳 代

## 1. 調査者と調査参加者の関係：調査研究のあり方に関する意見

原発事故後、住民の間で放射線リスクをめぐる認識のずれがあり、対処行動にばらつきがみられる地域、すなわち、分断のトラウマを抱える地域に、調査研究を目的として介入する場合、その介入行為がすでに存在する分断を増幅したり、新たな分断を生み出したりしてしまう危険性がある。筆者らが2013年から2019年まで毎年、福島県中通り地域の親子を対象として実施してきたパネル調査「福島原発事故後の親子の生活と健康に関する調査」では、調査の主目的である親子の健康と生活に関する記述の他に、「調査研究のあり方」に関する意見が数多く寄せられてきた。その中には、具体的な方法だけでなく、調査を実施することへの厳しい批判の声もあり、それらを受け止めつつ、調査を継続している。

社会調査のあり方については、これまでも調査倫理や研究倫理の一環として議論されてきており、学会の倫理綱領などでも遵守・配慮すべき事項がまとめられている。例えば、日本社会学会の「倫理綱領に基づく研究指針」は、研究目的や過程、結果が、社会正義に反したり個人の人権を侵害したりする恐れがないかを検討すること▽対象者への説明（調査拒否の自

由を含む)や、個人情報保護、調査拒否の自由、その他対象者への誠実な対応を通じて、調査研究対象者の保護に万全を期すること▽結果公表によって対象者が損害を被ることがないように、内容についての事前了解を得ることを含めて十分に配慮することなどを研究者に求めている(日本社会学会 2016)。

これ自体は、調査を行う者が従うべき原則として、大方の同意が得られる内容と言えそうだが、ここには、調査の現場に臨んで研究者が具体的にすべきこと、してはならないことが、必ずしもマニュアル的に詳しく記されている訳ではない。どういった対応が「誠実な対応」であり、どうすれば調査協力者を「万全」に「保護」できるのか、調査実施や結果公表が及ぼす影響に備えて、何をすれば「十分に配慮」したと言えるのかといった点は、個々の調査者に委ねられている。これは一つには、同指針が述べているように「社会学研究は対象や方法がきわめて多岐にわたるだけに、一律の基準を課すことは困難」であることが理由である。調査の現場において、何が責任ある対応であるかはケースバイケースであり、詳しい手順の一般化にはなじまない。

ただ、具体的な行動指針を必ずしもマニュアル的に書けない理由には、もう一つ別の次元の話があるように思われる。ここで想定されているような説明や配慮を尽くして、万全の対応で臨んだとしても、調査を実施するという行為が対象者を傷つけてしまう場合がありうる。そうした状況に研究者がいかに向き合い、調査の実施の是非を含めて、いかに判断すべきかといった問題は、おそらくは当の調査研究の一部として研究者自身が引き受け、考えていく必要がある。その結果として、上述したようなケースバイケースの対応の方針が見出される場合もありうるので、これら二つの次元は互に関連し合っているとは言えるだろうが、いずれにせよ、マニュアルやルールなどの形では一般化しがたい事柄であることは間違いない。

本稿では、調査対象者からの声、とりわけ、電話による問い合わせ記録と、調査票の自由記述の変遷を分析することによって、分断のトラウマを

抱える地域における社会調査が、分断の再生産につながらないようにするためには何が必要かを考えるための手がかりを見出したい。

## 2. 電話とメールによる問い合わせ記録「調査日誌」の分類

福島子ども健康プロジェクトは、2013年から毎年1月に、福島県中通り9市町村（福島市、郡山市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、三春町）に、2012年10月から12月の間に住所を持っていた2008年度出生（2008年4月2日～2009年4月1日生まれ）の子どもとその母親（保護者）を対象にアンケート調査を行ってきた。アンケート調査では、その時々の子どもの生活の様子と健康状態、母親の地域での生活、心身の健康などについて尋ねている。自主避難区域である福島県中通り9市町村において、親子の生活と健康がどのように変化していくのかを、子どもたちが大きくなるまで定期的に調査を続け、「生活記録づくりを通じた福島親子への伴走」をするとともに、その記録を次の世代に伝えていくという目的で、2013年からこれまで7回の調査を実施した。

2013年の1月末に第1回の調査票を送付してから2月末までの間に同一人物からの同一内容に関する複数回の問い合わせを「1件」とした場合、調査対象者から事務局へ、電話およびメールで合計45件の問い合わせがあった。問い合わせがあった調査対象者の名前や、日時、内容などは、調査事務局において全て「調査日誌」に記録してきた。その記録によると、問い合わせの内容は調査票に関するものと調査についてのものに大別できる。

まず、調査票については、①回答の仕方について、②宛先の間違いであるとの連絡、③該当者が住んでいない、④名前の漢字の間違い、⑤住所変更の連絡、⑥紛失や汚損などで調査票を再送してほしいという要望などである。

次に、調査については、①名簿をどのように入手したか、②調査の名義後援についての疑問の声、③調査対象者の年齢が、なぜ2008年度出生児

であるかについて、④調査対象ではないという疑問の声（事故当時、福島に住んでいなかったから、避難中だからなど）、⑤調査そのものが不快であるという怒りの声、⑥調査が信用できるものなのかを確認したいという声、⑦調査の目的についての疑問、⑧研究材料にしているのではないかという疑問、⑨他県からみると、福島は危険なのかという声、⑩福島子ども健康プロジェクトのメンバーなどについての問い合わせ、⑪調査に協力したいという意見などであった。そして、特記すべきことは、調査対象者6191名の子どもの保護者のうち一人から、当時、調査事務局を置いていた福岡大学医学部公衆衛生学教室と同大学の倫理審査委員会、調査の名義後援先の市町村の窓口と福島民友新聞社などに、個人情報取得方法や調査のあり方などをめぐって、複数回の苦情が続いたことである。この調査対象者に対して、調査事務局の研究者、共同研究者らが複数回にわたって電話で対応した。だが、調査対象者は納得せず、最終的には、福島県弁護士会人権擁護委員会へ人権救済申し立てを行った。調査主体の執筆者らは、個人情報取得方法をはじめとする一連の調査プロセスに関する回答書を2013年6月12日に提出している。

### 3. 調査のあり方に言及した自由回答の分類

福島子ども健康プロジェクトの調査では各回とも調査票の末尾に表1のような自由記述式の質問を設け、調査参加者に回答を求めてきた（調査全体の回答状況については、表2を参照）。ここでは、第1回（2013年）から第7回（2019年）調査の自由回答、合計4721件のうち、調査のあり方に言及したもの（同調査やプロジェクトに対する意見を含むもの）507件を分析の対象とした（表3）。これらの件数は、7回を通じて自由回答欄に記入した人、あるいは、その記述の中で同調査やプロジェクトに対する意見を述べた人の延べ人数である。507件の分析対象を抽出するにあたっては、4721件の回答を全て読み、調査のあり方に言及した自由回答が特徴的に含むキーワードとして、「アンケート」、「研究」、「調査」、「質問」、「プ

プロジェクト」、「カード」の6つを特定した。これらのキーワードを含む回答を機械的に抽出した上で、その中から調査のあり方に言及した回答ではないことが明らかなものを除外し、今回分析対象とする507件を同定した。

表 1 自由回答欄の質問文

|            | 質問文  |
|------------|--|
| 第1回（2013年） | この貴重なご意見をもとに、今後、小さなお子さんを持つお母様たちが、原発事故や子育てに関する不安を自由に語り合う場を作りたいと考えております。ご自由にご意見をお書きください。       |
| 第2回（2014年） | 私ども「福島子ども健康プロジェクト」は、今後も小さなお子さんをもつお母様（保護者）のお声を社会に届けていくお手伝いを続けていきたいと考えています。下記にご自由にご意見をお書きください。 |
| 第3回（2015年） | 東日本大震災・福島原発事故から、まもなく4年になります。今の心境を率直にお書きください。   |
| 第4回（2016年） | 東日本大震災・福島原発事故から、まもなく5年になります。今の心境を率直にお書きください。   |
| 第5回（2017年） | 東日本大震災・福島原発事故から、まもなく6年になります。今の心境を率直にお書きください。   |
| 第6回（2018年） | 東日本大震災・福島原発事故から、まもなく7年になります。今の心境を率直にお書きください。   |
| 第7回（2019年） | 東日本大震災・福島原発事故から、まもなく8年になります。今の心境を率直にお書きください。   |

表 2 調査の回答状況（A 調査対象者数 B 回答数 C 回答率（%））

| 第1回調査<br>(2013年) |      |      | 第2回調査<br>(2014年) |      |      | 第3回調査<br>(2015年) |      |      | 第4回調査<br>(2016年) |      |      |
|------------------|------|------|------------------|------|------|------------------|------|------|------------------|------|------|
| A                | B    | C    | A                | B    | C    | A                | B    | C    | A                | B    | C    |
| 6191             | 2628 | 42.4 | 2628             | 1606 | 61.1 | 1605             | 1209 | 75.3 | 1297             | 1021 | 78.7 |
| 第5回調査<br>(2017年) |      |      | 第6回調査<br>(2018年) |      |      | 第7回調査<br>(2019年) |      |      |                  |      |      |
| A                | B    | C    | A                | B    | C    | A                | B    | C    |                  |      |      |
| 1026             | 912  | 88.9 | 1019             | 832  | 81.6 | 936              | 814  | 87.0 |                  |      |      |

表3 自由回答件数

|                              | 計             | 第1回           | 第2回           | 第3回         | 第4回         | 第5回         | 第6回         | 第7回          |
|------------------------------|---------------|---------------|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| 自由回答<br>総記入数(件)              | 4721          | 1203          | 718           | 746         | 612         | 549         | 451         | 442          |
| 調査に言及した<br>回答の数(件)と<br>割合(%) | 507<br>(10.7) | 144<br>(12.0) | 104<br>(14.5) | 62<br>(8.3) | 47<br>(7.7) | 51<br>(9.3) | 38<br>(8.4) | 61<br>(13.8) |

こうして抽出した507件の回答を、取り上げられているトピックに応じて、「調査というもの全体について」、「本調査について」、「研究について」、「調査票の問いについて」、「本プロジェクトについて」、「カードについて」、「謝礼について」の7項目に大分類し、それぞれについて、「肯定的な意見」、「否定的な意見」、「疑問」、「期待・注文」、「その他」の5項目に分類した。1件の回答が、複数のトピックに言及している場合、2項目以上の大分類で重複してカウントした。

次節では、分類項目ごとに代表的な自由記述を示す。各記述の末尾の数字は調査年と、それぞれの年に到着順に付した調査票の整理番号である。

表4 調査研究のあり方についての自由回答の分類

|               | 第1回 | 第2回 | 第3回 | 第4回 | 第5回 | 第6回 | 第7回 |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 調査というもの全体について | 21  | 6   | 3   | 1   | 0   | 0   | 1   |
| 肯定            | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 否定            | 11  | 4   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 疑問            | 6   | 0   | 0   | 1   | 0   | 0   | 0   |
| 期待・注文         | 3   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
| その他           | 1   | 2   | 2   | 0   | 0   | 0   | 1   |
| 本調査について       | 83  | 44  | 29  | 18  | 31  | 21  | 33  |
| 肯定            | 6   | 4   | 6   | 5   | 9   | 13  | 21  |
| 否定            | 29  | 17  | 7   | 2   | 6   | 1   | 3   |
| 疑問            | 15  | 9   | 7   | 2   | 0   | 1   | 2   |
| 期待・注文         | 28  | 12  | 5   | 3   | 9   | 3   | 2   |
| その他           | 5   | 2   | 4   | 6   | 7   | 3   | 5   |
| 研究について        | 8   | 4   | 3   | 0   | 2   | 1   | 2   |
| 肯定            | 0   | 0   | 0   | 0   | 1   | 0   | 2   |
| 否定            | 3   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 疑問            | 0   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 期待・注文         | 5   | 3   | 3   | 0   | 1   | 0   | 0   |

|             |    |    |    |    |    |    |    |
|-------------|----|----|----|----|----|----|----|
| その他         | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 1  | 0  |
| 調査票の問いについて  | 33 | 15 | 6  | 6  | 5  | 2  | 8  |
| 肯定          | 1  | 1  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |
| 否定          | 13 | 7  | 1  | 1  | 1  | 0  | 3  |
| 疑問          | 3  | 1  | 1  | 2  | 0  | 0  | 0  |
| 期待・注文       | 4  | 0  | 0  | 0  | 1  | 0  | 1  |
| その他         | 12 | 6  | 4  | 3  | 3  | 2  | 4  |
| 本プロジェクトについて | 22 | 24 | 7  | 3  | 5  | 4  | 9  |
| 肯定          | 9  | 13 | 4  | 3  | 3  | 3  | 9  |
| 否定          | 2  | 1  | 0  | 0  | 1  | 0  | 0  |
| 疑問          | 1  | 0  | 0  | 0  | 1  | 0  | 0  |
| 期待・注文       | 9  | 10 | 2  | 0  | 0  | 0  | 0  |
| その他         | 1  | 0  | 1  | 0  | 0  | 1  | 0  |
| カードについて     | 0  | 29 | 22 | 21 | 13 | 13 | 16 |
| 肯定          | 0  | 29 | 21 | 21 | 13 | 13 | 15 |
| 否定          | 0  | 0  | 1  | 0  | 0  | 0  | 1  |
| 疑問          | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |
| 期待・注文       | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |
| その他         | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |
| 謝礼について      | 6  | 5  | 1  | 0  | 1  | 1  | 1  |
| 肯定          | 0  | 2  | 0  | 0  | 1  | 0  | 1  |
| 否定          | 3  | 1  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |
| 疑問          | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |
| 期待・注文       | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |
| その他         | 3  | 2  | 1  | 0  | 0  | 1  | 0  |

## 4. 調査のあり方に言及した自由回答の分析

### 4.1 調査というものの全体

調査というものの全体に関する言及は、調査されること、様々なアンケートや検査などについての声である。第1回調査（2013年）では否定的な意見が多かったが、徐々に減少し、第4回調査（2016年）以降は0件となっている。まず、その否定的な意見から紹介する。

#### (1) 否定的な意見

「このようなアンケート、調査の書類を見るたび複雑な気持ちになります。事故の時、妊婦でした。子ども2人とも調査の対象になることが多くどこやら分からないアンケートにたくさん答えてきました。これで子どもたちが何事もなく大きく育ってほしいというそれだけの願いです。でも実

験や研究材料のために生きているわけではありません。子どもたちがそんな思いしないようにしてほしいです。研究材料や調査をされるように生んだわけではありません。福島に住むことでそのように対象にされることが少し傷つき悩みます。」(2013-844)

「なんで、福島の私達だけ、このようなめんどろなアンケートに答えたり、原発の影響で！子供達の体の影響を、心配しなければならぬ状況が、続くのか、と思う。」(2013-28)

「いろんな団体？国から医大からと、面倒くさい細かいアンケートを依頼され、正直うんざり。協力してもほとんどその結果についてのフィードバックがなく、自分の子供のデータだけとられているような気分。」(2013-87)

「このようなアンケートも必要でしょうが、私達がしてほしい事はもっとあります。本当にしてほしい事をしてもらえず、アンケート・調査・検査ばかりです。どのようなものに使われているのか、全くわかりませんが、私達には形として残る支援は全くありません。」(2013-1906)

「このようなアンケートや、行動について、書くことが多いのですが、こういうものを書くことがストレスです。私達のことを想ってのこととは思いますが、こういうものをストレスと思う方も多いことを知ってほしい。」(2013-120)

## (2) 疑問

「色々アンケートをとられ、調査票を出しますが、何のためにどのくらい私たちのたすけになるのか。まるでモルモット！！」(2013-336)

「原発事故後、色んなアンケートとかに答えてきました。本当に福島県民の為になっているのか不明です。『ご協力』を要求されるばかりです。」(2013-2279)

「線量計を配り、データをとったり、アンケートをとったりしているが、あまり役立っていると感じられない。データを収集しているだけで、その後の取り組みにつながってきているのか疑問に感じる。」(2016-369)

### (3) 期待・注文

「このように調査がくることがありますが（たまにですが）、それには正直にお答えし、私たちの現状を知っていただくと同時に、私たちの発信を受けて一人でも多くの方々に正しい知識をもって理解ある人が増えてほしいと願っています。」(2013-1052)

「原発事故以降、様々なアンケートに答えてきましたが、その後、目に見える改善は見られないように思います。私の周りでは、もう誰にも期待せず自分達でやって行くしかないと半ば諦め気味の方もいます。みんなが納得するような改善策を出すのは難しいのは分かりますが、目に見える改善を何か1つしてほしいと思います。」(2013-1307)

### (4) その他

「原発事故後、いくつかの団体からこのような内容のアンケートの協力を頼まれ、回答してきた。その度に原発事故は夢ではなかったのだなあ…と何と表現すればいいのかわからないが、心が痛む。」(2013-834)

「いろいろな団体からこういったアンケートがよくあります。その度にいろいろ考えさせられます。（中略）時々、このようなアンケートに答えるとき、答えたあと、これで良いのかと不安になることもあります。」(2015-556)

「いろいろなアンケートに回答する機会が多くあります。答えるのも似たような内容なので、一つに集約してもらえないものかと思います。」(2015-900)

## 4.2 本調査について

本調査(福島原発事故後の親子の生活と健康に関する調査)については、第1回(2013年)から第3回(2015年)までは否定的な意見が多く、第5回(2016年)以降は肯定的な意見が多くなっている。本調査に対して理解を示す人が回答しているためか、それとも、サンプル脱落が原因である

のか、分析結果と照合する必要がある。

調査に対する批判的な回答として最も数が多かったのは、調査の依頼を郵送で受け取って生じたネガティブな心情を記したものである。その心情として特に多いのは、調査の依頼を受けたり回答したりすること自体が、ストレスや心痛、不愉快の原因となったり、調査をきっかけに不安になったりするという内容である。第1回調査で、とりわけその数が多かったが、第2回以降もこのような訴えが一定数続いた。

調査依頼に対して、自分たちや自分たちの住む地域が「研究の材料」、「実験台」とされていると感じ、不愉快になったり、落胆したりするという反応が目立つ。

第1回調査の際には、調査票が福島県外から送られてきたことに対する不快感や不信を述べる回答もあった。ちなみに、調査票の発送元、すなわち、問い合わせ先の調査事務局は第1回から第3回までは福岡大学医学部（福岡市）、第4回以降は中京大学現代社会学部（愛知県豊田市）である。

#### (1) 否定的な意見

「全てが無意味に感じます。このアンケートは何の為ですか？これから先子供達にどのような影響がでるのか不安です。この不安を解消する事は少なくともアンケートではないと思います。」(2013-177)

「今回、アンケート実施することの説明書が同封されていましたが、率直な意見として、『なぜ福岡大学から、うちの子供に書類が来たのだらう？』と疑問を持ちました。文部科学省科学研究費の助成があり…とのことですが、私個人としては、こういったことをやるために居住区（二本松市）からの文章がまず欲しいです。正直原発事故があってから『福島県民が研究材料。今後のモルモット』であると感じています。実際に私達がアンケートに答えたり、その他のことに協力することが今後活かされると思うので協力は惜しみません。しかし、上記した気持ちがある中で突然福岡県から資料が送られてくることは正直うれしいものではありません。自分でも

こう感じる事が事故後の気持ちの変化だと思っています。しかし、現在福島に住むしかない状況の人の気持ちをもっとくみ取ってほしいです。」(2013-199)

「毎年これ(アンケート)を続ける意図が分からないし、公表する必要があるのかよく分からない質問が多い。何を目的としているか分からないアンケートが続くのはどうかと思います。子育てに不安はあるものの、原発(事故)が全てではありません。色々な意味で環境を整えることは重要だと思いますが、アンケート内容を公表する目的をもっと明確にして内容を絞ってください。」(2013-436)

「今更?この年の子供はほとんど県外に移住済みです。それすら理解せずにアンケートを?自由に語り合うなんて。この先も大丈夫と思っているママと、不安をかかえながらしょうがなく住んでいるママと移住計画中のママが語り合うなんて戦争。」(2013-484)

「結局は、今も福島に住んでいるという事は、なんだか実験台のモルモットになった気分です。将来どんな影響があるかわからなく、こういうアンケートが来るというのもより不安にさせます。(何かあるのか?何を調べているんだろう?とか)とにかく、不安でいっぱいです。」(2013-1222)

「県外からの、お力添えはありがたいと思いますが、正直なところ、そのようなアンケートに答えるのにも心が痛みストレスを感じます。目を逸らしてはいけない重要なことではあるけれど、自分自身の精神を正常に保つには、何もなかったかのように出来れば今まで通りに過ごしたい。」(2013-2030)

「こんな調査して、何の役に立つのかな?と思う。災害の事、原発の事、忘れていたのに、また思い出して書くというのは、気分が良いことではない。このような調査で、余計に不安になってしまう親が多いのではないのでしょうか?」(2014-542)

「以前、提出したデータの集計結果が公表されている?と思いますが、このプロジェクト自体があまりメジャーではなくデータの正確性や公平性が

あやしいのではないかと個人的には思いました。(何に使われるかわからないので周囲の友人等はこのアンケートに答えないとっていました)」(2014-962)

「福岡から、わざわざアンケート用紙…福島市民は今、モルモットなのだから仕方ないか…私の子供達も…。」(2014-1051)

「このアンケートの集計したものをを見せていただきましたが、集計してもらったところで、何もいいことはないような気がします。これをもとにして、皆で(被災者皆で)良い方向に進んでいければよいのですが。」(2016-304)

「このアンケートこそが震災をフラッシュバックさせていることも考えましたか？」(2017-47)

「6年たって、このアンケート内容は、この先ずっと変わらない返答をすることになると思います。ですので、これからは不要に思います。いままでありがとうございました。」(2017-437)

「このアンケートも、少し嫌な気持ちになります。私たちは気にしていないけど、遠くの方は気にしているのだなと思います。」(2019-519)

「アンケートが来るたびに嫌な思い出がよみがえります。正直、もうやりたくないという気持ちと、個人情報への心配等もあり、返答したくないなあと思うことがあります。まだまだ続くのでしょうか。」(2019-701)

## (2) 否定的で疑問がある

「生活をする事で言葉に出せない苦勞があります。アンケートで全てを説明することはできません。(中略)このようなアンケートがくると、本当に大丈夫なのかと不安になります。前例がないことなので、誰も正確な解答を出せないのもわかりますが、不安に思ってしまう。このアンケートで何がわかるのでしょうか。」(2013-1199)

「失礼な発言だとは思いますが、毎回、モルモットという文字が頭をよぎります。このようなアンケートに答え、どの程度、社会は理解してくれる

のだろうか？どの程度、情報を発信してくれるのだろうか？ちょっと疑問に思います。おそらく将来まで続くであろう、このようなアンケート。子供がある程度、大きくなり、自分のことをこのようなアンケートされると分かった時のことを思うと心が痛みます。」(2014-657)

「このアンケートを提出するにあたり、何か、私達の生活に変化や子供達の将来に役にたつのか？国とかが原発に対して、子供達に対して責任を取ってくれるのか？環境がきちんと整えられてくれるなら協力してもいいが、そうでないのであれば、結構アンケート提出も時間におわれていると、大変申し訳ありませんが、面倒くさい。こういったアンケートに文部科学省研究費を使うなら、もっと子供達のための助成に使ってほしい、と思う。」(2014-1340)

「毎回書いていると思うが、何のための調査？答えさせるだけ答えさせて、何かサポートがあるわけでもない。何かしてくれているのですか？」(2019-528)

### (3) 否定的で疑問があるが、期待・注文がある

「福島市から、室内遊び場は、どう作るべきか？などのアンケートを配布すべきです。自分達の勝手な思いで室内のおもちゃや遊具をおいている。実際、子供達の親の意見をもって、もっときくべきだ。今まで一度も福島からアンケートなんてきたことはありません。問 37～39 の質問 (2013- 問 37：あなたとあなたの配偶者が最後に卒業した学校はどちらですか。2013- 問 38：同居している家族全体で去年 1 年間の収入はどれくらいですか。2013- 問 39：お宅の現在の家計の状態についてどのようにお考えですか。) の理由は何ですか？何の意味のあるアンケートなのか、とても、不愉快な気持ちになりました。このアンケート全体が、今さら？と思えますし、どこに問い合わせても、私達のうったえる言葉はとどきませんでしたよ。」(2013-1093)

## (4) 否定的だが、期待・注文がある

「こういった調査や内部被ばく検査の案内、更には健康相談コーナーの開催などによって、ありもしなかった不安を呼びおこすのはやめていただきたいと思っています。関心をお寄せいただくのは大いに結構ですが、この調査の集計結果などを見せられても違う考え（今すぐ避難したいのにできない、不安で仕方がない等）に失望するだけなので、全く希望いたしませんし、それならばもっと国や行政に働きかけて、魅力あふれる福島県をつくる知恵をお与えいただきたいと思います。」(2013-1095)

「選択肢のすみずみに“福島の子供は可哀想”という仮説のもとに考えられた質問票であるように感じ、イライラします。福島県だけで調査してもControlがなければ比較のしようがありません。こんな無駄なアンケートにかけられるお金があるなら、直接福島に寄付してください。この質問票に答える人は、どんな人か…選択バイアスがかなりあるはず。回収率も必ず発表してくださいね。」(2013-1459)

「このアンケートに答えることに少し抵抗がありました。あらゆる調査等が福島の子ども達の本当に良い事なのか…？ただの実験材料にならないか…？このアンケートが福島復興、及び未来を担う子ども達のためになる事を願います。」(2013-2151)

「正直、このアンケートに対し、必要なか、また情報や個人情報ともれていないのかなど、心配や不安、不信を抱いています。ただ、市などとは別に行っているからこそ、今の私たちの、ありのままの姿を、うそなどなく伝えていただけるのでは…と信じてアンケートに答えています。」(2014-226)

批判的な記述として次に多かったのは、依頼した調査や、福島子ども健康プロジェクトに対する疑問や批判である。寄せられた疑問や批判は多岐にわたるが、代表的なものは次のとおりである。まずは、調査やプロジェクトの目的や意義自体に対する疑問である。この調査が、原発事故によっ

て生じている様々な問題の改善や解決にどのようにつながるのかわからない、あるいは改善や解決につながるように思えないといったコメントである。

（5）疑問

「今後、アンケートに答えた事によって何かかわりますか？教えてください！！」（2013-98）

「福島から遠くはなれた、放射能とは無縁の貴団体がなぜ、このようなアンケートを実施するのか？その意味はあるのか？」（2013-1064）

「Q3のA3で小学校入学まで年1回の調査と書いてありますが…本プロジェクトは5年で終了するということでしょうか？そうであれば、5年の調査でどういうことがわかり、どう活用されるのか教えてください。」（2014-733）

「子供の健康に何か起きたとしても、因果関係はなし、で終わるのに、何を調査しているのかわからない。」（2015-301）

「結果をまとめて県内の同じ子育てをしている方々へ報告する…それがこのアンケートなのですね。これで安心できるのでしょうか？不安を共有しても、本当の「安心」にはつながらないような…今をやりすごして生きている県内の子育て世代のみな様が本当に心から笑い合え、県内で安心した子育てができるようこのアンケートを回答して力になればと思います。」（2016-197）

「いつもこちらのアンケートに参加させていただいておりますが、こちらに気持ちを正直に書いたことによって、何か良い方に変わりますでしょうか…。私の声は、肝心な方々に届きますでしょうか…。」（2019-29）

（6）疑問と期待・注文が入り混じっている

「調査の対象が20年度生まれの子ども達なのは何か理由があるのでしょうか？この調査が有意義に活用され、福島の子が不安なく生活できるよう

になることを願っています。」(2013-981)

「この調査の対象がなぜこの学年の子どもになったのか、くわしく説明していただきたいです。また、不安を語り合う場を作るだけでなく、その不安をどうしたら払拭していけるかが重要だと考えます。」(2013-1453)

(7) 期待・注文

「震災後、公の機関からの情報が信じられなくなり、とても不安な日々を過ごす中、原発事故の為、いろんなアンケートに答えてきました。その度に不安をかきたてられます。そして、結局は、私たちはモルモットで、今後どうなるのか誰も判らないから、アンケートという記録を取り続けているんだらうなあ、と思います。どうか、ただの記録におわるのではなく、後世に役立つものにしてください。」(2013-292)

「こういったアンケートをする事で、何か変わるとは思えません。しかし、他の人たちに少しでも現状を知っていただければと思い答えました。モルモットでしようと思いますが、先生方に希望したいと思います。」(2013-446)

「今はまだ放射能からの影響があるのかないのか分からない状態だと思っています。もし将来福島に住んでいた人、子供たちが他の地域に比べて病気の発症が目立ってしまった場合、放射能の影響が分かるようにたくさんこのような調査、データを大切にとってほしいと思います。」(2013-470)

「以前はこのような調査について、『実験台ではないか!』といら立つ気持ちが強かったのですが、間もなく2年になる今、これからこんなひどい事故がもしおこってしまった際の参考になるのならば、と今回は協力させていただきました。」(2013-489)

「保養の必要性を訴えてほしい。調査のための調査にしないでほしい。」(2013-1006)

「今回の調査結果が、どのように公表され、どう生かされるのか、ただの

データとしてでは無く、未来への道程の一部として生かしていただければ情報提供に異存はありません。」(2013-1053)

「調査結果を公表して、ぜひ行政の方でも活かしていただきたいです。」(2013-1480)

「原発事故に対する心情は大変複雑です。安易な予測による結論を出さないようよろしくお願いいたします。ぜひ現地での生の声、本音の部分聞いた上で、(アンケートには出てこないものがあると思います) 今回のデータの分析をしてくださいます。」(2013-1589)

「今まで、国や市の対応が遅く、アンケート等や意見会で話し合いを行っても実行してくれているのか分からず、結果良い方向に向かっていない事が多かったので、アンケートをもとに、住みやすい環境に変わっていく様宜しく願います。」(2013-1905)

「アンケートを記入しながら、何故私はこんなアンケートに答えなくてはならないのか、何故娘がこんな対象にならなくてはいけないのか、涙が出そうな気持でした。でもこのプロジェクトが、この調査が私達親が望まぬ研究のみに使われるのではなく、子供達の健康、心のサポートにつながる意味のあるアンケートだということを切に希望します。それを信じて、記入しました。」(2013-1929)

「実行できる仕組みを本当に考えてください。アンケートを取るだけで終わらないことを期待します。」(2013-2345)

「福島での子育てを安心してできるように、この調査を十分に活用し、結果でなく成果を私達に返してください。子どもたちの一生は親の手にかかっていますから。どうぞよろしくお願いいたします。」(2013-2397)

「様々な調査、アンケートに協力してきましたが、これとって具体的な効果・成果が得られたもの私たちに良い影響として返ってきたものは 未だにないのではないかと考えています。もし、皆さんが努力されているとしても私たちにはその実感がありません。ぜひ、この調査を、具体的な、施策の提出のために役に立ていただき、きちんとそれを私たちに示して

いただきたい。」(2014-72)

「調査をしたから、いつ私達の生活にそれを反映させてくれるのか、不安を期待にかえ、この調査に参加しました。子ども達の未来を明るくしてください。」(2014-671)

「アンケート記入させていただきますので、しっかりと国や東電、社会に向けて、この声を届けていただきたいと思います。」(2014-810)

「どうかこの調査を続けてください。そして、世間に声、として発信してください。(中略)どうか、福島に生きる人間の声を伝えてください。よろしく願いいたします。」(2014-1356)

「このアンケートの目的、子どもたちが健やかに成長する環境を整えるのに必要な施策の提案、ぜひ実現するようによろしく願いいたします。」(2016-802)

「この様な正式な調査のまとめは、今後の震災や大きな社会的事故に対する、普段の行政や市民の行動に大変役立つものと確信しております。今後、これらの貴重な調査研究の結果を広く社会に広報され、役立たれることを期待しているところです。」(2016-898)

「(アンケートに答える)みなさんの小さな声にも耳をかたむけていただけたらと思います、少しでも伝わるがあればよろしく願いいたします。」(2017-34)

「皆様の行っているこの調査が、これからの我が子達や未来の子供達、社会への参考となることと思います。」(2017-455)

「(「放っておいてほしい」と思う人たちの多くは、こうした調査に回答することもないかもしれません。そういう意味でも、ここで少しばかり声をあげさせていただきました。)調査に対する批判ではありません。世の中のそういう、一部の声ばかりが大きいという現実も、心に留めながら調査していただければと思います。ぜひ福島に来て、特殊な団体だけではない一般の人の声もきいて、福島の空気を感じてほしいです。」(2017-499)

「本調査の目的、子どもたちが健やかに成長する環境を整えるのに必要な

施策を提案する、とあります。どうか我が家の子どもたちが健やかに成長出来るようお力添えください。中通り地区に住む人も原発事故の被害者で今でも苦しんでいること、広く世の中に伝えていただき、必要な補償は対象となることを望みます。原発事故調査に携わる皆様、情報量は多くお持ちかと思えます。おなじ境遇の方の話、又補償の情報などありましたらお教えいただきたいと思えます。」（2017-645）

「現時点で、このアンケートを続けている方々とは、同じ年齢の子を持つだけでない、共感を得られる貴重な同志だと思うので、中通りのできるだけ広範囲の地域の方々が話し合えるような機会を作っていただければと思います（近くの知っている立場では、それ以外の家庭や勉強などのことで気を使うようになり、かえってあまり素性を知らないほうが気楽に感じるものです）。案として受け取っていただければ幸いです。（中略）このアンケート回答でもあったように、不平不満は語られるでしょうが、それはきっかけの一つであって、これからの未来の子どもについて、広い視野で、進路のことなどどう考えているのか。田舎で狭い地域の関わりしかない状態なので、話せるようなこともなく、不安は常にあり、なかなか解消される機会也没有せん。これからもアンケートは続けていきたいと思えますが、その先の提案も（どうしたいかなど）プラス $\alpha$ されれば、続けていく意味も深くなるのではないのでしょうか。行き場のない私たちの思いでなく、行き場のようなものを作っていただきたいです。」（2019-396）

#### （8）肯定的な意見

「子どもの体や心についてのアンケートはこれまでもありましたが、母親の話、気持ちを問われることは少なかったように思います。このような機会を与えていただき感謝します。」（2013-1882）

「こういった調査を継続して行ってもらえる事は非常に有り難い事です。私自身福島に住みつづけるために頑張ってきた2年余りでしたが、未だに揺れ動いている内面がある事に改めて気づかされた設問が多々ありまし

た。」(2013-2426)

「最初は何でこんなのが?とと思っていましたが、福島の事情を理解してもらえると心強く感じています。」(2014-1446)

「いつも本音をだれにも言えずこの場を借りてすみません…。」(2015-844)

「久しぶりにこの調査に回答して感じたのですが、子どもの行動で気になることがいくつかあるな、以前は問題なかったことで気になることが出てきたなと思いました。それが震災・原発事故と関連があるかどうかは分かりませんが、だからこそ、このような継続した調査が必要なのだと思います。(中略)今後とも継続した調査をよろしく願います。」(2015-1099)

「今もなお、この事故のことを忘れることなく調査して下さることに本当に感謝します。今後ともよろしく願います。」(2016-213)

「このようなアンケートを受けることで、あの時を思い返すきっかけとなっています。つらい思いというより、様々な援助への感謝の気持ちがわいてきます。」(2016-580)

「このアンケートがきっかけとなり、もう一度震災の時の事を思い出しました。日々の暮らしで忘れていた災害対策や健康対策をもう一度見直したいと思います。ありがとうございました。」(2016-933)

「原発事故はまだ終わった訳ではなく、現在進行形である事を再度自覚しなくちゃいけないことに、この調査で気付かされます。継続的に調査をしてくださっている先生方に感謝しつつ、震災や原発事故の当事者である私達をこれから支えてください。」(2017-131)

「このアンケートにも、参加させていただくことで、夫や家族と大震災のことについて思い返してみたり、話し合ったりする良いきっかけとなります。」(2017-297)

「アンケート記入時、自分自身のことや子どもへの対応や考え方等いつもふりかえることができ、貴重な時間となります。めんどうではありますが、こうした振り返りは自分自身を見つめ直す上でも大切に感じました。」(2017-619)

「最初は、福島の事故の事を利用されているようで、勝手に反発するような気持ちでアンケートに回答していました。すみません。現在では、長く見守っていただいていることに感謝しています。」（2018-52）

「6～7年前は、アンケートがわずらわしく、私たちは、実験材料か！？と、イライラやっていましたが、今では、『遠くに見守り励ましてくださっている団体があるんだな。』と、温かい気持ちになれます。」（2018-267）

「こうして忘れられず記録をのこせてもらえてる事うれしく思っています。」（2018-294）

「子どもにも何があったのか、このアンケートを続けること、答えることの意味を、教えてあげたいと思っています。」（2018-440）

「定期的にアンケートの結果を送ってくださり、ありがとうございます。」（2019-21）

「調査の用紙今までより厚く、キレイになりましたね。」（2019-23）

「今回このアンケートが届き、前回からもう1年が経ったのかと、月日の経つことの早さをしみじみ感じました。（中略）このアンケート調査もそうですが、自分と直接関係のない人たちのことを考えてくださる人があるという事実。忘れないようにしたいと思います。」（2019-143）

「このプロジェクトの結果をまとめた冊子、とても参考になります。いろいろな考えがあるのだな—と知ることができ、いつか子どもにも読んでもらいたいと思っています。」（2019-151）

「震災から1、2年の頃は、調査、アンケート、検査などが色々あって、それ自体にもストレスを感じ、自分たちがモルモットにされている気がして辛かったりもしましたが、今アンケートを続けて行ったださっているのはこちらだけです。まとめたものなどを読ませていただいて、私たちの現状や思いを記録し残してくださっていることの重要性を知り、感謝の思いに変わりました。」（2019-533）

「こちらのアンケートを拝見させてもらおうと、同じような意見の方もいらっしゃるの、とても安心いたします。本音を話す方は福島ではタブー

な感じすらあるので、他のお母さん方の意見を知れるので、ありがたいです。ありがとうございます。」(2019-543)

「このアンケートが届くと、もうそういう時期なのかあ…と。でも一番身近で、震災のこと、心や体のことを心配してくれているのがこのアンケートなんじゃないかな…と思うぐらい、郡山は線量計を任意の子に持たせるだけで、他は何もなくなりました。アンケートを通じ、遠い方に心配していただいていること、ありがたく思います。」(2019-564)

「このアンケートが届くと震災のことを思い出すくらい、普段は日々のことに追われて、震災のことは忘れてるのが現状です。(中略)手元に届く冊子を手にとると、様々な考えや思いがあることに気付かされます。同じ県内にいながらも、どこか他人事のように感じることもあります。復興と一言でいうのは難しいですね…。」(2019-636)

#### (9) 肯定と期待

「原発事故後、このようなアンケートにも福島の子供たちのためになれば!と思い何度も協力してきました。こういったアンケートは、個人のプライベートな事まで、アンケートといっても個人が特定できるようなかんじになって不快感になる事もありますが、協力していきたいという気持ちです。このアンケートで福島が少しでも住みやすくなるように望みます。」(2013-1120)

「原発事故があった事さえ、忘れがちだが、こういったアンケートや検査の用紙が来るたびに汚染地域に住んでいるんだと自覚させてもらえる。願わくば、この調査が有効的に使われる事を強く望みます。」(2015-566)

#### (10) 肯定的だが疑問もある

「少しでも力になれるなら、と今回参加しました。このアンケートが実際どう生かされていくのか知りたいと思います。」(2013-1417)

「正直な事を言いますと、未だアンケートの趣旨や真の目的がわかりませ

ん。しかし、私の中では何らかの意味があったと感じています。」（2015-950）

（11）肯定と否定が入り混じっている

「このアンケートに答えながらわが子の様子について性格だと思っていたことが震災の影響なの？と考えてしまったり自分の行動や考えをふり返ることでやっぱり避難したいと思っているのかな？など久しぶりに色々考えてしまいました。そういうことを考えたり気付いたりすることが心を不安定にさせるならアンケートはもうやりたくないと思う反面、本当の気持ちも吐き出したり原発のこわさを忘れないようにしたりするためにもアンケートは大事なのかなとか…」（2013-51）

「封書が送られてきた時、不愉快に思いました。アンケートに答えるか迷いましたが、答える事により、多くの方が、良い方向に向かうのであればと思ひ、答える事にしました。」（2013-1839）

（12）その他

「今回送ってもらった調査について、『何の為にやっているのか？ちゃんと本物の組織がやっているのか？（今回のアンケートに答えた内容について何か悪用されるのでは？）』という不安を口にしたママ友が結構いました。せっかく科研費を使って調査されるのですから、メディア等を使って事前の周知を行えば回収率も上がるのでは？と思いました。」（2013-1387）

「新聞をとっていないので、この調査結果がいずれ何らかの形になった時に、情報が入ってこないのではないかと不安です。」（2013-2004）

「アンケートに答え送っていいものかとためらっていました。」（2013-2243）

「調査結果（全員分）がわかったら知りたいです。」（2013-2428）

「アンケートを提出しないと決めていましたが、あまりにも行政の対応が悪く、怒りがおさまらないので、お答えできる部分のみで提出いたします。子供の氏名等の記入を考えましたが、将来悪影響を及ぼしかねませんので

無記名で提出いたします。ご参考にならない場合は、破棄していただいて結構です。アンケートに全部ご協力できなくて申し訳ありません。」(2013-2477)

「もともと放射線量は、あまり気にしすぎないタイプでしたが、久しぶりにこのアンケート記入をしていて、さらに気にしていない自分に気付きました。」(2015-521)

「こちらのアンケートで、あれからもう4年か〜と改めて気付かされました。」(2015-845)

「以前と比べて、気にしなくなっていることが多くなっていると今回、回答してみて気付きました。」(2016-484)

「子供のことを考えたら、もっと放射能のことを気にしなければいけないのかも知れないけど…正直このアンケートが来なければ震災のことは忘れてるし、普通に生活しています。」(2016-833)

「記憶が徐々に薄れていくけど、こういったアンケート等がくると思い出す。一生、背負っていかなければならないものですね。」(2017-336)

「このアンケートをすると、放射能が周りにあることが普通になっている生活(ガラスバッジを子どもがもちあるき、学校や公園の測定機器で放射線量を気にしている生活)がおかしいことなんだよなあと考えさせられます。」(2017-549)

「このようなアンケートや報道等のきっかけがないと、震災・原発事故があったということを意識しないようになってきている。」(2018-26)

「7回目のアンケートということで、以前した回答と現在の自分自身の心境が変化していたのに驚きました。」(2019-13)

### 4.3 研究についての意見

研究についての意見は全体的に少数であるが、第1回(2013年)から第3回(2015年)までは、期待を寄せる声が多く、第5回(2017年)、第7回(2019年)では肯定的な意見が見られるようになった。初期は期

待を込めて研究に協力し、その後、続けて調査成果がフィードバックされることによって、研究への信頼が増していることが考えられる。

(1) 否定的な意見

「ただの研究材料にはしないしてほしいものです。逆の立場になって考えてほしいものです。」(2013-297)

「研究したければ、福島に住んで体験してください。」(2013-893)

「何故、福島の将来を、原発事故とは無縁の福岡大が研究するのか、理由や動機がわかりません。単に学術的なアンケートの為に行うのであれば、やめていただきたい。本当に福島の事を考えて、少しでも協力してほしいと願います。」(2013-1579)

(2) 肯定的な意見

「6年がたち、県内ですら風化を感じますが、このような調査をして、記録を残し、後世の人々へ知恵を残すための研究をしてくださっていることに有難いと思います。」(2017-230)

「続けるの研究、ありがとうございます。大変だと思いますが、よろしくお願いします。」(2019-293)

「記録を残していただけていることで、前述の不安の緩和に間違いなくなっております。研究してくださっている方、それに関わる全ての方に心より感謝申し上げます。ありがとうございます。」(2019-612)

(3) 疑問と期待・注文

「大学の研究が進むなら、それをまとめた本などは出版する予定ですか？福島の人には無償でくばってほしいです。」(2014-568)

(4) 期待・注文

「私達にとって事故は過去となって終わるのではなく、ずっと将来への不

安もあります。すごく遠いところで研究してくださるのでしょうか、どうか書類に出す記号だけじゃなく感じてください。」(2013-199)

「データを集めたからといって、健康に直接つながるとは考えられないが、しっかり実行力をもって行動してほしい。興味本位の研究で終わらないことをいのります。」(2013-1577)

「不安を語り合っても何の解消にもならないので少しでも現状の改善、将来の安心安全が確保できるよう研究の活用を望みます。」(2013-1669)

「今後、より有意義な研究ができることをお祈りしています。私たちの意見がただのサンプルではなく『子供に未来を希望いっぱい生きていてほしい』と強く願う親たちの気持ちが込もっていることを忘れないで調査・研究をすすめていただければ救われます。」(2013-2201)

「どうぞ、後世の役に立つ研究をされてください。」(2013-2331)

「普通に生活したいという思いから、福島で暮らす私たちがさえも、放射線の数値がマヒしている状態になる時もありますが、今後のためにもデータとして研究でもよいですから取り組みを続けていただきますようお願いいたします。そしてごくわずかに求めている人たちのために情報開示をしてください。協力させていただきます。」(2014-1081)

「研究のため研究で終わらないように、因果関係が究明されるよう、息の長い取り組みを期待しています。」(2014-1286)

「科研費をとられ、施策の提案とするための研究とのことですが、いただいたレポートはテキストばかりで、統計処理された数値などはありませんでした。別にレポートを提出されているのかもしれませんが、知りたいのは、子供をもつ親の心境の変化と、福島県外の人々の気持ちです。線量からくる健康被害よりも、病的に線量を恐がること、外部からの偏見、そういったものから起因する健康被害の有無を調べられているのですよね？東電の原発事故、線量の存在を忘れてはいけませんが、そんなことよりもっと楽しいことを求めて日々生活することが健康につながると感じます。」(2015-112)

「この調査に協力するにあたり、本当に何の為に？と自分で考えてみました。事故の影響と安易に結びつけ、福島の子も達は体に異常が出ていると県外の人々に誤解されている事は嫌ですので、研究は慎重にお願いしたいです。そして、大学での学習題材だけにならないよう、後世のために、伝え継がれていくものであるようお願い、今回の調査票を送らせてもらいます。」(2015-304)

「私自身今のところ震災や原発事故が原因の不安や不調が感じられず、調査の参考になるのか疑問ですが、有識者の方々の知恵の出し合いを注目しています。」(2015-1024)

「研究の成果で少しでも動かされる事実を期待いたします。」(2017-657)

#### (5) その他

「お顔の見えない研究者の方々のやりとりも今後いつまで続けていくのかもわかりませんが、(子供が成長して亡くなるまでですか?)地道に子育て、教育、仕事とやっていこうと思っています。」(2018-246)

### 4.4 調査票の問いについて

調査票の問いについては第1回(2013年)、第2回(2014年)は否定的な意見が多く見られたが、第3回(2015年)以降は否定的な意見は減り、その他の感想や問いに関連する話題が見られた。

#### (1) 否定的な意見

「アンケートがたくさんでかなり疲れました。そんなことも聞くの?!と思うような質問もあって“このアンケート大丈夫?!”と少し不安に思いました。(個人情報)(中略)もっと簡単なアンケートにしてほしい。」(2013-453)

「あまりにも質問が多く正直面倒くさいと思った。何の参考になるかは不明だが、この福島にいないあなた方になにが分かるのだろうと思った。」

(2013-629)

「このアンケート1冊でどれほどの現況を知ることができるのかわかりませんが、1つ1つの質問が傷をえぐられている様な気がしてなりません。不安を抱えずに福島で子育てをしている人はいないと思います。質問の問いが、原発事故の影響ありきの立場から投げかけられている様にしか感じません。それだけでなく不安なのに、こういった機会ですらに親は子どもに何をしてあげられるのか、何をしてあげているのか、と責められている様な気さえします。」(2013-1080)

「選択肢のすみずみに“福島の子供は可哀想”という仮説のもとに考えられた質問票であるように感じ、イライラします。」(2013-1459)

「余談ですが、問37(2013-問37:あなたとあなたの配偶者が最後に卒業した学校はどちらですか。)は、何の必要性があるのでしょうか。調査には、あたり前かもしれません。でも申し訳ありませんが、気分を害しました。ただでさえ、不安感やイライラ感が、あるのに、学歴のような事を問われている気がして、残念でした。今、福島に住む人々は、過敏で、繊細です。調査とはいえ、何か、説明が欲しかったです。」(2013-1774)

「このアンケートは、かなりプライバシーに関する質問が多くて、少し戸惑いを感じました。」(2013-1846)

「今も里帰り出産で実家に戻ってきているだけであり、アンケートの答え方がむずかしい。いつの家の線量の話なのかや、『震災後半年』と言われても答えられない。避難していないことが前提だったのか?アンケート内容も似ているものが多くやりづらかった。もっと終えた後にスッキリとした気持ちになる内容にしてほしい。2回目があるのなら少し考えていただきたい。」(2013-1979)

「職業、雇用形態、年収、学歴などは原発事故とは何の関係もないような気がします。時間をかけて書いているので、あまり関係のないような質問はない方がいいと思う。あとは、原発事故からかなり時間がたっている今、このようなアンケートをかいても、その時の気持ちをちゃんと

思い出せていないと思う。」(2013-2149)

「収入については収入や学歴で子どもがガンにでもなる事を想定している  
としか感じとれませんでした。最初からこのアンケート自体が上から目線  
のような感じ。」(2014-568)

「質問の項目が、どうしても、震災に結びつけるような回答になるよう、  
誘導されているように、感じてしまう。」(2014-604)

「前回もでしたが、不快にさせる質問が多いですね。協力はしていきたい  
と思いますので記入はしましたがこれを書いた後は不快きわまりないで  
す。」(2014-664)

「前回アンケートにお答えしていた時も感じた事ですが、〓〜ヵ月後、〜  
年後〓などという時系列での回答には無理があるなあ、という印象です。  
〜ヵ月たったから、〜年たったから、という事だけで回答が変わるという  
事はありません。前回の回答と今回の回答が違うのは単に季節のせい、あ  
るいは気分のせい、だったりします。」(2014-745)

「質問中にあった『保養』という言葉にはどうも違和感というか、抵抗感  
があります。学校や保育所の知り合いでそういう語を使う人を知りませ  
ん。一部の方はよく使うようですが、どうも、私たちの街が危険視されて  
いるようで、嫌な気持ちにすらなります。問 12 (2014 問 12:ここ半年間、  
保養にどれくらいの頻度で出かけていますか。)については『ない』にし  
ました。ただの旅行なら行きますが。) 親の心身の状態ですが、放射能の  
影響を問う質問 (問 14) (2014 問 14:あなたとお子さんの健康状態は、  
福島原発事故による放射能の影響をどの程度受けていると思いますか。)  
について。放射能なんかよりも、一部のメディアや web 上の方々の嫌が  
らせや差別の方がよほど(特に)メンタルへの影響がでてくると思います。  
そういうモノの調査はしないのでしょうか。」(2014-1104)

「前回とダブる質問が多いような…。もう少し簡素化してほしいです。大  
変でした (答えるのが) こういった取り組みは非常にありがたいです。た  
だ、あまり福島を特別視しないでほしいです。みんな普通に暮らしていま

す。震災のことを思い出すのは時々辛いです。」(2014-1560)

「質問についてですが。氏名明記の質問として何ヶ所か問題があるものがあると思います。(収入に関して(問37)(2016-問37:過去1年間のあなたのお宅の収入は、税込みでいくらぐらいでしたか。)や甲状腺の結果、病名の記入)など特定される事はないとしてもあまりに具体的すぎるのはどうなのでしょう。」(2016-1011)

「そろそろ10ページのようなネガティブな質問(精神健康度質問票:筆者注)はいらない気がします。アンケート内容が長くいつも同じなので、もう少し簡単に、もしくは終わりでよいと思っています。」(2019-397)

## (2) 肯定的な意見

「私自身福島に住みつづけるために頑張ってきた2年余りでしたが、未だに揺れ動いている内面がある事に改めて気づかされた設問が多々ありました。」(2013-2426)

「問われて、初めて考えることも、現在の状況の見直しもできるので、いい機会になったように感じております。」(2014-58)

## (3) 疑問

「何で収入と家計の質問があったの!？」(2013-1113)

「今回のアンケートもこまかい項目が多く、やはり家計や収入、雇用形態は記入する必要があるのか？」(2014-868)

「現状、うまくいっていないことが、全て災害のせいだと考えてしまうようなアンケート内容は、回答していて、いつもどうなのかと誤ってしまいます。」(2015-900)

「何度かアンケートの記入をしてきたのですが、『これって、原発のせい?』って疑問に思ってしまうことがあります。」(2016-987)

(4) 期待・注文

「毎年これ（アンケート）を続ける意図が分からないし、公表する必要があるのかよく分からない質問が多い。何を目的としているか分からないアンケートが続くのはどうかと思います。子育てに不安はあるものの、原発（事故）が全てではありません。色々な意味で環境を整えることは重要だと思いますが、アンケート内容を公表する目的をもっと明確にして内容を絞ってください。」(2013-436)

「正直、思っていた内容と違う項目もありました。もっと、聞いてほしい（というか聞くべき？）内容もあるのではと思う部分もありましたが。（例えば、私のように移住した場合の答え方とか・・）当事者が思うこと、当事者でない方々が思うことにはずれがあります。その部分が少し心配です。どうか私達を助けてください。よろしくお願いします。」(2013-1929)

「後半の内容が、福島に残っている方前提での質問が多かった為、もう少し、自主避難中の家庭にも配慮した質問内容（書き方）にさせていただいたかったです。」(2013-2473)

「アンケートの回答に『どちらともいえない』という項目があればと思いました。」(2017-165)

(5) その他

「住民票を置いているのは福島で、現在避難している人もいるので、このアンケートは現在の住まいが、この書類が送られてきた住所と異なっているため、分かりづらかった。」(2013-1167)

「体調の変化、心の変化全てが、原発事故とだけ結びつけられてしまいそのようなアンケートで、少し答えるのが難しいと感じたところがありました。」(2013-1503)

「質問に答えたり、他の方と話していたりして、今の身体や心の負担が、震災のせいなのか？原発事故のせいなのか？わからなくなる。」(2014-760)

「このアンケートを受けていると、震災よりも、私達の仕事のせいで子供

と一緒に遊べていなかったり、外遊びをさせてあげられなかったり、(帰宅が6:30なので、それから夕食を作る為、しかも今の時期は暗くなっていますし、夕食を作っている間はTVを見せている事がほとんどでした) そちらの方が問題なのかもしれないと思いました。」(2015-499)

「震災後、避難などした結果、県外に移住する道を選びました。なのでアンケートの「お住まいの地域」というくくりには答えにくいものも多いので、県外に住んでいる人はアンケートの内容を変えていただくと答えやすいです。」(2016-507)

「問7 (2017-問7: お子さんのここ半年間の行動についておうかがいします。)で子供の不調が多くなってしまいましたが、発達障害もあり、アンケートの答えた時期、不安傾向が強くなっていったため、このような回答をさせていただきます。」(2017-358)

「モニタリングポストが撤去されることはこの調査で知った。」(2019-389)

「子どもや私に関する体調についての質問も、チェックがつくのは事故のせいではなく、年齢のためかと思います…。」(2019-697)

#### 4.5 本プロジェクトについて

本プロジェクト(福島子ども健康プロジェクト)については第1回(2013年)から第7回(2019年)を通して肯定的な意見が多く、第1回(2013年)は、期待を寄せる声も多くあった。

##### (1) 否定的な意見

「勝手に個人情報を入力して自分達の研究として、最低なプロジェクトですね。こんなので税金を使用して国も教授たちも福島を利用して良かったですね。健康相談するくらいなら、実害が出てから金を使ってほしいものです。自分の子どもが何か勝手に実験・研究に使われているような気がしてなりません。」(2013-317)

「今回のプロジェクトも、『なぜ福岡?』とってしまったが、遠方の方々

が福島に住む親子を心配してくれるのはありがたいが、時々『ここ』に住んでみないのに何がわかる？と思ってしまう。温度差というか、うまく表現できないが。」(2013-2057)

「この健康プロジェクトもアンケートだけとって“環境を整える施策”なんてこの6年ないですよ？ただ記録をとりたくて利用されているだけの気がして、封筒が届くと嫌な気分になります。“安全な土地に住んでいて、福島になんて来たこと何回ありますか？”」(2017-47)

(2) 否定的だが、期待・注文がある

「このプロジェクトに以前も回答しましたが、それで何かが変わったと感じられることは一つもありません。(中略) 本当に子供たちの健康を考えるのであれば、アンケートなどのほかに定期的な健康診断（採決、尿検査（内部被曝）、甲状腺エコーなど）無償で実施していただいた方がよほど福島の親や子供たちの安心につながると思いますが。」(2014-1110)

(3) 肯定的な意見

「このようなプロジェクトを作り、私たち小さな子供を持つ母親たちの不安解消や、子供たちのこれからの未来に少しでも安心して生活できるようにと考えてくれているんだと思いますとてもありがたいと思います。」(2013-193)

「今回はこのようなプロジェクトを立ちあげていただきましてありがとうございます。(中略) 今回のプロジェクトにも積極的に協力していこうと思っています。どうぞよろしく願いいたします。」(2013-441)

(4) 肯定的であり、期待・注文がある

「今回のような、子育て世代や小さな子供達の為のプロジェクト、とてもありがたいです。様々な意見をまとめ、調査していくのは大変かと思いますが、よろしく願いいたします。」(2013-749)

「このようなプロジェクトが行われ、福島の子ども達に対して支援の手が

むけられることは、親として嬉しく思います。(中略) このプロジェクトで何か役に立つことがあれば、ご連絡ください。」(2013-759)

「遠く離れた福岡で、福島を心配して行動していただいていることに大変感謝いたします。よく、『モルモットみたいでイヤ』という県民もいるようですが、不幸にも初めての事故です。今回のことで、十分検証、研究がなされ、将来につながれば…と思っています。」(2013-1503)

「原発事故からもうすぐ3年経とうとしていて、世の中から忘れつつある出来事になりそうで恐い中、こんなプロジェクトを続けてくださって嬉しく思います。」(2014-515)

「福島のこと、遠くの方々も気づかってくださりありがとうございます。他県の方々と話すとき、『やはり人事だな』とさびしく感じることも多く、私達によりそっていただけることは本当に心強く感じます。」(2014-1463)

「このプロジェクトでは私が書いた内容に最初に反応してくださいました。すごく嬉しかったです。」(2015-704)

「このプロジェクトの小冊子を頂きありがとうございます。読んで色々な意見があるんだなと実感しました。これは、子供が成長し、大人になってからも、とてもためになる情報だと思うので、大切にしたいと思います。」(2015-927)

「福島子ども健康プロジェクトの皆様には、こうしてアンケートという形で、普段人に話せない悩みや不安を聞いていただき、それだけでも、いつも不安な気持ちがやわらぎます。こうして、福島の子供たちのこと、気にかけていただける方々がいる事にとっても感謝しております。これからの益々のご活躍期待しております。」(2017-247)

「この様な、プロジェクトを続けてくださっていることだけが頼りです。自分もできることは協力していかないと…と思うだけです。」(2017-573)

「長い期間にわたって私たちへの様々なお心遣いを示してくださっているプロジェクトの皆さんにも感謝申し上げます。」(2018-143)

「訪問していただき、お話がうかがえたことも励みになっております。寒

さ続きますので、お身体ご自愛ください。」(2018-196)

「いつも継続的に経過等を見守ってくださり、このようなプロジェクトがあることに感謝している。今後もよろしくお願いします。」(2019-62)

「健康プロジェクトありがとうございます。色々な情報や声をきいて、不安になったり安心したりの繰り返しです。続けていただきありがとうございます。」(2019-64)

「アンケートの回答が遅くなりすみません。手元に届く冊子を手に取りると、様々な考えや想いがあることに気付かされます。同じ県内にいながらも、どこか他人事のように感じることもあります。復興と一言でいうのは難しいですね…。いつもとりとめもなく書いてしまいすみません。時節柄、プロジェクトの皆様方におかれましては、どうぞご自愛ください。」(2019-636)

「『福島子ども健康プロジェクト』は私達の声を聞いてくれる唯一の団体の様な気がします。今後も、子供たちの生活環境が少しでも良くなる様、声を聞いて、社会、行政にも届けてほしいと思います。」(2014-1224)

#### (5) 疑問

「はっきり言えばこのプロジェクトの結果もどこまで信用してよいのか。事故後自分達の判断でここまで来ているので、信じられるのは自分しかないという気持ちになっている方も多いのではないのでしょうか。」(2013-833)

#### (6) 期待・注文

「文部科学省科学研究費の助成を受け、このようなアンケートをしているが、費用があるなら、除染に協力して、安心して、外出できる町にしてほしい。」(2013-284)

「今後フォローしていただくということで、ぜひ調査だけではなく、私たちの目に見える形でサポートもお願いしたいと思います。大変だとは思いますが、よろしくお願いします。」(2013-352)

「子供達を安全な所で遊ばせるプロジェクトとなり支援を長期に渡り実施してほしいです。」(2013-908)

「子ども健康プロジェクトを行っていただくのは有難いが、私達がまず必要としているのは除染だ。子どものために予算を使うのであれば、語り合う場やこのような郵送料よりも除染に使ってほしい。私達は子どものことを思い、自分自身が被曝しながらも除染活動を行って生活している。それでも通常の線量よりはるかに高い線量の中で生活している。遠く福岡で考えていただくより、現地福島に来ていただいて、一軒でも多くの住宅を除染していただいたほうがよほど有難い。除染された住宅はまだほんの一部ですから…。ホットスポットもありますが、国や県によると健康に影響はないそうですから、ぜひ福島にお越しいただければと思います。」(2013-1357)

「こういった災害には、1つの答えがある訳ではないので、自分をしっかりと持ちたいと考えており、このようなアンケートが、どのように役に立つのかも分かりません。実際に、県外に避難された方は、未だに福島に戻るのを恐れているとも聞きます。その温度差が取り除かれれば、晴れ晴れとできるのですが、地域毎の認識のズレを考えたプロジェクトの動きであればと思います。」(2013-2047)

「このプロジェクトのおかげで、福島の子供達に公園や絵本、あそび場ができたというニュースなど聞きません。(中略)福岡と遠くから文書で何だかんだと言うならば、福島県に住んで健康プロジェクトを考えてほしいと、本当に願います。よろしく願います。」(2014-568)

「自分でも我が子たちにこの思いを伝え、伝わってほしいと願いますが、こうして、プロジェクトを、立ち上げた皆さまには調査に関わった子ども達が成人し、悩み迷った時に私たち世代の覚悟を、メッセージを福島へ、日本中へ、世界中へ伝えていただける何かを形に残してほしいと思います。そうであれば、協力したいと思いますし、意義のある事だと思います。モルモットではない私達は決してアンケート結果だけを残すことを望んで

いません。声を発信する方法のない私達、子ども達の為に、代わりに社会へ…どうぞよろしく願いいたします。」（2014-627）

「こちらの調査をされている福岡大学さまにお願いがあります。もちろん福島県内にのこった方が優先だと思いますが、昨年度のような健康相談会をぜひ米沢、山形市や新潟のように避難者が多い県でも行っていただけたらとてもありがたいのですが…。皆、地元へはなかなか相談をするために戻れませんので。」（2014-799）

#### （7）その他

「保養関係のお得な情報があることもこのプロジェクトのアンケート結果で少し知りました。」（2015-1011）

「このプロジェクトが来るたび、あの時を思い出します。そして、自分の気持ちの変化にもおどろきます。」（2018-228）

## 4.6 カードについて

クリスマスカードやバースデーカードなどカードについては第2回（2014年）以降、肯定的な意見が続いている。2013年の12月から、調査対象者の子どもへクリスマスカードを送付し始めた。翌年からはバースデーカードを送付している。肯定的な意見には、単純な謝辞の他に、子どもが喜んでいるという声、見守ってくれる人がいる、心強く感じるなどの声がある。

#### （1）否定的な意見

「子供へのカードを送る気づかいよりも、もっと前向きな研究報告、マスコミへの情報提供を願います。」（2015-112）

「紙がもったいないので、Birthday カードいりません。」（2019-528）

## (2) 肯定的な意見

「クリスマスカードありがとうございました。娘は、思いがけず届いたカードを見て、まるで、サンタさんから届いたのかと思う程、とても感激していました。お礼のおたよりもせず申し訳ありませんでした。今日は私が、これを書いている間、娘は退屈することなく「ぬりえ」に取り組んでいたもので、助かりました。」(2014-28)

「クリスマスカードありがとうございました。息子が大変喜んでおりました。息子のひき出しを開けたら、大切にしまってありました。」(2014-410)

「クリスマスカードありがとうございました。『あなたのことを心配してくれてる人がいるのよ。』と教えたらカードを見て喜んでいました。机にかざってあります。」(2014-823)

「昨年のクリスマスに子供あてにクリスマスカードを送ってくださったのは、このプロジェクトの方達ですよ！息子はまだ字が書けないのでお返事は書けませんでした、かなり喜んでおりました。ありがとうございます！」(2014-1118)

「クリスマスカード、毎年ありがとうございます。障害のある息子ですが、『今年も来た！』と喜んでいます。」(2018-55)

「いつもバースデーカードなどありがとうございます。息子は“やったー！”と喜んでいます。お兄ちゃんはいいなあと言いながら、でも2人で仲良くみています。」(2018-254)

「バースデーポストカードなど、ありがとうございます。6～7年前は、アンケートがわずらわしく、私たちは、実験材料か！？と、イライラしていました、今では、『遠くに見守り励ましてくださっている団体がいるんだなー。』と、温かい気持ちになれます。」(2018-267)

## 4.7 謝礼について

謝礼の図書カードについては、第1回(2013年)は否定的な意見があったが、第3回(2015年)以降は見られなくなった。

(1) 肯定的な意見

「前は、提出が遅くなったのに関わらず、ごていねいに図書カードまでありがとうございました。」(2014-413)

「前回いただいた図書カードで子供に絵本を買いました。ありがとうございます。」(2014-464)

「本を読むことが大好きな子なので、謝礼として頂く図書カードも嬉しく、活用させていただいています。本当にありがとうございます。」(2017-186)

「誕生日のカード、図書カードなどは子どもも喜んでいて嬉しく思っています。ありがとうございます。」(2019-397)

(2) その他

「謝礼などいません。このアンケートをとった言葉、思いを国や東電、うたえてください。私達個人が何を言ってもこの何年もとりいてくれるところはありません。意味のあるアンケートにしてください。」(2013-1093)

## 5. 自由回答の変化から読み取れるもの

調査のあり方に言及した自由回答のうち「本調査について」が半分以上を占め、次に、「調査票の問いについて」と「本プロジェクトについて」が多い。また、第1回（2013年）では「否定的な意見」が最も多く、第2回（2014年）以降は「肯定的な意見」が最も多い。なぜこうした変化が生じたのか。こうした自由回答の変化から読み取れるものは何だろうか。

表5 調査に言及した回答の記述内容の分類1 (上段: 件数、下段: 割合)

|                    | 計             | 第1回<br>(2013年) | 第2回<br>(2014年) | 第3回<br>(2015年) | 第4回<br>(2016年) | 第5回<br>(2017年) | 第6回<br>(2018年) | 第7回<br>(2019年) |
|--------------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 調査というものの<br>全体について | 32<br>(6.3)   | 21<br>(14.6)   | 6<br>(5.8)     | 3<br>(4.8)     | 1<br>(2.1)     | 0<br>(0.0)     | 0<br>(0.0)     | 1<br>(1.6)     |
| 本調査について            | 259<br>(51.1) | 83<br>(57.6)   | 44<br>(42.3)   | 29<br>(46.8)   | 18<br>(38.3)   | 31<br>(60.8)   | 21<br>(55.3)   | 33<br>(54.1)   |
| 研究について             | 20<br>(3.9)   | 8<br>(5.6)     | 4<br>(3.8)     | 3<br>(4.8)     | 0<br>(0.0)     | 2<br>(3.9)     | 1<br>(2.6)     | 2<br>(3.3)     |
| 調査票の問いに<br>ついて     | 75<br>(14.8)  | 33<br>(22.9)   | 15<br>(14.4)   | 6<br>(9.7)     | 6<br>(12.8)    | 5<br>(9.8)     | 2<br>(5.3)     | 8<br>(13.1)    |
| 本プロジェクト<br>について    | 74<br>(14.6)  | 22<br>(15.3)   | 24<br>(23.1)   | 7<br>(11.3)    | 3<br>(6.4)     | 5<br>(9.8)     | 4<br>(10.5)    | 9<br>(14.8)    |
| カードについて<br>(※)     | 114<br>(22.5) | 0<br>(0.0)     | 29<br>(27.9)   | 22<br>(35.5)   | 21<br>(44.7)   | 13<br>(25.5)   | 13<br>(34.2)   | 16<br>(26.2)   |
| 謝礼について             | 15<br>(3.0)   | 6<br>(4.2)     | 5<br>(4.8)     | 1<br>(1.6)     | 0<br>(0.0)     | 1<br>(2.0)     | 1<br>(2.6)     | 1<br>(1.6)     |

※ 2013年12月より、毎年12月にクリスマスカードを送付し、2014年度より、バースデーカードを送付している。

表6 調査に言及した回答の記述内容の分類2 (上段: 件数、下段: 割合)

|        | 計           | 第1回<br>(2013年) | 第2回<br>(2014年) | 第3回<br>(2015年) | 第4回<br>(2016年) | 第5回<br>(2017年) | 第6回<br>(2018年) | 第7回<br>(2019年) |
|--------|-------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 肯定的な意見 | 229<br>45.2 | 16<br>11.1     | 49<br>47.1     | 31<br>50.0     | 29<br>61.7     | 27<br>52.9     | 29<br>76.3     | 48<br>78.7     |
| 否定的な意見 | 120<br>23.7 | 61<br>42.4     | 30<br>28.8     | 10<br>16.1     | 3<br>6.4       | 8<br>15.7      | 1<br>2.6       | 7<br>11.5      |
| 疑問     | 53<br>10.5  | 25<br>17.4     | 11<br>10.6     | 8<br>12.9      | 5<br>10.6      | 1<br>2.0       | 1<br>2.6       | 2<br>3.3       |
| 期待・注文  | 104<br>20.5 | 49<br>34.0     | 25<br>24.0     | 10<br>16.1     | 3<br>6.4       | 11<br>21.6     | 3<br>7.9       | 3<br>4.9       |
| その他    | 83<br>16.4  | 22<br>15.3     | 12<br>11.5     | 12<br>19.4     | 9<br>19.1      | 10<br>19.6     | 8<br>21.1      | 10<br>16.4     |

各回のサンプル脱落数を表7に示す。表6は意見の数、表7は人数であるため、数が異なる場合がある。なぜなら、一人が複数の項目について否定的な意見を述べている場合もあるからだ。

表7 各回のサンプル脱落数

| 第1回→第2回       | 人数        | 割合 (%)      |
|---------------|-----------|-------------|
| 第1回で否定的な意見の人  | 57        | 100.0       |
| 否定的→肯定的       | 2         | 3.5         |
| <b>否定的→脱落</b> | <b>21</b> | <b>36.8</b> |
| 否定的→否定的       | 5         | 8.8         |
| 否定的→その他       | 29        | 50.9        |

| 第2回→第3回       | 人数        | 割合 (%)      |
|---------------|-----------|-------------|
| 第2回で否定的な意見の人  | 29        | 100.0       |
| 否定的→肯定的       | 1         | 3.4         |
| <b>否定的→脱落</b> | <b>13</b> | <b>44.8</b> |
| 否定的→否定的       | 1         | 3.4         |
| 否定的→その他       | 14        | 48.3        |

| 第3回→第4回       | 人数       | 割合 (%)      |
|---------------|----------|-------------|
| 第3回で否定的な意見の人  | 10       | 100.0       |
| 否定的→肯定的       | 0        | 0.0         |
| <b>否定的→脱落</b> | <b>3</b> | <b>30.0</b> |
| 否定的→否定的       | 0        | 0.0         |
| 否定的→その他       | 7        | 70.0        |

| 第4回→第5回       | 人数       | 割合 (%)       |
|---------------|----------|--------------|
| 第4回で否定的な意見の人  | 3        | 100.0        |
| 否定的→肯定的       | 0        | 0.0          |
| <b>否定的→脱落</b> | <b>3</b> | <b>100.0</b> |
| 否定的→否定的       | 0        | 0.0          |
| 否定的→その他       | 0        | 0.0          |

| 第5回→第6回       | 人数       | 割合 (%)     |
|---------------|----------|------------|
| 第5回で否定的な意見の人  | 7        | 100.0      |
| 否定的→肯定的       | 0        | 0.0        |
| <b>否定的→脱落</b> | <b>0</b> | <b>0.0</b> |
| 否定的→否定的       | 0        | 0.0        |
| 否定的→その他       | 7        | 100.0      |

| 第6回→第7回      | 人数 | 割合 (%) |
|--------------|----|--------|
| 第6回で否定的な意見の人 | 1  | 100.0  |
| 否定的→肯定的      | 0  | 0.0    |
| 否定的→脱落       | 1  | 100.0  |
| 否定的→否定的      | 0  | 0.0    |
| 否定的→その他      | 0  | 0.0    |

当初は、調査依頼を受けてのネガティブな心情や、本調査・プロジェクトに対する疑問・批判などの批判的な回答が優勢であったが、これらは回を追うごとに減少し、代わって、調査への賛同や、謝辞などの肯定的反応、そして本プロジェクトへの期待・注文の記述の比重が高まっている。

こうした変化には、大きく分けて3つの要因があると考えられる。

第1に、調査参加者の構成自体の変化がある。すなわち、調査に対して批判的な意見を述べた人のうち相当数の人が次の回には回答しなくなり、批判的な意見の数が相対的に減少したことによる影響である。例えば、第1回調査で否定的な意見を含む回答をした57名に注目すると、うち37%にあたる21名が、第2回調査には回答しなかった。同様に、第2回調査で否定的な意見を含む回答をした29名のうち、45%にあたる13名が、次の第3回調査に回答しなかった。このように調査に対して批判や疑問の意見を持つ参加者が一定程度、退出していくことで全体の意見の構成が変化した側面があることは否定できないだろう。

第2に、回答者の状況や、それに対する受け止め方が実際に変化したという可能性がある。例えばある回答者は、第2回調査（2014年実施）で、事故の数ヶ月後の状況について「県より3月11日以降の生活を事細かに書くよう、厚い冊子が送られてきた時は、本当に自分達が、被曝者として実験台にされているような気持ちになりました」とふりかえった。そのうえで、「しかし1年2年と時が過ぎる中でその受け止め方にも変化が出てきた（中略）数十年後、再び何処かで原子力災害が起こった時、私達のデータが何らかの形で役に立てばいい」（2014-463）と述べている。

第6回調査（2018年実施）では、次のように、とくに本調査に対する受け止め方の変化に直接触れた記述もあった。

「最初は、福島の事故の事を利用して、勝手に反発するような気持ちでアンケートに回答していました。すみません。現在では、長く見守っていただいていることに感謝しています」（2018-52）

「6～7年前は、アンケートがわずらわしく、私たちは、実験材料か！？と、イライラやっていましたが、今では、『遠くに見守り励ましてくださっている団体がいるんだなー。』と、温かい気持ちになれます」（2018-267）

第3に、こうした変化の要因の一部として、調査実施者側からのアプローチにも一定の効果があった可能性はあるだろう。第1回調査開始時に宣言したように、年に1回毎年1月に調査を実施し、その年の夏までには必ず調査結果を調査回答者に送付してきた。また、参加者からの疑問や質問はもとより、感謝の言葉をいただいた時には、できる限り手紙や電話等で応答した。2013年12月からは調査対象者である子どもたちの喜びとなればと、誕生日とクリスマスにはカードを送付している。加えて、毎年数回、研究者が福島の調査対象者家族を訪問し、直接話を聞く機会を設定している。こうした調査の安定的・着実な継続、調査参加者との丁寧なコミュニケーション、そして現地訪問によるインタビュー調査の実施などによって、調査参加者との間での信頼関係の醸成に努めてきており、回答の変化にはこうした努力に対する評価も一定程度は反映されているといえるだろう。

このように自由回答を通じて読み取れる調査参加者の調査に対する捉え方について、回を追うごとに肯定的な内容が増加する傾向が見られるのは、複数の要因によるものと考えられる。この全体的な変遷を確認した上で、次に、調査参加者から寄せられた批判的な意見の主なポイントを取り上げて検討したい。

様々な批判的記述の中でも、調査依頼を受けることによって、ストレスや心痛、不愉快、不安などのネガティブな心情を惹起させられたという訴

えが多かったことが注目される。割合としては第1回調査が最も高く、その後、減少傾向ではあるものの、第5回(2017年)で8件(調査のあり方に言及した自由回答のうち15.7%)、第7回(2019年)でもなお7件(同11.5%)が、この種の回答を寄せている。これ以外の人たちの状況については推測するしかないが、調査依頼を受けた際に同様の心情を持ちながらもあえて記述はしなかった回答者や、こうした心情が原因となって回答自体を見合わせた人たちが、相当数いるものと思われる。事故から数年を経てもなお、原発事故に関連する調査を依頼するという行為自体が、当事者にとってはストレスの原因となりうることを示している点で、きわめて重要である。

しかも、こうしたネガティブな心情は、本調査、本プロジェクトに対する苦情を越えて、「調査」や「研究」、ひいては「科学」「専門家」といったものに対するトータルな不信感が表現されたものと考えられる。それを象徴するのが、自分たちが「実験材料」「モルモット」とされているのではないかという疑念や、県外からの調査依頼に対する不信感、不快感に関する記述であった。また、本調査やプロジェクトに対する批判・疑問の記述の中でも、調査の意義や目的に対する疑問の投げかけや、予算があるなら調査や研究以外のもっと効果的な目的に用いるべきだという記述があったが、これらも調査や研究、それを行う専門家への不信感を表したものと理解できよう。

こうしたトータルな不信感は、より直接的に、原発事故による被害・影響に関する調査全般への否定的なコメントの形でも表れている。その内容は大きく分けると、①類似の調査依頼が多く、煩わしく感じていること、②調査の結果が現実に役立っているようには思えないこと、③これまで受けた調査では結果についてフィードバックや説明がなかったり不足したりしたこと、④調査を受けることによって不安ばかりが増す経験をしてきたこと——などであった。こうした好ましくない経験や、それを通じて形成された不信感が存在する中では、「この調査、このプロジェクトについて

の説明を丁寧にくせれば、理解を得られるはず」という前提が通用しない状況が生じていたと言える。

「実験材料」とされているという疑念や、県外からの調査依頼に対する不信感も含めて、これら「調査」一般に対する不信感が表れた記述は、回を追うごとに減少しており、とくに第4回（2016年）以降はほとんど見られない。ただこれは、こうした意見そのものが当事者の間で弱まった結果というより、もともと調査一般に対して強い不信感、不快感を抱いている人が初めから回答しなかったり、一度は回答しても次からは参加しなくなったりしたことも大きく影響していると捉えるべきであろう。

第1回（2013年）から第2回（2014年）にかけて目立った調査票の質問項目に対する苦情の背景にも、同様に調査や研究というものに対する不信感があると考えられる。この点での苦情は、収入や学歴などの社会経済的背景に関する質問と、質問の多さ・細かさの2点に集中した。このような調査において回答者の社会経済的背景に注目することは、調査実施者である研究者にとってはある意味で自明なことであり、いわばその常識に従う形で、収入や学歴に関する質問も調査票に盛り込まれている。社会調査一般の水準から見て、調査票の質問項目やその問い方自体に、突出してプライバシーを詮索するような要素があったとは言えないであろう。しかしながら、調査というものに対して上述のような不信感が初めから存在する中で、そこには研究者側の常識が必ずしも通用しない面があった。これらの質問は、原発事故によって全く理不尽に受けている様々な被害や影響を、あたかも個々の調査参加者の社会経済的背景に帰する形で説明・理解しようとするような印象を与えたのではないだろうか。また、質問の多さや細かさという指摘も、調査実施者としては項目を厳選して構成した調査票も、調査参加者にとっては、回答する側の負担感や様々な都合に対する配慮を欠いているように感じられたことの表れであると考えられる。

第1回調査（2013年）では、調査結果を生かして、「今後、小さなお子さんを持つお母様たちが、原発事故や子育てに関する不安を自由に語り合

う場を作りたい」と述べつつ自由回答を求めたが、この語り合いの場を作るという構想に対しても批判が寄せられた。回答から読み取れるその直接の理由は、話し合いの場を作ったとしても争いや不安を増幅する結果にしかないし、実質的な「解決」にはつながらない、というものであった。

今から振り返ってみれば、調査参加者との具体的な接点がほとんどない第1回調査（2013年）の時点で、こうした形で「語り合いの場」を提案することには無理があったと言わざるをえないし、多くの住民が、特段そうした場の必要性を感じていなかったというのが現実かもしれない。ただ、語り合いの場の提案に対する批判的な反応の背景には、そうした実際上の妥当性や必要性の問題に加えて、唐突に外部から「これが必要なはず」と決めつけられ、押しつけられたという感覚があったのではなからうか。質問項目へのコメントの中に、「現在避難をしている人には、答えにくい質問がある」という記述があったが、これも単に技術的な不備を指摘したのではなく、同様の感覚に基づく面もあるだろう。つまり、本調査の一部の質問が、福島県内への居住を前提として回答を求めているような表現となっていることは、とくに避難中の調査参加者にとっては、あたかも調査実施者が、避難をせず元の住所に留まることが「標準」であると考えているように受け止められた可能性がある。

また、本調査に対する疑問、批判の中には、生活や健康状態の全てを、原発事故と結びつけるような調査は不適當だとの意見も見られた。住民にとって原発事故の被害や影響は大きいとはいえ、当然のことながら、その生活の全てが原発事故で埋め尽くされているわけではない。このような意見は、数としては決して多くはないものの、事故の被害や影響以外の側面も含む日常生活が、この調査により、丸ごと原発事故と関係していると決めつけられるような違和感を表現していると理解できるだろう。

このように多様で複雑であるはずの住民の生活のあり方について、外部から突然現れた研究者が一方的に決めつけ評価しようとしている、という印象を持つ人がいても不自然ではない。そのことへの反発が最も直接的に

表れたのが、「語り合いの場」の提案への批判的なコメントであったと考えられる。

プロジェクトへの期待や注文として最も記述が多かったのは、調査・研究だけでなく実質的な支援や改善を求める意見であった。また、調査に対する批判の文脈では、「予算があるなら調査以外の、より実質的に役立つことに用いるべきだ」という記述もあった。調査参加者にとっては、「調査」や「研究」と、「目に見える改善」やそのための「具体的な活動」とは必ずしも直接結びつかず、場合によってはトレードオフの関係にあるとすら受け止められている。

これに対して研究者は、研究と問題解決との間の距離は意識しつつも、しばしば希望的観測を込めて両者を連続的に考える傾向があると言えるだろう。「原発事故後の親子の生活と健康を記録し、子どもたちが健やかに成長する環境を整えるのに必要な施策を提案すること」（第2回調査票より）が本調査の目的であるといった説明も、そうした考え方を表している。しかし調査参加者の中には、これでは問題解決への道筋として、あまりに迂遠すぎると不満を感じる人が少なくなかったと思われ、それが上記のような不満の表明につながったものと思われる。研究者にとって、こうした反応は少なからず驚きや戸惑いを感じさせるものだろう。

両者の溝を埋めることは容易ではないが、研究と問題解決との間の距離感や連続性に関して、調査参加者と研究者との間で認識に大きな違いがあるという前提から出発せざるをえないだろう。7年間の自由記述の変遷を全体として捉えると、調査参加者にとっての調査の意味は大きく変化してきたと言える。当初はストレスや心痛、不安を引き起こす原因であったものが、例えば、原発事故の風化を防いだり、自分自身も事故当時のことを思い出し、生活や育児を見つめ直すきっかけとなったり、積極的な意味づけがなされるようになってきた。

毎回の調査で寄せられる自由回答には、代表である成元哲をはじめ、プロジェクトのメンバーが、1件ずつ全て目を通してきた。個別の意見に対

してすべて返信などをしてきたわけではないが、とりわけここで見てきた意見に応答する形で試行錯誤を繰り返す中で、調査者にとっての調査の意味も変容してきている。とくに当初は、調査結果を踏まえて、主に子どもの母親である調査参加者たちが、原発事故の被害・影響を受ける中での子育ての不安や生活上の問題を語り合う場を設けることや、子どもの健やかな成長に必要な環境を整えるための施策の提案を目指してきた。しかし、上に見たような調査参加者からの反応を通じて、語り合いの場の提案に対する批判や、調査と実際の問題解決との間のギャップの問題に向き合う中で、子どもの成長に伴う生活と健康の変化をできるだけ長期間にわたって定期的に調査し、記録として次世代に伝えていくことに重点を置くべきであるという認識にシフトしてきた。語り合いの場づくりや、施策の提案が必要であるという基本的な考え方は現在も変わらず、プロジェクトの一部としてそれらに向けた取り組みも進めているが、7年間にわたって調査を継続する中で、調査者にとっての調査の意味づけが変化してきたことは間違いない。

ここで社会調査が、分断の再生産につながらないようにするためには何が必要か、という当初の問題意識に立ち戻ってみたい。分断のトラウマを抱える地域において、社会調査が分断の固定化や再生産ではなく、その修復に寄与できる可能性はどこにあるのか。その一つの手がかりが、今ここで述べたような調査者と調査参加者との間の相互作用の過程に含まれていると思う。すなわち、とくに本調査のような長期にわたる追跡調査の場合、調査を実施する研究者と、一般には研究の「対象」と考えられる調査参加者とが、調査の過程で様々な相互作用をする中で、お互いにとっての調査の意味がその都度、更新されることが起こりうる。そうした変化に開かれていなければ、そもそも長期にわたる追跡調査は成立しえないであろう。この更新のプロセスは、それまで自らが抱いていた調査の意味が解体され再構成されるという点で、それ自体が、修復的なプロセスである。本調査自体が、十分に修復的なものであったかは別途、客観的な評価、判定を受

ける必要があるが、少なくとも、こうした意味での修復的な社会調査というあり方が、分断のトラウマを抱える地域における社会調査の一つの指針となると思われる。

### 【参考文献】

眞嶋俊造・奥田太郎・河野哲也編著, 2015, 『人文・社会科学のための研究倫理ガイドブック』慶応義塾大学出版会.

似田貝香門, 1974, 「社会調査の曲がり角——住民運動調査後の覚書」『UP』24: 1-7.

中野卓, 1975, 「社会学的調査と『共同行為』——水島工業地帯に包み込まれた村々で」『UP』33: 1-6.

安田三郎, 1975, 「『社会調査』と調査者-被調査者関係」『福武直著作集 第2巻』東京大学出版会: 488-499.

桜井厚, 2003, 「社会調査の困難——問題の所在をめぐって」『社会学評論』53 (4): 452-470.

松田素二, 2003, 「フィールド調査の窮状を超えて」『社会学評論』53 (4): 499-515.

井腰圭介, 2003, 「社会調査に対する戦後日本社会学の認識転換——『似田貝-中野論争』再考」『年報社会科学基礎論研究』2: 26-43.

森下直紀, 2010, 「水俣病史における『不知火海総合学術調査団』の位置——人文・社会科学研究的『共同行為』について」山本崇記・高橋慎一編『「異なり」の力学——マイノリティをめぐる研究と方法の実践的課題』生存学研究センター報告, 14: 319-348.

似田貝香門編, 2008, 『自立支援の実践知——阪神・淡路大震災と共同・市民社会』東信堂.

日本社会学会, 2016, 「日本社会学会倫理綱領にもとづく研究指針」, 日本社会学会ウェブサイト (2019年10月5日取得, <https://jss-sociology.org/about/researchpolicy/>).

石牟礼道子, 1969, 『苦海浄土 わが水俣病』講談社.

- 石牟礼道子, 2017, 『花びら供養』平凡社.
- 矢守克也, 2010, 『アクションリサーチ——実践する人間科学』新曜社.
- 宮内泰介, 2003, 「市民調査という可能性——調査の主体と方法を組み直す」『社会学評論』53 (4) : 566-578.
- 植田剛史編, 2017, 『社会調査の成果を社会に還元するために——調査実践をとりまく磁場と調査者の役割を再考する (愛知大学人文学研究所 2017 年度ワークショップ報告書)』愛知大学人文社会学研究所.
- Bruce D. Sales, Susan Folkman, eds. 2000, *Ethics in Research with Human Participants*, American Psychological Association, Washington, DC.
- Floyd J. Fowler, Jr., 2002, *Survey Research Methods: Third Edition*, Sage Publications, Inc.
- Fran H. Norris, Sandro Galea, Matthew J. Friendman and Patricia J. Watson, 2006, *Methods for Disaster Mental Health Research*, New York: The Guilford Press.
- Havidan Rodriguez, Enrico L. Quarantelli and Russell R. Dynes, 2007, *Handbook of Disaster Research*, Springer Science+Business Media, LLC
- J. Michael Oakes, Jay S. Kaufman, eds. 2006, *Methods in Social Epidemiology*, San Francisco: Jossey-Bass A Wiley Imprint.
- 佐藤健二, 2011, 『社会調査史のリテラシー——方法を読む社会学的想像力』新曜社.

### 〔謝辞〕

本稿は、福島子ども健康プロジェクトが毎年1月に行っている「福島原発事故後の親子の生活と健康に関する調査」のデータを分析したものです。調査にご協力いただいた方々に深く御礼申し上げます。本稿の分析に先立って、筆者らは第15回科学技術社会論学会年次研究大会（2016年11月5-6日、北海道大学）で、同プロジェクトにおける調査者と調査参加者との間の認識のギャップについて報告しました（三上直之・成元哲「『参加型リサーチ』の限界とその克服の可能性」）。当日、質問やコメントをくださった方々に感謝申し上げます。また、自由回答データの分類に際して

は、福島子ども健康プロジェクト事務局の稲垣亜希子さんに多大なご助力をいただきました。記して感謝申し上げます。本研究は、科研費(24330165、15H01971、19H00614)とトヨタ財団研究助成(D18-R-0325)による成果の一部です。調査票、速報値や既発表論文は福島子ども健康プロジェクトホームページ (<https://fukushima-child-health.jimdo.com/>) から無料でダウンロードできます。



## 執筆者紹介 (執筆順)

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 木田 勇 輔  | 椋山女学園大学文化情報学部 准教授  |
| 成 元 哲   | 中京大学現代社会学部 教授      |
| 河村 則 行  | 名古屋大学大学院環境学研究科 准教授 |
| 中  寫 洋  | 中京大学現代社会学部 准教授     |
| 伊藤 葉 子  | 中京大学現代社会学部 准教授     |
| 河口 尚 子  | 中京大学現代社会学部 非常勤講師   |
| 牛島 佳 代  | 愛知県立大学看護学部 准教授     |
| 向井 良 人  | 熊本保健科学大学保健科学部 准教授  |
| 除 本 理 史 | 大阪市立大学大学院経営学研究科 教授 |
| 三 上 直 之 | 北海道大学高等教育推進機構 准教授  |

### ◆編集後記

新元号“令和”となり、即位祝賀の雰囲気が冷めやらぬ今期に、『中京大学現代社会学部紀要』第13巻第2号をお届けします。平和、災害、環境、福祉といった重要な課題に現代人一人ひとりが真摯に向き合う時代となっています。今号では、地域格差、ホームヘルプ事業史、地域移行支援、水俣病、原発などを主題とし、将来を考える一助となる研究論文が集まったことを嬉しく思います。タイトなスケジュールのなか、執筆者各位におかれましては期日までにご入稿下さり、誠に有難うございました。また、4本の取り下げがありましたので、次号へのご投稿を心よりお待ちしております。

現代社会学部紀要編集委員

森田次朗・中 寫 洋

## 中京大学現代社会学部紀要 第13巻 第2号 (旧) 社会学部紀要通巻第65号

発行日 2019年12月18日 (2019年度)

発行所

中京大学現代社会学部

〒470-0393 豊田市具津町床立101

発行者

加藤晴明

編集者

現代社会学部紀要編集委員会

印刷所

常川印刷株式会社

名古屋市中区千代田2-18-17

CHUKYO UNIVERSITY  
FACULTY OF CONTEMPORARY  
SOCIOLOGY BULLETIN

---

---

Volume XIII, Number 2

2 0 1 9

---

---

C O N T E N T S

<Articles>

The determinants of the disparity of social network in the city:  
A community-level study in Nagoya

..... Yusuke Kida ( 1 )  
Woncheol Sung  
Noriyuki Kawamura

Fighting Life and Oath of Yoshimasa HANASATO  
Immediately After the End of the World War II

— Focusing on the Distress and Growth of a Propeller in Home-help Service —  
..... Hiroshi Nakashima ( 31 )

The current situations and issues of community transition support  
practices for young adults with disabilities in institutions.

— implications by the research of the institutions for people with disabilities in Tokai four prefectures —  
..... Yoko Ito ( 55 )  
Naoko Kawaguchi

Current status and issues of community resilience around Minamata disease from the  
perspective of corrosive communities after the Fukushima nuclear accident

..... Kayo Ushijima ( 83 )  
Woncheol Sung  
Yoshito Mukai  
Masafumi Yokemoto

Transformation of relationships between researchers and survey participants in long-term follow-up survey :  
Survey on life and health of parents and children after the Fukushima nuclear accident

..... Woncheol Sung ( 127 )  
Naoyuki Mikami  
Kayo Ushijima

---

CHUKYO UNIVERSITY  
FACULTY OF CONTEMPORARY  
SOCIOLOGY BULLETIN

*Editorial Committee*